

I-23

版權  
所有

史學普及雜誌社

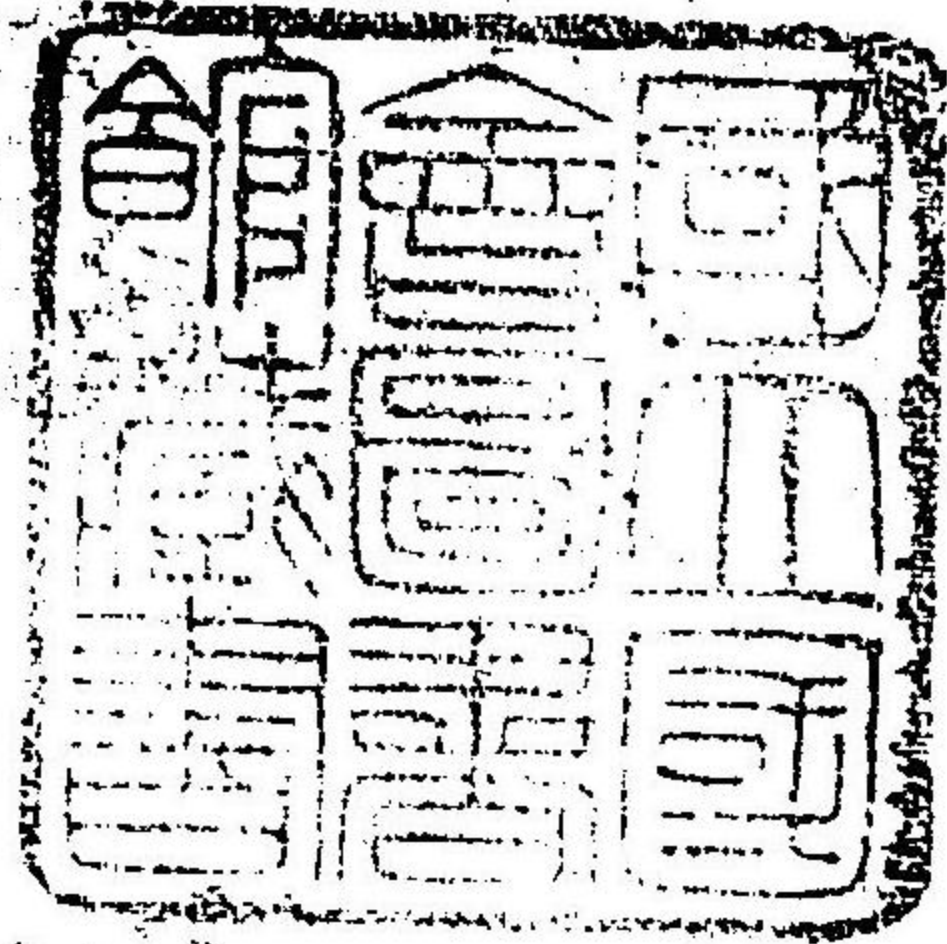
# 皇室御史

史學普及雜誌

主筆 廣池千九郎

編輯  
廣池千九郎

288. 4 H 549 R



# 皇室御史物語目録

●本書の材料は今回始めて京都より発見せる新奇のもの多し

## 第壹章

足利織田豊臣三氏執政時代の皇室(應仁亂後皇室の慘狀)

●武門の崛起●戰爭續打●義政の暴政●應仁の亂●其景況●京洛の大火●二十余万人の居一時に化燼す●非道の行幸●應仁以後の諸侯の狀●幕府の威令●後土御門帝崩御の慘狀●即位を行ふを得ず●細川政元の暴言●本願寺の献金●後柏原帝の逃憤●大内義興の上洛●後奈良帝即位●京師の慘狀●公卿の遊説●供御乏絶●中御門大納言の應仁亂後の日記●其詳況●天子の御屍を盗て私葬するに至る●三條橋より皇居見ゆ●關白袋の由來●後奈良帝の宸筆多き理由●新参官人の由來●大内今川北條等の献金●三條内府の傳●大内義隆●伊東義祐●公卿多く周防に流浪して死す●正親町帝の即位●毛利家の献金●足利の滅亡●驚くべき事●織田信秀の勤王●信長の密教を受けし由來●信長の入京●江村專將皇室の慘狀を見て之を諱る●其景況●神澤社口其見聞の事を筆記して世に傳ふ●其書中にある記事●本願寺の設立●京都市街の變遷●秀吉京の町を再興す●應仁亂後の京師の文學●驚くべき實見の發事●織田の滅亡●秀吉天下を取る●聚樂行幸の原因景況及結果●盟誓の例●後陽成帝の御製●皇室の御喜●豐臣時代の御料●俗説一項

## 第貳章

(上) 内情

徳川氏執權時代の皇室(徳川氏の皇室に對せし處置及皇室の御

●公卿の卑屈●關原戰後家康入京の狀●入京古今の例●皇室の徳川氏を遇せし始●古來武門の亡ひたる大原因●世界に稀なる大政事家の策畧●大坂の役に天子を扶むの議あり●伏見城に諸侯を會す●二條城にて禁裏十七條を發布す●十七條全文●公武十八條の全文●家康勅命を矯め勅命を抑ゆ●朝官任用法●守護職任用法●御内事に干渉す●

# 皇室御史

廣池千九郎編述

廣池千九郎編述

## 第一章

足利織田豐臣三氏執政時代の皇室應仁亂後皇室の慘狀

昔王綱紐を解き源平戦ひ起るに及び天下一日も遐邇太平の時これなく都の内を血の海と變し六十余州を屍の山と化せし事其幾回あるを知らずかくて一戦亂を重ぬる毎にいよいよ益皇室の御被滅を滅し人民の苦痛を加へ而して應仁の大亂に至りては方に其極点に達したり實に足利義政が其中興の時期に當れる同家の八代目を嗣ぎて將軍の坐を占むるや正に是れ足利家創業以來の積弊は累々として幕府の上下内外に蹠れるの時代あるに彼は毫も之に遑て矯正の術を講せざるのみならず彼は實に前代未聞の不徳暴政を以て天下に臨みたりければさまたに亂れかゝりし當時の天下は枯れたる薪に火を添するが如く幽陸の間は忍非常の大亂にこそはありにけれ

應仁の亂は其元年五月廿四日に勃發し政明五年五月に終り其間凡七年間東西二十余方

應仁の亂

武門の崛起

戦争打撃

義政の暴政

其景況

京洛の大  
火

の兵士東軍即細川勝元の兵十万と云ふ京洛の間を馳逐したる大活劇にして之が爲京洛の慘狀  
の云のん方なく既に其の家屋焼亡の一例を掲ぐるのみにても以て肌膚粟立の感あるべ  
し

應仁略記に云く

五月廿六日。草堂。百萬偏。雲久寺。淨菩提寺。猪熊。新善光寺。佛心寺。廣覺寺。  
圓興寺。盧山寺。鳳呂盧。都て一條大宮うら向ひ民家残る處をし

廿七日安居院の花の房炎上此處は延暦二年正月廿五日紫雲たなびき  
法然上人のかくれ玉ひし處と云

廿八日。大宿直寺。庵。在家悉炎上

六月七日。籠道場前後三四町焼々終り

八日十一日。下の一色殿より火出て近衛小路より東は一條より登り四町余不思議風  
吹て縦横十八町斗焼失し人屋共に損滅せり其後は日々の亂逆をればいづれの日を取  
て記録すへさ積まじ

廿六日。各戦始つて大伽藍焼失してより公卿武家僧坊人屋いか程の物が損滅せし

應仁略記に云く

同六月八日(應仁元年)午刻計りに中御門猪熊ある一色の五郎の館に亂妨人火をか  
又近衛町の吉田神主の宅を物取共が火を放つと同時に火の手を上る座に九夏三伏の  
滔天に折節南風はげしく吹て敵身方の軍勢は入亂て物を取町人地下の者共は父母を  
携へ妻子を引連て逃腫々は火を消す者更にあく下は二條上は御靈の辻子迄西は大舍  
人東は室町をさかいて百町餘公家武家大小人家凡三萬餘宇皆灰燼と成て今郊原とあ  
り畢ぬ

又云く

同年九月十三日に三寶院之西東近衛殿より上の鷹司殿淨花院日野殿へ焼上れば東の  
花山院廣橋殿西園寺殿轉法輪三條殿等の稱名在在の公家の御所凡三十七箇所武家は  
ハ吉良大館細川下野守が在所を初めとして飯尾の肥前守等の奉行衆の舍宅まで都て  
八十餘箇所一片の煙に上て五十ちの夢とぞ成にたる爰に物の哀れ成しは下京を追出  
れし細川方の者共一條小川より東今出河迄一條の大路に小屋をさして居たりしに一

二十余万  
人の居一  
時に化燼

條殿小笠原殿の餘焔に懸りて焼ぬれば妻子眷屬を引連て財物を背に食ひ方角不辨十  
 三日の夜半に焔の中に右往左往したる存標のさながら黒繩地獄の罪人如く大石を食ひ  
 鐵鎖を傳ふる如く淡燒地獄の存標も是に不如とを覺るぬる又云其時の猛勢に付  
 て洛中洛外の物取惡黨とも亂れ今南禪寺を燒取改栗田口には花頂青蓮院等の諸勝跡  
 北の元應寺岡崎の諸寺院家あり去は京中ごと軍場と成りたれ共東山南禪寺邊は傳事  
 か可有とて京中の重寶財産とは皆東山へ隠し置しに不計如此成り行事洛陽同時に滅  
 亡の時節とて見へにける去程に諸大名の軍勢と京中邊土の亂妨人亂入して數日經て  
 取る間諸商人受之奈良と坂本に日市を立てて買賣の由を就中若登山城衆は勝關作  
 て神樂岡を経て御盤口へを入にける  
 と嗚呼何ぞ夫慘劇の甚しきや故に應仁畧記には更に之を嘆息して  
 花洛の体を告來るに二條より上北山東四條く燒野の原も成りて其殘る處は府軍の御  
 所斗也禁裏仙洞は定て陳屋と成て南盤の異類土殿と稱す盤夷の夜も盡る盤固を勤め  
 せし陽明門柳芳門乃至偉鑑門達智門等四方十二の御門以下は凡て六畜の臥土となり

●左の二箇は應仁亂後の表類を寫せるものにて本誓四頁の處に入るべかりしを誤て脱出せり故に此に収む體者彼是參觀せよ

又應仁亂後朝廷諸節會の停廢せし様は具に玉勝問に宣胤卿記を抄録して之を示せり即左の如し

中御門權大納言宣胤御記に云く文明十二年正月一日壬午小朝拜。元三ノ御樂。亂中至<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>今。十餘年。停止。節會諸社祭諸公事悉以十餘年停止。又云く同十日室町殿年加參賀。毎年式日也。<sub>云</sub>攝家清花亂前悉乘車也。今悉板輿也。不可<sub>レ</sub>說<sub>レ</sub>之爲<sub>レ</sub>躰。<sub>云</sub>末世至極無<sub>レ</sub>力者歟。又云く二月二十一日今日春日祭也。亂中亂後諸社祭悉停止。雖<sub>レ</sub>然於<sub>レ</sub>此祭<sub>レ</sub>者。爲<sub>レ</sub>寺門<sub>レ</sub>上卿并諸司等致<sub>レ</sub>下行。毎年兩度。于<sub>レ</sub>今無<sub>レ</sub>懈怠。又云く三月二十六日今縣召除目。初夜也。亂中一箇度。<sub>文明</sub>被<sub>レ</sub>行。今度依<sub>レ</sub>宰相中將殿御昇進。爲<sub>レ</sub>武家<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申行<sub>レ</sub>者也。公卿殿上人悉被<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>少分之訪。但用脚未到之間。各可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>半分。<sub>云</sub>關白五千疋。<sub>但半</sub>減<sub>也</sub>。執筆二千疋其外公卿殿上人各三百疋。<sub>但半</sub>也。惣用三万疋。<sub>云</sub>又云同四月十五日依<sub>レ</sub>召參内。風雅集可<sub>レ</sub>書進<sub>也</sub>之由。以<sub>レ</sub>民部卿忠富中將<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>御本料紙<sub>帖</sub>被<sub>レ</sub>下

之。又云く九月三日參内唐鏡有<sub>二</sub>校合<sub>一</sub>。又十月三日今日禪閣參内。被<sub>レ</sub>賊<sub>二</sub>申江次第<sub>一</sub>。同日爲<sub>二</sub>新關停廢<sub>一</sub>。土一揆蜂起。塞<sub>二</sub>通路<sub>一</sub>。北白川邊<sub>二</sub>集會<sub>一</sub>。燒<sub>二</sub>拂關所<sub>一</sub>。號<sub>二</sub>内裏修理料<sub>一</sub>。亂後七口所所。被<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>新關<sub>一</sub>也。武家自用之外。於<sub>二</sub>修理<sub>一</sub>者不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>。諸人之所歎也。又十三日參内同參會河海抄被<sub>二</sub>校合<sub>一</sub>。又云く同十二月二十日<sub>二</sub>于<sub>レ</sub>時皇居士御門殿也<sub>一</sub>。亂後有<sub>二</sub>修理<sub>一</sub>。去年十二月七日自<sub>二</sub>日野侍從政資亭<sub>一</sub>還幸。又文龜二年正月一日<sub>二</sub>亥<sub>一</sub>節會也。亂以後至<sub>二</sub>長亨三年廿二年退轉<sub>一</sub>。延德二年再興<sub>一</sub>。近年又退轉。當年依<sub>二</sub>代始<sub>一</sub>所<sub>二</sub>御再興<sub>一</sub>也。去年依<sub>二</sub>諒閣<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>平座<sub>一</sub>。又同二日去夜勸修寺中納言。以<sub>二</sub>回覽折紙<sub>一</sub>。年始歲末禮。令<sub>二</sub>不參<sub>一</sub>者知行可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>覺悟<sub>一</sub>之由。室町殿仰候。當代大畧不參之間及<sub>二</sub>此御沙汰<sub>一</sub>。此年始歲末禮。室町殿へ公卿九ちの参<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>也。可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>覺悟<sub>一</sub>と<sub>レ</sub>今世の語にも覺悟せ<sub>レ</sub>れよと云と<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>又云く同二月十日去年下<sub>二</sub>遠越前<sub>一</sub>使者。今日上<sub>レ</sub>遅々以外事也。河合莊<sub>内</sub>御料所<sub>外</sub>御年貢三千疋。知行<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>山莊分三千疋。亂以前<sub>二</sub>請切萬四<sub>一</sub>到來す。さ<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>り是等は書とも讀むとてふと心に止るふし共のあるを是彼と聊宛拔き出て書流じ亂れたりし世の程何事も衰へたりし様記せるをよめばいと悲しくはどく涙も落ぬかし

も落ぬかし

今時慶卿記を案するに

文錄二年正月五日院(正親町帝)崩の條

六日(前略)常御所。清涼殿は御格子被<sub>レ</sub>下。息々休也。唯春御盃も不參と。吉田も就<sub>レ</sub>觸<sub>レ</sub>穢。神事被<sub>レ</sub>止。宿には番所と議定所分て臥と過曉院をば盜出し奉り。泉涌寺へ成<sub>レ</sub>しま<sub>レ</sub>い<sub>レ</sub>せ候。乍に御忍と申北面さへ。不<sub>レ</sub>付奉。公卿雲客の事は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申誰の計とは知ね共。大上天皇御在世の御時。世の御覺。殊ありしに。今朝の御幸。彼寺僧一兩人供奉申金物もなき俄の張。に参せ奉し事。御痛敷。又は計り申せし人の行るをそろしくと見し人々申。

天子の御  
房を空て  
私禱する  
に至る

とあり是抑如何ある事を云者あるか田中教忠氏手に教へて曰く後花園帝崩御の事も親長卿記其他に此に類せし事記載しあり畢竟是皇室御衰頽の爲堂々たる葬儀を營み奉り得ざるが故僧徒の盜み出したる体にあし奉りたるもの也と又曰く後奈良帝御宇までは伏見殿舟三昧院にて御佛事を行はせられ深草法花堂<sub>安樂</sub>に御納骨の御例ありしも遠路

等の故を以て不事行時慶卿記の如くありじものるふんと嗚呼應仁以後大亂の結果は

一に何と茲に至るや

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...



古徳者なきにさかざる殿上の小庭内外の大床紫宸殿の錦張寶聖の繪圖添くも姑射山の仙居の居の寶閣かけでも恐るし途を知らず只夢とのみかほへつゝいかにかに況や(中略)無政攝録の殿下或は三家執柄の大臣家大元の良臣膳上雲客忽に殿上の交をすて測らざる田舎の塵に其身を移し九重の月を裏居の外は隔てつゝあるもあふさる旅客の栖居見聞覺知り一として心を留むへさようさし(中略)月卿雲客或は高野の衆に交り或は吉野の月に伴ふ山林流浪一方より十五幾内并に東西所々の山家には身を安する仁は稀也(中略)去九月の末相國寺南禪寺炎上の後は五山の僧衆數千人長老以上東堂西堂老若沙隔在々處々に暫住し多くは坂本山上有縁に付寄宿せざる酒屋出倉有徳の葦都て京中廢滅に従ふ(中略)八月以來院內具兩殿は將軍の御所に押籠られておはしませは天子の御号は有とや申へさ御風情也(中略)此亂事の情を案するに人を猜し情誦慾心に誇る愚暗國家を覆す源とせり

と云へり而して當時大義名分既に地を掃て盡きたれば自己の非望を達するか爲に敵天子の尊をも辱とせ判して安らに之を愚弄せば實に畏多き事にたぬ

武將加護の徳夫如何去ぬる正月には山名方の訴訟によつて一天の君王車を飛して行幸を陳頭（三）に勤め奉る同き八月には細川の計畧に就其禁闕を武勇に移し風聲忽武將に近づく一年兩度非道の臨幸先規未其例をまかす（應仁畧記）

かくて應仁の亂を過ぎ遂に天下は戰國の世と化したれば諸侯は各其國に據て封疆を閉ぢ敢て貢賦を納じざる者なく幕府の威令ハ山城以外に及ばざれば是に於て皇室の式微既に極まり讓位は皇極天皇以來朝廷大儀の一と立ち居るも當時料足なきか爲遷延三十六年の久しきに涉り後土御門天皇遂に其志を遂げ玉はずして明應九年九月土御門内裏の黒戸の御所にて崩し玉ふの運とあれり而して其崩御の御時や更に哀れ慕あき御有様にとありける

明應九年。庚辰。天皇崩於土御門内裏黒戸。春秋五十九。時公武共衰廢。且自去。玉体不豫。無讓位之儀。冬十月親王勝仁自北對移小御所。受劍璽。臘祚。大行皇帝。靈柩猶在黒戸。依少費用。而不能行葬禮。十一月に遷りて泉涌寺に葬る。

（此處後土御門天皇崩御の事）

即位を行ふを得ず

細川政元の墓

本願寺の献金

法親王の居

後柏原帝の遷

即ち後土御門天皇崩じ後柏原天皇翌月を以て即位し玉ふ抑も即位は天子の大禮にして國家の重典なれば古來尤其式を重じたるに今や幕府其費用を四方に徴せども集まざる故を以て之を行ふ事能はず（一）領細川政元曰く天子即位の禮を行はざるも敢て朝命に輕重あしむ情として願ふる處なく遂にかゝの如くにして遷延二十二年に及び永正十六年十月内大臣三條西實隆幕府を説諭して其料を上ししめ又真宗本願寺の主光兼黄金一万貫を献ずるによりて始めて大禮を行ふ事を得たり時は本願寺は京都出科（出科）の里にありて法蓮隆盛資財甚裕あり故に此に及べるありと云而して彼本願寺が門跡（法親王の居）（法親王の居る寺を門跡と云）に准せられたるも實に此時にありと云（官位削及口碑）

いかにせば月日をあしむ心にて雲の上より世をてらすあり

治め知る我世いかにも浪風の及千鳥かくてゆく心か  
とは後柏原天皇が當時天下麻の加々乱れ果て皇室の恵下に及ばず世路の艱難は風波を凌ぐ端舟に似たるを悲嘆し玉へる逸懷の御味にして一讀誰か涙痕を紙上に滴せざるものありんや

大内義興  
の上落

後奈良帝  
の即位

京師の慘  
狀

公卿の遊  
戯

供御之絶

八

足利將軍は義政義尚義隆を経て義植の代となり防長の守護大内義興之を助けて幕政を  
 整理し京都小康を致す事十余年(永正四年より)公卿社寺の他に侵掠せられたる領地を  
 復し皇室御寮御宿願の節會を再興したれども義興素樸族の客あるが故に費用繼かず  
 遂に本國に引還る之より義植亦勢を失ひ京師再び軍馬の巷と化して公卿貴人其居を失  
 ひ妻子を率ひ僅に難を禁中に避くるに至り幕府いよいよ衰頽して皇室亦爲に益陵替し  
 玉ひ大永六年四月後柏原天皇崩じ同月後奈良天皇踐祚し玉ふと雖其衰微一世は一世よ  
 り甚しく盜賊白刃を横へて王公の家を却畧するも之を禁するもとてあく只禁裏の溝  
 を浚へて之を防ぐのみ節會大禮の廢止は云も更あり畏くも供御の費用乏絶して公卿近  
 國に遊戯し地方の豪族又諸藩侯に數千貫或は數石の錢穀を上げしむるに至る當時上杉  
 輝虎の妃亦廢揚を獻したる事ありと云へ元修史局員某氏の談話此一項は近衛家より  
 修史局に廻はしたる御湯殿日記に有ぬと云へ初後柏原天皇の御代より長筆を賜ふて其  
 謝物を川原に投ぐるが如き事ありしが是に至て其賜を承けず謝物の格に應じて之を賜  
 ふは對外禮節の儀禮雅なるが如く御書に周旋を勤し寺務檢校に補せられたり(國史眼)の

石神書に云く

三條橋より皇居見ゆ

關白袋の由来

後奈良帝の宸筆多き理由

新参官人の由来

恒稱曰後奈良院宸筆の物世に多きは理あり此時公家以外の外の微にして紫宸殿の御築地やふれて三條の橋のほとりより内侍所の御あがしの光見へしとかや左近の橋のほとりには茶を煎て賣るもの居てあさあふ其例によりて其茶より人の子孫年に一たび天子に茶を奉るといふ此時録を御機物の物に札付てたとへば百人一首伊勢物語を云札のくち御簾に結ひつ々おんに目と經てのらまは宸筆を添てさし出されたといふ此は京中を關白科とて袋にて米もふてあるさし其袋今も二條殿にありとかやいふ

世に後奈良後柏原天皇などの御親筆甚た多し殊に後奈良天皇などは申すも畏きことあから短冊に御歌を御書さ遊し之を殿の柱に結ひつ々置さ數日の後之を見れば短冊はちくして金を紙に包んでありと云而して此等の金は御經濟の一端にあられしと云と何ぞ夫慘状の甚しきや

加之朝廷直轄の士族即所謂官人中はて當時物品錢財を朝廷に上り爲に任進せるもの

大内今川  
北條等の  
献金  
三條内府  
の傳

りしと云(口稱)されは内大臣三條西實隆心を盡して輔佐せしと雖即位の大禮の如き亦  
舉行するを得ず朝臣東西に出て大内今川北條朝倉等の諸侯に説き銀數十万匹を得て即  
位より凡十有二年を踰へ天文五年始めて大禮を擧ぐるを得たふとぞ

正二位内大臣三條西實隆は内大臣公保の二男にして長祿二年始めて從五位下侍從に  
任せらる後永正十三年薨變して天下の名勝を探り遂に高野に詣り還りて高野參詣日  
記を著はす又雪玉集と云歌集を著し天文六年八十三にして薨す當時世上書籍なきが  
故に實隆自司馬遷の史記を寫せしと云(野史)

大内義隆

大内義隆は義興の長子にして防長豐筑石藝備七州を押領し夙に天下に志ありたれば常  
に皇室に近かん事を欲し天文五年皇居の日華門倒るゝや其遺建築を獻す蓋其意は太宰  
太貳たふんとするにありと然れども天皇遂に之を任せざりし抑兵馬刑政の大權既に久  
しく武門に移ると雖勳爵を以て國民を秩序するは朝廷の特權されば夙に先王の遺徳に  
感化せられたる日本の人心は獨大義名分の紊れたる當時にありても競ふて其勳爵の榮  
を得んとするの傾あり而して朝廷も亦其授與を重したる事かくの如くありしと雖爾後

伊東義祐

朝廷の衰微は益甚しく如何ともすへかゝるに至り天文十五年三月には日向の守護伊  
東義祐物を獻するによりて從三位を授くるに至れり蓋非常の破格なりと云皇室の御内  
情も之を察し奉るに余ありと云へさあり

野史に云く天文五年二月義隆奏請して後柏原天皇即位の料を獻す五月詔して大宰太  
貳に補せられ昇殿を許され十年從三位に叙せられ十四年正三位十七年遂に從二位に  
叙せられたりと

皇代記事に云く即位の料を獻する時詔して家を華族(清華と云に同じ公卿の内に清  
華の家は初七軒後九軒あり)に准し菊桐の章及び家形の號を賜ふと

嗚呼皇室の衰運かくの如き時に際し公卿も亦其家計に窮りて爲に四方に散落し往々地  
方の豪族に委託して以て漸く生存せり一條氏は土佐に移り姉小路氏は飛驒に移り勘解  
由小路氏は備中に適き其他諸國に寄食するもの多きが中に周防の大内家を憑じもの尤  
多かりき蓋大内家は素門閥を以て名聲當時の諸侯に冠し義興義隆父子相繼て兵勢大に  
振ひたれば朝廷の望を繋ぐ事甚大ありしと云若義隆にして終始甚努めたふんには其

公卿多  
周防に流  
す浪して死

正親町帝  
の即位

毛利家の  
献金

志を天下に得て以て大に皇室を安じ奉り得しや疑ふし只惜むべしは義隆半途驕怠の爲  
自滅に就き彼不幸なる幾多の雲上人をして遂に亦其犠牲たらしめしを  
勝軍地藏軍記に云く天文廿年九月二日大内二品義隆卿の家老陶尾張守晴賢謀反を起  
し大内殿を貢奉ん間不慮の一讒不叶して義隆卿は長門に落行き玉ひき此頃京師大乱  
故公卿衆も皆大内家を御頼みあり周防へ御下向ありしかは禁裏櫓も行幸を此處へお  
し奉るべき由大内多年支度ありしにかよの災起り二條前關白尹房卿公持明院中  
納言基親轉法輪左大臣公頼公茲にて御生害あり

かくて弘治三年九月後奈良天皇崩し翌月正親町天皇踐祚せしが是より前將軍足利義植  
管領細川高國の爲に逐はれ義晴義輝等相踵て將軍となり而して其執權三好細川松永の  
徒驕暴にして將軍を蔑如し常に兵威を逞ふせしを以て京師の動亂は益甚しく即位の料  
足なき事亦前朝の時と異なり是を以て頻りに西國諸侯に其獻納を勧めたれども俄に  
之を上るものあかりしが永祿三年(弘治は三年限りにて四年目にハ永祿と改元せり)正  
月毛利元就金殿を献するに因て始めて舉行するを得たり

思ふに若此大乱をして外國にあらしめは皇室夙に滅亡して他姓天下を其家とするや知  
るべきのみ彼支那の如きは戦國の際其以前八百余歳君主として仰さたる周室をすく  
躡して遂に其祀を絶たしめたるに非ずや畏くも一天万乘の天皇其御經濟に苦み玉ふか  
如き乱世に及ぶも猶天下の人心は全く皇室を忘れず動もすれば之に近き忠節を盡して  
其威風の下に立たんとする是決して苟且かたそよの事に非る也史を讀むもの返すくも我皇祖  
皇宗の仁を以て不知不識の間に忠孝の教を垂れかゝるめでたき國体を成せる事を思は  
るさへかゝる也

野史には元就が献上せしものは米一千石也とあり而して國史眼には元就等金を献す  
とあり聞く處によれば國史眼は當時の御陽殿日記(朝廷の記録の名にて毎年毎日の  
事を記しあれり)の文によりて此等を記せしと云へば野史に米一千石とあるハ口碑  
を取りて記せるものあらん此時朝廷大に元就を賞して大膳大夫に任じ菊桐の紋を賜  
ひたり蓋菊桐を武臣に賜ふは希代の例なりと云

然れ共京師の騷擾は日に止まず永祿八年五月には將軍義輝遂に松永久秀に弑せられし

七 足利の滅

かゝる是に於て洛中再大争亂となり松永三好の徒將軍義榮を奉じて政令を行ふと雖爾後永祿十一年細田信長將軍義昭の依托により京畿を平定して入京するに及ぶまで滿城全く無政府の勢を呈し皇室の衰頽は更に前日より甚しかりしが如し諸事百談に  
 永祿年中の兵乱に天子も○○に及びし由云ひ傳へたり上も亦さ三種の神器は禁中にありと雖○○○○○○○○○○(此○の處不敬に渉る字句ある故削る)  
 とあるを觀れば以て其一般を推知するを得べし實に畏き事共あり

織田信秀の勤王

尾張名古屋の城主織田信秀は平重盛の裔にして夙に天下に志あり故によく皇室を尊ひ神祇を敬ふ天文年中皇居頽敗して禁垣の破損極まれるを聞き天文十三年二月十四日料足四千貫(秋葉狩堂氏曰く公儀日記天文十年八月十七日の條に銀三萬正金十兩に當ると云ふ事あれば當時兩は錢三十文にして四千貫は千三百三十三兩三三に當ると)斗りて其修理をなし(多聞院日記)是又より前伊勢大神宮も内宮は寛正三年の修造より外宮は永享六年の修造より以來共に全く改造の典をければ其頽圯既に極りたるを聞き寶を度會(外宮)の神主正四位備彦に贈りて外宮の仮殿を造らしめ(國史眼に外宮の

信長の密敕を受けし由來

峻功は天文七年とわれ共秋葉氏は外宮引付所載文書によりて天文十年九月峻功とせり(獨頼りに勤王の志を表せり蓋正親町天皇の特に密敕を信長に下して天下平定を命ぜし所以は曾に信長の桶狭間に今川義元の大軍を破り武威を一世に輝かしたるのみによるに非ずして實に乃父信秀勤王の致す處に出づるものと云はざるべからず而して信長は天文十一年十月京畿諸國を畧定して始めて京師に入りしが爾後大に皇室を尊ひ古老の典故に習ふものを求め百方參撫して諸節會を再興し且仙洞御所を營みて禪位の禮をも復舊し(正親町天皇は登祚より二十九年目に仙洞に移り玉へり)又神宮二十年一度改造の制をも復し(諸書)加之特に皇室の御用料に供するが爲多く京師の市人に金を貸し出し其利子を收めて皇室に納るゝ事としたり是當時天下大乱武人跋扈之を禁止するに違わくされは假令皇室に獻するに土地を以てするも直に他に奪ひ去るゝの恐あるによるものにして全く信長の深慮に出でたる臨機の奇法ありと云  
 信長既に大に皇室を尊ぶ然れども兵馬倥偬の間にあるが爲未全く禁宮を改修する事能はざりしが如し老人雜話に

信長の入京

江村專齋の密敕を見て之を辭る

其景況

信長の時の禁中微々ありし事邊土の民家に異ならず築地などはなく竹の垣に茨をど  
 結び付たるさまなり老人兒童の時は遊びに行きて縁にて土をどねやし破れたる籠を  
 おりふし明けて見れば人もなき体なり信長知行をど付けられ造作等寄進ありし故に  
 少し禁中の居をし能くありたり夫故信長を御崇敬ありて高官にも進めたる  
 禁中信長の時より興隆すと雖大閣初迄は未微々なり近衛殿に歌の會をど有に三方の  
 臺の色飽まで黒きにこつくとする赤小豆餅を載せて出されたり然れ共歌は今時の  
 人に十倍せり

文學衰へたるも和歌は當時戰士の間にすさ盛に行はれたれば況公卿間には尙盛あり  
 しあふん(編述者意見)

常盤井殿と云公卿に目見へを望む人あり媒の人言ひ入れければ夏装束は耻しきと這  
 ふ苦しがつすとて供して行きけり彼人も夏の装束の事をふんと思ひしに帷子もあ  
 て蚊帳を身に巻きて遇はれけるとぞ信長の時分あり

明智元秀本能寺に火をかくてより城介殿(信忠)のおはします妙覺寺へ推寄す其頃

京の町家は所々に有て障る事なれば土居の上より分明に水色の旗妙覺寺の方へ來  
 ると見えければ信長は明智謀反よと體に皆知る

又京都に翁草と云奇書あり寫本にて全部三百卷あり徳川氏の時神澤社口と云へる老人  
 が親族故舊の諫をも用ひす首を刎ねられても宜しと云ひ死を決して記述せるものにて  
 實に有益の書あり其中に京都下京組の記録より當時の有様を記したるものを抜き書き  
 しあれり左の如し

在家所々かしこに残り下京は高倉通東は一面の河原にて家もなき五條通(今の松原  
 通の事)より下は田野河原也時に天正中秀吉公大坂五奉行の内前田玄以を京都所司  
 代にさされ社寺奉行をも兼せられてけり其節残り有之町を今古町と号し其後に在家  
 建つかけし分を新町と云也去れ共下京は町數も少く其上社寺も町の内に入込み有  
 之故社寺の分は浴外へ引移され右の内京極通(今の寺町)に移されし寺々も多くあり  
 云々(文章は稍節畧して源文の各所を一貫せしめて出せり)

之に因て觀る時は應仁大乱の時さじもに廣き大内裏時代の京師の街衢は全く廢滅して

神澤社口  
 其見聞の  
 事を筆記  
 して世に  
 傳ふ

其書中に  
 ある記事



其内上京（京都を南北に分ち南を下京北を上京と云）は皇居等もあれは早く聊復舊じ  
たれども下京は永く田野にてありしあふん（故に今日も四條より南の方は千本通以西  
に町家少きは下京のかく衰へし結果によるあふん）去あかふ天正十九年には西本願寺  
又慶長七年には東本願寺六條に建立せられたれば之より下京稍京街をさせしあふんさ  
て桓武天皇の建設せられたる所謂大内裏時代の京都の街は實に廣大なるものにて現今  
の市街は正に其半に當れり

本願寺の  
設立

京都市街  
の變遷

今の市街は東と北に張り出て西と南の全く田野とあれり又今の内裏は彼後土御門天  
皇の時再建せられたる土御門内裏と稱する小内裏（之を里内裏と云其意の廉略にし  
て眞の内裏に非るを云也）のまゝを稍位置を替へ僅に修復して用ひられたるものあ  
ふん  
老人雑話は江村專齋と稱する老人の談話を筆記せし奇書にして此專齋あるもの初  
加藤肥後守（清正）に後堀美作守（親良）に仕へ永録八年に生れ寛文四年に没し凡百歳  
の長壽を得たる近世の一奇人あり

秀吉京の  
町を再興す

室町追加日記に云く

天正十八年の頃豐臣秀吉公六十余州屬三御手一四海靜謐に治りしかば玄以印法橋紹巴  
を召して潜に洛中の堺を御覽せらるゝに東は高倉よりあまたは鴨河原より遙かこれ  
を見渡し玉へば渺々として東山にとりつゝさみち耕作の地也西は大宮よりあまたは  
嵯峨大秦へ押通つて田島也四方の際いづれどもあつた田舎の在郷の如し幽齋を召して  
花洛とは昔より言傳へぬれども京都の分野は在郷の如し北は何れより南は此迄とい  
ふ洛中洛外の堺を末代迄相定へし都の舊記をさかばやと仰出されれば幽齋畏みて  
釋せられたる

（編述者曰く今此土堤は千本通の西に存す）

とあるによれば京師の荒廢せし事實に驚くに足るべきものある也夫かくの如き勢あれ  
ば文學の如き全く衰微せし事憚むに足らず彼細川幽齋の丹後田邊城に據りて石田三成  
の兵と戦ふや京師公卿の間に歌道傳授の秘訣を知るものなく只幽齋の獨り之を知るに

應仁亂後  
の京師の  
文學

驚くべき  
事見の秘

よりて其道の氓ひん事を愛ひ後陽成天皇特に豊臣秀頼に命し又叡使權大納言藤原光宣  
參議藤原實條をして戰地に赴き幽齊を重國の中より救ひ出したる頼末人の知る所ある  
が茲に驚くべきは朝廷并に攝家諸家藏書の亡逸して尤朝廷に重つべき六國史の類す少  
之にちかりしと云事之より梵舜日記慶長四年四月十一日の條に

禁裏より杉原十帖段子一端拜領也依日本紀寫一

とあり梵舜は卜部兼滿州の二男兼親と云人にて此一句は朝命により日本紀を奉寫せし  
を云ふ也又同書文錄五年九月十八日の條に

近衛殿(五攝家の一にして公卿中歴々の家也)召使にて報候申し日本紀人皇卷二冊三  
不明

○へ被成御借度由仰にて翌日竜山樓へ持參申候也

とあり而して江村專齊翁の實歴談を之と對照して考へれば更に思半ばに過ぐるの感あ  
らん其談話に曰く

老人少年の時京中にて四書素讀教ふる人なし公卿の中山科殿知れりとして三部を習ひ  
孟子に到りて本を人にかし置きたりとして終に致へず實は知らざるあり

と文運の消退も極まれりと云ふべき也蓋專齊翁の談話中に

當時妙心寺の南化天竜寺の策元尤名あり

と云一句あるを觀れば文學は僅に五山天竜寺。妙心寺。述仁寺。東臨寺。高橋寺。南禪寺は五山の上也其他巨剎の僧侶間にて

保持せられたるに過ぎざりしが如し後世徳川幕府の儒臣圓頭緇服以て講述に従事せし  
は其原因を茲に發するもの歟

織田之滅

秀吉天下  
を取る

織田信長皇室の極衰を挽回し將に大にあすあらんとして斃れ(天正十年六月)しかば京  
畿一時再亂れしも幾くあらずして豊臣秀吉天下を一統し遂に大に皇室を安じ奉るに至  
れり秀吉は其身を微賤より起せしを以て皇室の恩澤に其力を假て重を天下に置かん  
と欲し常に天子の詔を請ふて諸侯の入朝を促せり(北條氏政島津家久等を促すに皆朝  
命を以てせり)殊に後陽成天皇の長子智仁親王を請ふて己の子とあし又天正十六年四  
月四日には前例を案し(永徳元年後圓融院足利の室町の邸に行幸あり又應永十五年  
三月には後小松天皇足利の北山の第に行幸あり之を前例と云)是より前善美を盡して  
建築せる其私第聚樂に後陽成天皇の行幸を請ひ奉り自御座の右に侍し文武百官を會し

て御前に盟を致さしめたり楠木正虎(正成の裔)の聚樂行幸記に其誓書の全文あり云く

敬白 起請

一就今度聚樂第行幸被仰出之趣誠以難有催感涙事

一禁裏御料所地下并に公家門跡衆所々知行等若無道行族出有之者爲各堅加意見

當分の儀不及申子々孫々無異儀之様可申置事

一關白殿之仰聽之趣於何廉聽不可申違背事

右條々若雖爲一事於令違背者梵天帝尺天王惣日本國中六十余州大小神祇殊王

城鎮守別氏神春日大明神八幡大菩薩天滿大自在天神部類眷族神爵冥爵各可罷蒙者

也仍起請如件

右近衛少將 豐臣利宗

參議左近衛中將 豐臣秀家

權中納言 豐臣秀次

權大納言 豐臣秀長

大納言 源家康

内大臣 平信雄

金吾 殿

(左を上位とす)

(外諸大名別紙にあり案文全上)

と此時大に宴飲を張り且歌會の催あり歌題は

寄松祝にて

御製

わきて今日待かひあれや松か枝の世々の契りをかけて見せつゝ

同 秀吉

萬代の君がみゆきにされなれんみどり木高き軒のたまつ

と其叙威の程窮に窺ひ奉るに堪へたり正親町上皇も歌を賜へり

萬代に又八百萬代かゝねても猶かゝりなき時はこの時

聚樂行幸  
の原因  
及結果

盟書の例

後醍醐成帝  
の御製

萬代の御製

と皇室上下の歡喜知るへき也秀吉仍て上皇の教旨を畏み

言の葉の濱の眞砂はつゞるども限あらしむ君か齡は  
と蓋此舉の結果かくの如く秀吉の預遣者成る故に其喜甚しく更に歌を作りて天皇并に  
上皇に献す

時を得し玉の光の現はれてみゆきと今日の諸人の袖  
とくましく君かみゆきとをさして思ひ雨降すさふ庭の面かき

(行幸の前後に雨ふりたるも當日晴天ありしを喜ぶ)

行幸猶思ひし事のおまりあればかへるさかしき雲の上人

今度行幸忝次第即令參内雖可申上先爲祝詞此三首進上之候宜預御披露  
候 仙洞へも被懸御目可然御取成濟一候也謹言

四月廿日

丙辰

秀吉 印

菊亭殿

(此折柬は右の歌を献する時に添へたるもの也)

勸修寺殿

中山殿

と仍て御感斜さす

玉を猶みかくにのきて世にひろくあふく光をうつすことのは

かさくし降ぬる雨も心あれや晴てつらなる雲の上人

あかさしし心をとむる屋とりゆへ猶かへるさのおしまるるかき

と院の御製には

うつもれし道も正しき松にあひて玉の光の世にくもりなき

と其秀吉の計畵は之を以て自家の勢力を増すの一方便たらしめんとするに過ぎざりし

と雖其結果は和氣藹然の間に上下の親睦を結ぶを得而して大に天下の牧伯士庶人に尊

皇の觀念を感發せしめたるに似たりかして秀吉は當時

○黄金百兩 ○金襴廿卷 ○辟香臍廿斤 ○御小袖百 ○黄金の建蓋 ○御馬十疋

又北政所(秀吉の夫人)よりの献上物

○御小袖三十重○黄金五十兩○砂金袋入のきざし○香爐○盆香合○麝香臍廿斤○高檀紙十

帖

又大政所(秀吉の母)よりの献上物

右と同上只御小袖十重麝香臍十斤と云處のみ異なる

等の財寶を皇室に獻し(聚樂行幸記)たるのみならず京都毎年の地子銀五千五百三十兩を供御とし同地子米三百石を上皇五百石を智仁親王(桂宮の祖)の御料とし近江高島郡の内八千石を門跡及公卿の領とし別に山科其他に御領地をも附々奉り織田氏の時に比すれば一層皇室の御經濟を豊にし奉れり蓋信長は其領地京畿二十余國に過ぎざりしも秀吉の富は六十余州に跨る其一身の榮花に比すれば予輩は一歳五千五百余兩の供御料は甚少かりしものと感ずる也

豊臣時代の御料  
隆慶一頃

三上參三氏曰く俗説に足利氏の時供御料は年々三千石豊臣氏の時七千石と云事あれども取るに足らずと聚樂物語に秀吉の皇室を尊びし事を記せり左の如し

同十一月廿五日(天正十四年)御即位(後陽成帝)をすゝめ奉り諸國の鐵冶番匠を召上せられ禁中を四方へ廣々敷居の棟敷を建並へ金銀七寶を鑄り御殿へ移し奉り御所領を付け御々の珍寶を奉り諸卿の絶え入り家々を改め立給ふに御所の御料は承久建武の敗れり皇室の衰頹極度に達して武門の爲屈辱せらるゝや既に久し之を以て滿朝上下の人武門に媚ひて其歡心を求むるの習慣頗甚しかりしと見ゆ成恩寺關白(經嗣)の北山行幸時に

公卿の卑

之は偏に准三后義滿世をまつりこり玉ひの君を助々民をなづる御めぐみに高麗唐土までも従ひ奉る程の御勢されは聖運武運のよきまかへまします云々とある等勢に慨嘆に堪へざるものありて存じたり(雲上人の言語文章は一はなるといものあり共)而るに慶長五年九月十五日徳川家康が關原の一戦に天下の諸侯を打靡々揚々京師に入らんとして(慶長五年九月廿日)近江草津の驛に中せし時辱くも 天皇特に敕使を以てし

關原戦後  
家康入京  
の状

入京古今の例

皇室の徳川氏を過せし始

古來武門の亡ひたる大原因

世界に稀なる大政治家の策

大坂の役に天子を挟むの議あり

伏見城に諸侯を會す

二條城にて禁裏十布す

十七條全文

を得ず蓋關原の戦は家康三成が私忿の爲にあらしたる惡戰にして古來遠觀の士は往々家康を以て不義の勝利とするものさへあり然るに皇室公卿の之を慰勞慶賀せしは抑何の爲あるか之より前文録二年九月廿八日豐臣秀吉入洛の時

大閣入洛到三東福寺一來向堂上不殘被出以清花門前捕。攝家は無御出也

と時慶卿記にあるす予輩は勢に彼か天子の股肱耳目をかくも奴僕視するは仮令關白の地位たるにもせよ片腹痛き振舞なりと思ひ居りしに茲に至て實に驚愕を極めたるなり是即皇室が徳川氏に對せし待遇の手初にして彼老雄(家康)は踞然之を甘受して相繼で征夷大將軍となり遂に彼は天下太平私家長久の策畧を定め先徐ろに皇室に向ては國尊隱抑の計を行ひ初めたり

蓋古來武門の天下を治むるに當り其尤大關係あるは皇室の舉動にして彼北條氏が數代古今に卓越せる良政を行きかゞ儘に高時の一暴政によりて忽滅亡したるか如き足利氏の累代驕奢暗弱を以て秕政を行ひかゞよく十五代の久びきに及びたるか如き上に皇室の反否如何によきたるものなれば世界古今の政事家として万國の史上にも其例稀なるべしと思はるゝ徳川家康の眼中夙に此に看る處ありしや疑おければ其諸侯より一門より萬人より人民より尤慎重に注意を加へたるは皇室に對するの計畫たりと

慶長十九年冬及元和元年夏兩度に於て徳川氏は豐臣秀頼を大阪に攻めて之を滅したり當時大阪の城中に於て天子を挟み以て徳川氏に對すべしとの議論は嘖々として唱へられたる是に於て家康の意中皇室を抑制するの方畧は亦一日も忽にすべからざるものと思惟せしと見ゆ五月八日(元和元年)大阪陷るの後七月七日に諸侯を伏見城に會して之に其守るべき法規十三條を頒ち同月十七日直に父子(家康)共に二條城に出で兩傳奏(朝廷の役の名二人ある故爾と云)を召して禁裏向法式十七(駿府政事録には公家法度とあり)を發布するの旨を述べ廣橋大納言をして之を讀ましめたり菊地俊助氏の徳川禁令考に云く

接するに當時將軍關白二條方大臣菊と讀し前例を參酌して此十七條を擇ひ呈御を経て定められしもの也

と其十七條は左の如し

(一)天子御聽能之事。第一御學問也。不學則不明古道。而能致太平者未之有也。

貞觀政要明文也。寬平遺戒。雖不究經史。可誦習群書治要云云。和歌自光孝天皇未絕。雖為綺語。我國習俗也。不可棄置云云。所載禁秘抄。御習學專要候事。

(二)三公之下親王。其故者。右大臣不比尋。若舍人親王之上。殊舍人親王。仲野親王。

贈太政大臣穗積親王。准右大臣。是皆一品親王以後。被贈大臣時者。三公之下。可為勿論歟。親王之次。前官之大臣。三公。在官之內者。雖為親王之上。辭表之後者。可為次座。其次者諸親王。但諸君者格別。前官大臣。關白職再任之時者。攝家

之內。可為位次事。諸親王を三公の下に置きしは不倫も亦極まれり是親王を處置するに易

(三)清華之大臣辭表之後。座位可為諸親王之次座事。

(四)雖為攝家。無其器用者。不可被任三公攝關。况其外乎。

(五)器用之御仁外。惟一雖被及三年老。三公攝關。不可有辭表。但雖有辭表。可有再任事。

(六)天子者建綿。但可被用詞。姓。女線者家督相續。古今一切無之事。

(七)武家之官位者。可為公家管官之外事。武家の官位と公家管官の外にせしは極めて初爵を經たり位たる事久しきに一親後守と云ふも流後を治むるに非ず。故に至るに至るに其の位は武門表下位に非ざるより官職

(八)改元者。漢朝年號之內。以吉例可相定。但重而於習禮相熟者。可為本朝先規之作法事。

(九)天子禮服。大袖。小袖。裝御紋十二象。諸臣禮服格別御袍。麴塵青色。帛生氣御袍。或御引直衣。ヒキナカレ

御小直衣等之事。仙洞之御袍。赤色椽或。甘御衣。大臣之袍。椽異文小直衣。親王

之袍。椽小直衣。公卿着。禁色雜袍。雖殿上人。大臣息。或孫。聽着。禁色雜袍。貫主五

位藏人。六位藏人。着。禁色。至。極。着。麴塵袍。是申下御服之儀也。晴之時。雖。下

着。之袍色。四位以上椽。五位緋。地下赤衣。六位深綠。七位淺綠。八位深縹。初位淺

縹。袍之紋。唐草輪無。家家以。舊列。着。用之。任。槐以後。異文也。直衣。公卿。禁色直

衣。始或拜領家。任。先規着。用之。殿上人直衣。羽林家之外。不着之。雖。殿上人

大臣息。又孫。聽着。禁色直衣。布衣。直垂。隨所着。用之。小袖。公卿衣冠之時者。

着綾殿上人不着綾。練貫。羽林家。三十六歲迄。着之。此外不着之。紅梅十六歲。三月迄諸家着之。此外平絹也。冠十六歲未滿。透額。帷子。公卿從。端午殿上人從。四月酉加茂祭。着用普通之事。

(十) 諸家昇進之次第。其家家。守舊例。可申上。但學問有職職一作職。歌道令勤學。其外於積奉公勞者。雖為超越。可被成。御推任御推叙。下道直備。雖從八位下。依有才智譽。右大臣拜任。尤規模也。登雪之功。不可棄捐事。

(二) 關白。傳奏。并奉行職事等。申渡儀。堂上地下之輩。於相背者可為流罪事。關白以下。無皆幕府中の人を以て之に任し而して之に背く。のは是非大小を問はず流罪に處するは酷法極れり。

(三) 罪之輕重可被相守名例律事。  
(一) 攝家門跡者。可為親王門跡之次座。攝家三公之時。雖為親王之上。前官之大臣者。次座相定上者可准之。但皇子進枝之外之門跡者。親王宣下有同敷也。門跡之室之位者。可被其仁跡者。先規法中之親王。希有之儀也。近代及繁多。無其明。家門跡親王門跡之外之門跡者。可為准門跡事。

(四) 僧正大正。門跡。院家。可守先例。至孝長壽。器用卓拔之仁。希有雖任之。可為進僧正也。但國王大臣之師範者。格別之事。

(五) 門跡者。僧都大正。法印。任叙之事。院家者僧都大正。律師。法印。法眼。任先例。任叙勿論也。但平人者。本寺推舉之上。猶以相器用。可申沙汰事。

(六) 紫衣之寺者。住持職先規希有之事也。近年猥勅許之事。且亂庸次。且汚官寺。甚不可。然於向後者。撰其器用。戒牒相積。有智者入院之儀。可有申沙汰事。

(七) 上人號之事。碩學之輩者。為本寺撰正權之差。別於申上者。可被成勅許。但其仁跡佛法修行。及二十箇年者可為正。年序未滿者可為權。猥就望之儀。於有者。可被行流罪事。

右可被相守此旨者也。  
慶長二十三年七月。照實。在判。二條關白。

慶長二十三年七月。照實。在判。二條關白。  
慶長二十三年七月。照實。在判。二條關白。  
慶長二十三年七月。照實。在判。二條關白。



かくて此十七條の法式既に甚不倫なる事上段に述べ置かれ足れりとせず翌八月を以て又公武法制應勅十八箇條あるものを撰んで公武の憲法とせり其十八條は次の如し

- 一 倭朝天神地神守三代天照大神宮國職明白而神代より傳へ玉ふ處三種神器。天子四海萬民撫育之爲め也。神國の例とする處は天魂あり。皇帝は地魂也。天魂地魂は日月也。日月行道之心は天子敷心を守玉ふ根本あり。故に宮中は九天之意にして。九重の内裏十二門方寸殿は天に事ふ。皇居し玉ふが故に皇帝は十善萬業也。然れば仁孝聰明至剛辨學如雷顯可爲無標。事は日毎に天舞也。玉ふ也。學問手習御勤行不可有御懈怠。萬民無怨怒。四海太平成時は明德がはげ玉ふ也。三種之神器御守第一之條
- 一 淳和昇學兩院別當職。關東將軍の職は任族姓親王攝家を始公家並諸侯と雖ども悉敬支配。候國役一切河海を知敬道要期に及びは侍候四海鎮致しかれ。時は其罪將軍に有令。第二之條
- 一 叡山は王國の魂を守るべき處也。桓武天皇御廟製之例有之。事は玉法政道人類

- 此處する處也。龍體を御守正しかり。時は天魂儀。怒て疫神帝都に入る。洛陽之民怒類す。雖は然。神政善國事。預も奉り。故は山門を以可。致三將軍氏神。若山門相隨はるる。是於ては。可爲。其罪。第三之條
- 一 往昔帝王。勢州餘野神社神間に行幸あり。畢。萬民之類を正し玉ふ處也。武臣政道を改め。武官政道を預は。若不知時は將軍之誤りたるべ也。故當今皇帝法皇仙洞宮中之外行幸之儀。奉止第四之條
- 一 仙洞宮中之外行幸之儀。奉止第四之條
- 一 德川禁令考には第五條を以。蓋此處に。公卿は京都の外に出て。宿泊するを得ずと六之條
- 一 僧正官之。大いに不。申州。長尾。天。此
- 一 僧正官之。大いに不。申州。長尾。天。此

後若し破言論候處也。僧たりとも限りた免許せらるるはあらず。天納言に准じて山より重し天台宗門七大僧正。禪宗門五大僧正。淨土宗門三大僧正。に限るへし。其外僧官相故事。諸宗門本山へ可申候限りには僧正免許有間敷況や僧官可禁第六之事

一諸宗官方。御門跡。高官を重ぬる事。時に應せず所謂は佛体あり。佛道は釋氏の弟子あり。大聖世尊釋迦如來は釋氏より出て衆生濟度の爲に頭陀の行。乞食の事を定め。三衣一鉢の三界無疵此同恐鳥の兩翼あり。殊に後世極樂淨土の道教にして現世の役をいたし。官祿の輪佛意に叶ふへしに非ず。高官之事寺院相慎へし。官門跡は限らず。僧衆可心得第。七之事

二國中之諸侯祿の高下と論せず。十六以上相果る時は願養子を以て可令其家相續。十六以下幼少にして相果候時は世嗣可有之所謂也。家願可申候。是天理之應得る所也。雖將軍相續可爲同家。願養子相續は六歳迄及幼少也。其家願候其弟可之時は其養子可。然候然時は相續家當爲願養子申。第六之事

一諸大名官職。其家之先規家格を以。兩院別當可及沙汰候。官位昇進致度直に天奏。令奏聞。願候者人並奏聞之天奏。其外取持候輩迄。急度可發行罪科也。其心得可爲肝要第十之事是亦頼朝の遺制

一公家武家は縁組之事關東の相違。將軍家可及沙汰。其上にて取可申。若其儀無之取結はれ候に於ては。其罪可申付候縁組之上も限に當中之儀其沙汰仕候儀相聞申に於ては可爲重罪事。從公家縁邊の武家に金銀無心等申入候事。相慎可申候。所謂は祿重く金銀自在に取扱候に心得候得共。万石は万石の國役相掛の天下之御用相勤候。公家は小祿成といへとも。國役を相勤民を撫育する役をし。然れ

故當中之相勤。家の扶持相立候のみ也。雖も公家は相勤候時は小祿なりとも安

也。況や家相續未代無替。武家國役罷る時は家に相掛り可申故遠慮致へし。第廿一之事嗚呼公家に教ゆるに道理を以てす公卿果して快く之を并受するを否や

一尾張大納言義直。紀伊大納言頼宣。兩人將軍と三家に可相定。是將軍萬一傍若無人

の振舞を致。國中之民可及。愁時は右兩家より相代り可申。然れば天下政道に相

掛り申候。依之國役相除官職從三位を賜り。尾州六十三歳大納言を賜り。紀州六十

六歳大納言を賜るへ。候。國中諸侯將軍に準し可致。尊敬。第十二之事

一尾紀兩家國役除申候得は勢州天照大神宮。日本開闢の總社あり。二十一年日の遷宮

は國家安全天下泰平五穀成就を守の例あり。故に右遷宮の檜は兩家より領山の木

を伐出し。遷宮無滞。標主年毎に相勤可申。尤尾州紀州相互に相代り々々可勤。常

々山木心掛第十三之事

一水戸宰相賴房副將軍可賜發許候。其所置は將軍國政邪成時は。老中諸役人令許

定。水戸家より差圖を以て尾州紀州兩家を見立將軍相續可發問候。萬一兩家不

一應其任二職は。のれ諸侯の内天子治録可致。品量要問候は水戸家に可限。第十四

之事

一霸王の政務相勤申候は源二位頼朝公より日本支配武家相勤申所也。武家の預り奉

るものは公家國政ゆゑにして國鎮する是叶かたし。今上皇帝無御孫在皆政道可致

旨家康蒙命也。然れば小祿にして國政難相成。民の撫育致じかた。國役勤かた

し。公家より武家を體する事心得違也。所謂普天下無不在。王土國民撫育は今上

皇帝天勅を蒙り玉ふ故に萬官萬士に命し。國の安全すべしと也。公卿にも勤行玉ふ

に。人氣不盡して武官に命し玉ふ也。國中靜に高下の差別は國の亂也。勤行を重ぬ

る。第十五之事公卿方に顔色なかるべし往時平安朝一時の夢樂は迷に

一源二位頼朝治世之時大江大膳大夫廣元鎌倉下向に及び。武家の憲法を定む。何れ世

徳太子汁七箇條の憲法根本と可致。然るにへとも法は天地の理なり明白なるは世

人用ひ可申天地和合に。不。應理は衆人不。用。之。あり。新法能亂し民心應せの可

用。古法。の。時。に。不。應。は。也。止。心。へ。し。日本老中若年寄社奉行の三役可爲。評定

一源二位頼朝

源二位頼朝

源二位頼朝

一日本國中制札之事。寺社奉行名前を以て國中萬民を教へし。國中。人數相集候事。寺社奉行判物を以可呼出。寺社奉行判物無之時は勅命嚴命成共人差出不申。古例を以社人寺院之決斷致すへし。第十七之事判物を以て勅命に優るとなす幕府果して立憲的の政をなし得る乎是も亦勅命を抑へん爲のみ

一日本國致支配。東叡山住職は今上皇帝御血脉を以關東御下向可有之事。將軍在城の鬼門を守る故。御骨肉之君。佛法御修行御住職有。之時は天下泰平國家安全之基とする也第十八之事是總辭のみ全く北條の古智を襲ひ皇子と人質とせし也

右十八ヶ條之趣。對君。爲定目相立候者。所奉恐也。雖然蒙勅命。今般武家政道國家太平可致理之定目十八ヶ條。可被應。紫辰殿候是則奉應勅命也。仍如件元和元乙卯年八月 家康 在判

家康勅命を締め勅命を抑ゆ

嗚呼其皇室に對するの條々何ぞ夫不倫の甚しくして不忠の甚しきやされば横着傲慢比ひまさ流石の家康も心に快からざりしにや然に隨て右十八條の應君に對して定目相立候は恐れ奉る處也と云へし然れ共其又次に紫辰殿に對して然ゆと雖勅命を蒙り今般武家政道國家太平可致理の定目十八ヶ條紫辰殿に懸く

朝官任用 守護職任用 御内事に干渉す

るへく候是則勅命に應じ奉る也と云へし然れ共其又次に紫辰殿に對して然ゆと雖勅命を蒙り今般武家政道國家太平可致理の定目十八ヶ條紫辰殿に懸く  
と記して終に之を締め勅命を蒙り今般武家政道國家太平可致理の定目十八ヶ條紫辰殿に懸く  
る奸雄の所爲は皆如斯一徹なり國民たるもの常に活眼を開きて九重の正に眼を注か  
んは日月常に天際の纖霧に透りて萬物其惠に浴するの日必かるべしと云へし  
却て説く家康の制定せし此法式は先皇室を抑制するの大綱領にして之より遂に益各種の方法を案出して其嚴密ある事蛛網甚目の如くありし其次第を擧ぐれば  
一) 朝官任用に注意せし事  
二) 二京都守護職に注意せし事  
三) 皇室の御内事に隊を入れんとせし事  
四) 皇室の勢をかりて自家の勢を張んとせし事  
五) 勉めて皇室の權を抑へし事  
六) 御料を減して皇室の方を伸ばす事能はざりし事  
等にして先朝官任用より順次之を説かんに當時の制朝廷と幕府との間に立つ處の朝官

は關白傳奏儀奏の三職にして既に幕府若し事を朝廷に奏上せざんば時々の老中幕府の連署して之を所司代京都に居る幕府の官吏に送り所司代之を傳奏に傳奏之を關白に通じ關白親吏を窺ひ奉り儀奏其可否を議定して而る後以前の順を経て幕府に返報するの例にて此三職は又兼ねて一般の政務にも關與する事勿論なり故に此三職任用には幕府尤注意せり關白傳奏は御親吏によりて之を定め幕府の承認を経るを例とし而して傳奏は就職の時朝廷の機密は幕府に漏し幕府の機密は幕府の指揮非されは一切他言せざるべしとの誓言をなす也さて請奏は全く御親裁の制され共關白傳奏の任用と共に是名分のみ表面のみ其實際は幕府の隨意に依て其候補者を定め然る後御親裁を仰ぐが如き景況にて皇室特權の範圍は實に狹隘ある者にてありと而して徳川氏は源家の滅亡は武將を以て外戚とせしか(頼朝は北條時政の女政子を娶り其外戚家たる北條氏の子孫は滅せられたり)起りたる事を鑑みたるが上に朝廷の大體を專有せる關白の家(近衛藤司一條三條九條の五攝家が關白を務む)と細戚を通ずるは尤政界上の得策あるが故に常に其家が將軍の決人を迎へ以て益々其黨の人より朝旨を組織する方法を立てたり故に御幕府に從

傳奏の誓

皇室特權の範圍

五攝家を外戚とし理由

三條正親町の一件

はさるるものを取種々の口實を設きて之を退くるを極とせり中院家の秘書と云中に寛文九年三條正親町二卿の言行違と云項ありて之を見るに此三卿主上(靈元帝)の幼若に乗して威權を宮中に奮ひ公武の間を離間して而して三條卿は長橋局と密通し之に流産せしめたりとの風聞あり云々との事を以て幕府は兩卿を彈劾したりと云事を載せたり然るに谷重遠の筆記を見るに三條卿の不義は全く無根の説にして此の時公卿幕府方の公卿の間にて三條卿此時は三條長橋と密通の事を屢内裏の杉戸に書するものあり爲に長橋は退けられたるが其後三條卿の長橋に面して君は僕と云ふありとの故を以て退けられたりと聞々とも其虚實は知るものは知らん取て憂ひ玉ふに及はずとて翌後年俸二百石を分ちて之に給しつゝ毫も猥變の舉動さかりき其潔白か々の如しとあるにて即其如何を知るを得べし

京都守護職の筆

又京都守護職は昔承久亂後北條氏兩六波羅に其親戚を置きて皇室に備へたりし故を以て慶長五年關原戰後家康其女婿與平信昌を以て京都所司代に補し(是が前足利時代には應永年間多賀豐後守又義輝の時松永輝元又信茂の時村井長門守又秀吉の時前田玄

所司代の職務

以ちり然れ共此時代は只實際の京都守護にて朝廷を抑ゆる爲の意あり(翌六年上御  
 謀の聞ある譜代の重臣板倉勝重を以て之に任じ爾後勝重職にある事廿余年にして元和  
 六年より其子重宗之に代り在職三十余年に及びり當時所司代の職掌は京都を守り皇  
 室公卿を監察し近畿の政事訴訟を断し西國大名の動靜を窺ひ緩急將軍に代て臨機の處  
 置をさす特權あり故に此職に重を置くは當然にして又一は尤皇室の抑制に注意せし所  
 以にして當時幕府の官等にて所司代は老中の上にあれり以て其一班を知るべき也此際  
 板倉父子の銳意皇室の權力を殺き剛劍嚴正を以て公卿の上下を壓伏し全く公卿を關東  
 の巨僕の如く馴致したり此所司代の下には禁裏附仙洞附ある者ありて(之を附武士と  
 云)與力同心と云歩卒を率ひて宮門を守り御所の經費を司り又一は公卿の動靜を窺ふ  
 の職を掌れり又三條城には大番頭と云ものありて大番衆と稱する兵卒を率ひて之を守  
 衛し又町奉行ありて所司代を助け京都に於ける幕府の勢力は實に驚くべきものにてあ  
 りしと云

板倉父子の勤

猪熊一件

四年七月猪熊侍從等公卿數人のもの天皇の愛妃長橋局唐橋局以下の宮女五人を姦した  
 る事暴露に及びて天皇(後陽成帝)大に御震怒あせされ痛く嚴罰を加て宮中の風を改  
 めんとし王ひ其處分を家康に命せしは當時國母天皇の御母也女御(天皇の女御近衛前少輔の女)よりも意見據  
 を家康に與ふ爲に家康は板倉勝重及當時在庭の大臣と議決の後叙慮を枉げ奉り奏し  
 て曰ひたるは宮中の亂るは由る處あり今俄に嚴罰を行はば恐くは聖德を傷みに至ら  
 んと遂に犯罪の公卿の之を廢府に致し首領數人を斬(猪熊及醫師兼安は京にて斬)或は  
 流に處して其他の悉く之を赦し頗る天心を傷ひ奉りたり女御五人は伊豆の島花山院御は蝦夷飛  
 鳥島飛鳥井の弟及難波卿  
 是は駿府鳥丸徳大寺は飛鳥是を以て天皇の御憤甚しく次で御讓位を仰せ出さるるに及べり然る  
 に家康は此時再叙慮を枉げ奉り遂に天皇をして非常の逆讒を起さしむるに至り始此  
 歲御讓位の預定ありしも家康幼女の死するによりて翌年十五年四月、御讓位之儀被仰出候父子之内十人致上落(何様にも御馳走申候はて不叶義に候  
 年去御讓位諸事無御構)是非當年可被成と被思召候者其通に可申付一事  
 ども冷然たる意味を以て延引を奏せしにより御讓位は延引に決せじも同時に家康は

後陽成帝の激怒

板倉の暴

親王(以仁親王即後水尾帝也)の御元服を本年中に行はせ玉へとの意を奏しけるに天皇には延喜の例にて御即位同日に元服の式を擧げんと詔させ玉ひたる然るに家康は飽きでも初奏の旨を強請して止まず爲に攝家傳奏等皆家康を恐れて頼りに其事を勤め奉ると雖天皇は斷乎として勅さ玉はず然るに尋て板倉重宗畏多も「今度の御返事により關東との御問悪敷相成は一定にて御爲然るべからず責て御元服の一事ありとも(之は外に家康より猪熊侍従の同類花山院松木等をも朝廷に奉行を許し又天皇の御母新上東門院は此一件に關して主上と意見合はず長谷に御閑居あるを呼び迎ふべしなど種々奏上しあり故に此く云也)今年中に御心得致し成候様は攝家も是非に申上るべし」との旨を以て攝家に迫りしかば天皇の御震怒一方あらず是に於て近衛信尹間に居て天皇を慰め奉り遂に天皇をして「只何事も宜しき儘に取行へ」との御樂言葉の下に御脱履せしめたり(翌十六年三月後水尾天皇に御讓位)(此一節は主に星野恒氏の説による)是即徳川氏が大に皇室の御内事に干渉せし初にして之より皇室公卿上下共に皆大小の事幕府の處置に異議を容るゝ事能はざるに至れり寛永三年家光上洛の時中宮御所の作法不可なる處ありとて其十月中宮御所御制度十數條を撰ひ又宮中法度十數條を定めて其與書に「右此旨を相守るべし仍執達如件」と命令せるが如き其宮中矯風の精神は先可ありとするも幕府が皇室を輕蔑して萬事に干渉せし事は推して知るべし

女院規則

三上參治氏曰慶長五年十一月後陽成帝立太子の事を家康に問ふ初中山親友の女の生む處を菊亭春季等秀吉の威をかりて親王とせしむ元天皇の意に適せざれば是に至て易諸の事を家康に謀りしに家康は是陛下の御敎慮の儘あるべしと答へたりと云々等は家康が皇室の御内事に干渉せし初かと云々又白之に付全く反對の説あり家康は近衛前久の女の生む處(後水尾帝)を立てんと欲し強ひて天皇に迫りて其皇子を親王とせり云々と予案するに三上氏の説の如く此立太子の事蓋尤干渉の手初あらん是其頃は家康天下を握りし初あれば勉めて皇室の歡を結ひ又有力なる近衛家等と結ばんと欲し好てかゝる事に殊を容れたるあらん

家康既に法文を以て皇室に迫り又實地の問題に關して漸く其御内事まで手足を伸ばしければ是に於て更に自家の勢力を皇室に示し辭て又皇室の威力を藉り奉り茲に一層の

東福門院  
入内の原  
因

其景況

權勢を得て益々皇權を奪ひ去り天下を平武家万歳の策を建てんと欲し元和六年六月廿八日秀忠の女和子カウを後水尾天皇の女御に進め奉れり是は始家康勢に後水尾天皇の即位し玉ふや其英邁夙に復興の御志あるを聞き姻親を通じて之を和けんとの宿志ありしによれるものありしかや

是より前家康は既に薨したれば公卿間には武家の女子を入内せしめたる先例なきを難し議論百出せしと雖藤堂高虎近衛關白に寄りて上下を調縫せしに因て遂に入内を執行するに至れり入内は徳川氏の權威をして廟堂の上に發揮するの一大機會ありければ其儀禮質に盛大を極めたり當時卜部兼親其入内の鹵簿を觀て自筆記せしものあり云く

(女御入内 覺記)「次内裏より爲御迎傳奏兩人廣橋内府西三條次九條關白四將の隨身諸大夫上下之侍 數百人扈從次近衛殿御供衆同上次一條殿乘輿也次諸公卿諸役次二條御城より御物之長櫃千百八十合也此内三百拾程唐織御文葵丸御覆也次前驅雜色樂人四十五人也樂器を以て二行也四將乘隨身帶白筋扈從也次御車糸毛アヲヤ次車には兩土胸中筋局已下乘車は牛一疋也引也御乘車は牛二疋也

て引也公家二行騎馬無之次江戸之御廻衆板倉周防守隨身騎馬負矢籠供也次伊井掃部松平主殿松平右衛門大夫土井大炊介本多美濃守松平下總守扈從也次堂上衆騎馬次續陳九條關白殿近衛殿一條殿次諸役人諸吏扈從也御入内之刻微雨降也未刻に終也委以諸家記別紙可註也 及見物處之分也

と土居家の家譜に當時婚儀の爲に費せし処のもの七十萬石に及ひたりとある由にて實に其壯觀驚くべきものありしと云ふ

二條城の  
行幸

而して爾後數年を経て寛永三年秀忠家光父子共に入洛參内して其九月六日二條の城に行幸を請ひ奉れり武將の行幸を其城内に請ひ奉るは足利氏以來其家門の榮とする處にして這回の學は特に徳川氏の深意に出てたれば其響應の盛大を極めたる事申す迄もあ

く兩將軍(秀忠 宗光)并に兩將軍の夫人を皇室に○黄金三千兩○白銀三千枚○吳服

○紅クレナイ ○御手本○沈香の料其外瑛瑠麝香馬及金銀製の大刀花瓶等々○寢殿の御道具迄數多(寛永行幸記にある一部分)の財物を獻じ又中宮女院親玉攝家清華が地下の官人女中に至る迄何れの者にも悉く分に應じて金銀を贈與せり或人曰く當時響應の際賦



金銀を以て釣る

物椀中に屢長小判を入れありしと是素より妄談の説あるべしと雖之は因て徳川氏が此際金銀の力を藉り以て大に其威力を京師に奮ひたるや疑ふし扱も行幸は六日にして七日には御歌會あり「竹契<sup>ハシカケ</sup>週年<sup>トシゴト</sup>」と云題にて

御歌會

御製もろこしの鳥もすむべく吳竹の  
すぐある世こそかきりしけれね

吳竹の万代までも契るかあふくに

あまる君か御幸を

御幸する我大君は千代ふへま

千歳の竹のためしと思ふ家光

かくて還幸は其翌日にして此際悉將軍三家并に諸侯の爵位を進めたりき

親房卿の嘆息の如し

北島親房卿嘗つて其神皇正統記に昔頼義家等の時は武家多くの功を建つるも位殊に卑かりしが其後武家の爵位漸く高く遂に皇威をも減するに至りし事を嘆きたる事ありしが實に皇位は古今尊卑の別なきも臣下の次第に爵位を貪るに從て漸く卑くなり行く

所以上にして徳川氏は其表面上に於ては足利豊臣諸氏の如く官位を濫にせんとするの風

あさも其實際に於ては次第に皇室に近き奉りて其結果は曾に皇位の輕さを致すのみあ

らず全く古の御堂關白<sup>ミツナガ</sup>藤原平相國<sup>ヒラノ</sup>等<sup>トコ</sup>の爲の如く皇權を奪ふて皇位を殺し關さんとす

るに至りし也即表に自ら顯爵高位を求めざるも陰に之を欲せしは掩ふべからざる事實

にして家康秀忠は生前大政大臣に登り正一位を贈られ家光以後は悉く正一位大政大

臣の極位極官を贈らるるを例とし其後生きて大政大臣とありたるもの<sup>家齊のさへある</sup>

のみならず<sup>若高位を望まずんば何ぞ父の爵位を受けんや</sup>遂に家康を尊ひて神とあし朝廷及天下の民をして仰て

之を祭らしむるに至り伊勢に皇室の太廟あり日光に徳川の祖廟あり伊勢の太廟は天

下の万姓皆之を仰々とも日光の祖廟は天下の大名皆代るる之を守護す(日光の火の

番として諸侯百日つゝ輪番せり)されば其神徳の東西相對して殆ど其光を奪ふが如き姿

を呈せり是等は豈所謂皇位の輕さを致したる端にあらずや而して徳川氏は一方にはか

くの如く次第に自家の光威を高めつゝ益々皇室に迫りて其權力を殺さ奉らんとせり時

に寛永六年六月是より前後水尾天皇其信仰する處の京師大德寺の宗彭(澤庵和尚と云

家康を祀る理由

日光と伊勢

袈衣の一件

人及同寺の宗珀(玉室)妙心寺の單傳東源等七十余人に臨時の旨を以て紫衣を敕許せしに幕府は之を以て法度(己の家より定めたる)に背くものとし寛永四年悉く之を奪ひしも宗彭等四人の敕許の旨を執て動かさざれば幕府は此に至て宗彭を出羽の上山に宗珀を奥州棚倉に單傳を出羽の由利に東源を敦賀に流竄して遂に大に天顏を汚し奉りしかば天皇の御憤一方さす然るに其十月には家光の乳母春日局上洛して天顏に咫尺し奉らん事を奏請す元來武家の一侍婢天顏に咫尺せん事は前古未曾有の事なれば舉朝目を側て驚愕せしも御府は強ひて三條西實條の妹なりと偽り其月十日遂に拜顔を乞ひ畏多くも長橋局の酌を以て春日局は天盃を頂けり其際上下非常の異例として性みじと見え時慶卿記其他當時の日記皆此事を載せて慨嘆しあはざるものなり是に於てか天皇の御心中いよく快かす其御憤は一時に發して未三十日を出てさるに十一月八日俄に御讓位ありたり而して此機密を知るものは只天皇の妹夫三條康道中院通村の二人のみなれば滿朝の驚愕一方さす中宮は(秀忠の女)急便を發して之を江戸に報せり然れども幕府は之を以て意に介せざる爲ニをさし數十日を経て其十二月下旬に至り漸く將軍の旨を奏上するに及べり其大意は秀忠父子俄に御讓位の由をさして甚驚けり但慮叙斯の如くんば亦如何共するを得ずとの旨にして甚冷淡を極めたり(此處間々池田晃淵氏の說による)而して天皇遂に空しく御脱履に及び皇女與子内親王即位し玉ふ是を明正天皇とす(孝謙帝以來八百餘年にして女帝徳川氏の故を以てあり)新虛面命に後水尾院頼ふと御位を御すべりなされ候故板倉周防守殿近衛殿へ参られ不意あると御世繼をも不レ被レ仰出一江戸へも仰談されずして御心をさるとも何事にやと尋申され候應山候被レ仰候は我等 嘗て知らず何事にか有けんと防州再三尋申され候へば御存し無レ之候中は存し候はんやと被レ仰候故中の院通村朝臣へ御尋候處通村の被レ仰候は何がナモシロ而白クて御位に御座さるべく候哉大徳寺の澤庵 玉室等のとを紫衣に被レ仰付候處江戸にて御奪ひなされ候如レ此の有様にて何とて御位を御留可レ被レ遊御座候やと仰られ候周防守も大に驚き申され早々江戸表へ申上候處台徳公忠大に御氣色損して舊例の如く隠岐國へ御遷しなされ候と被レ仰候處大猷院様大に御諫めなされ是は仙洞様の御道理至極にて候間再三御詫ひなされ候へとの御事にて相すレ候事

春日局の上洛

稀代の珍事

後水尾帝の御憤

幕府奏上の冷淡

明正女帝即位

驚くべき不敬の口上

あはたゞしく明正院様御立遊され候之に付中院殿を何となく關東へ呼よせられ四五  
年江戸に御入あされ候中院殿の過のよふにあしたる也

とあり以て其顛末を知るべし抑明正天皇は中宮和子の御腹にて秀忠の孫女に當れば徳  
川氏は夙に其即位を欲したるや勿論也始寛永三年十月十六日中宮の高仁親王を生じや  
徳川氏は非常に之を慶せしと見ゆ梵舜日記に

十月七日中宮御産祈念被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>(中略)人數役事前代未聞也

十一月十三日中宮御産皇子也公家武家之御祝無<sub>レ</sub>限之儀也

御産の祈  
念前代未  
聞

とあり以て知るべしされば徳川氏は爾後漸く天皇の御在位を厭ふと雖甚しく天皇の御  
英明を畏れ居ればさしたる事はさし能はざりしかど寛永四年に至り天皇の御處置公卿  
法度<sub>ハツト</sub>に背く事ありたるを幸機として遂に幕府は天顔を汚し奉るに及べりされば其翌五  
年には御讓位仰出されしも偶同年六月高仁親王薨せしかば暫く中止とありしも翌六年  
五月に再徳川氏の意を迎へて其七月御讓位あさんとの詔を幕府に下し玉ひたり然れ  
ども幕府の其七月に至るも答奏せず八月三日に至りて秀忠より

仰の如く相つゞき世上殊の外あつさにて候其時御息災の由目出度思召参らせ候付て  
は姫宮の御方へ御位を譲り参らせ度と思召候も昔の目出度例多く候まゝ十月に御位  
につけまいらせ候はんとの御内証の通承り候未通かゝぬ御事と存候此由よきように  
心得とし申御返し尙重ねて申上まいらせ候めてたくかしく

八月二日

秀忠

權大納言殿へ

(此時家光よりも同上の旨を申越す)

との意を以て一旦面に之を辞讓せしが爲荏苒未事の決定を見ざりしが然るに同年六月  
及十月(春日局拜顔の事)の兩事件を遂に忽期せずして徳川氏の素志を達したり而して  
徳川氏は聊天下の耳目を憚りしにや罪を中院通村に歸して之を幽閉せり聞く通村當時  
賢能の士を以て頗る皇室に盡す處あり故に幕府は此機を幸として茲に及へる者ありと  
天皇は和歌をよくし玉ひ其御集に鴨巢集と云あり御慨慷の歌數多ありて皆人の知る處  
也今其二三を録すれば

幕府の按  
手段に驚

鴨巢集

曲木に柳の糸をよりかたてすくある道を風にどはらや

かしてきは捨られぬ世を捨る世に捨られて捨ぬ今の身そら

思ふ事さだにそむく世の中に哀れすてもあしからぬ身を

あしはらよしけらばしけれ武藏野にとても道ある世にしあらねば

こまはやあもよふし草の世の中に目にも耳にもあまることこそ

月を友と云へんもやふし雲の上にすむかすむにもあらん我身は

ともかくにあらばありあむ心もて此身一つを歎くおろかさ

世の中は上に目がつく横にはふあし間のかにのあさましの世や

(内藤耻叟氏の談話に徳川時代御歴代の御慷慨の歌は多くありしも皆徳川を憚りて留めさりしと)

又浦村の罪をくして幕府の爲に幽せられしを悲み玉ひ

思ふより月日へにありひとつたに見ぬは多くの秋にやあらぬ(此外數首あれども畧す)

○後冰尾天皇垂て慷慨におはしませしが寛永十一年將軍が三十五萬の兵を率ひて上

洛せしかは之に驚き幕府を倒す念もあみはしとあは此時將軍五千貫を市中に賜ふた

戸百三十四匁八分(口稱)と

中院家の秘書中に東園中納言園大納言より板倉内膳正に主上近習の増加に就きて談判

せし口上の覺書と云ふものあり之を見らば

口上の覺書

昨日兩傳奏へ被仰出候は近習參番之儀或長病或當相尋多く唯今每番老若一二人程

宛相勤候得共是たにも各所勞を仰而參勤致一二番勤候得はもはや次之番は難續

体に候上之御不自由成儀は第三段之儀也老若共にまはり候体日比御覽被成候も御

心苦勞召罷番之節に候得は此比は逐日われ是病者多くなり候間何とぞ内々外様へ

公卿にも外様ありの内々被撰入候様にと被仰出候兩傳奏被申上は先御待被

成候様に仕度存候近習之儀は肝要之由度存承候得は御尤に存候由御返事難申上候

丁酉月も過候は涼氣并向候は唯今所勞之儀も可出之條御無用之よう存候

由に候且又正親町被申候は右之首尾に候故不限二兩月無人に候と云も長存候由  
 は御返事難申上候畢竟近習の勞苦を覺召敷の儀に候は、或は無人の時は具にさふ  
 せられ或は如此暑氣之節御涼みに表向へ出御之時も折には女中めしつれられ出御  
 せられ候様に被遊候は、其隙々には番衆が休息して續き申候儀も可有之や色々  
 被遊候は、御覽被成候儀は如何可有哉之由被申候に付兎角御返事可申上由申  
 候而則右之旨令言上候正親町所存之旨をも卒度御談申上候處に主上覺召候は暑氣  
 之時分さしめたり各難儀之体故被仰出候事に候日比随分と老若相勤成其上にてつ  
 かれ候ゆうけ次第候は此上に一兩人所勞にて引籠候時は可及新加之沙汰候其段  
 に成候と被加候は、御前新加之衆かゝりて如何と被覺候に付いまた漸かやうに續  
 き候内にと覺へ候元江戸へ談合申儀に候は、左様に成共又幸板倉内膳正在京之時に  
 候御相儀仕候儀に候は、其通に成とも仕候は、一兩日中に御返事申上候儀にと重  
 而被仰出候儀候儀といれし候御返事にも不及如何儀先御請之体にて打過候然處  
 に今朝被召召入被仰出候は昨日は右之首尾に候儀候に共如何様成とも仰傳

天子語て  
 借臣の旨  
 を親ひた  
 りとは何  
 の状に

妻被申上候様に可被遊候乍然參番無人之時奥に御座候事候は、奥がらにあ  
 らせられ又表向へ御すゝみに出御之時も女中方めしつれらるべし但此御様之義は尤  
 御心に不覺候へともかく近習勞苦被扶度覺召に候間左候は、申に任せ可  
 爲共通敷乍然舊冬女中之事に付不覺覺召願動之事に今御迷惑に覺召候然は陰  
 冷之時節はかやう之事御遠慮有之度外之談論も如何と覺召候へとも内膳正とも  
 不覺義と故知候は、いかやうに成とも可被遊候是は兎角御身分後日之義を覺召  
 候ての事也全御自由被遊度被覺召候而之事にて無之候旨被仰候

七月朔日(寛文十年) 國大納言

板倉内膳正殿 東國中納言

とあり主計は靈元天皇にして此一件の起りは三條正親町の二卿前に宮廷を乱り且主計  
 に好色を勤勞せりとの嫌疑より幕府は右の二卿を退け尋て大に宮廷を窘めたるもの  
 して幕府は主計の近習を滅し若不足を著くる時は内宮の女官を以て之に代ゆべしとの  
 意あるが如し然れども主計は正殿に女官を従ふる等は甚好み申はざるより強ひて幕府

に近習の増加を請求するもの如し（尙此外に關大納言等と中ノ院大納言と往復せし口上の覺書と云ふあれと略す）一天万乗の天子にして此に至る御心の中を察し奉るに余ありと云へし

明正後光明後西院靈元四代の天皇皆後水尾天皇の皇子也而して後光明以下は源和子の出に非るも皆之を以て養母とせざるは是亦徳川氏の政略ある歟かくの如くにして皇室の威權は悉幕府に奪ひ去られ例へば年頭の祝詞の如きも光聲一覽に其初世の間は稍鄭重ありし由あれども綱吉の時代には既に甚粗略ある事とあれりとて其文例を示しあれり即左に

猶以委細兩使可ニ相述一候以上青陽之慶賀不可有ニ際限一候禁裏御機嫌能成ニ御超歳一珍重存候依之以ニ大友少將繼田侍從一御太刀一腰御馬一疋一致一獻一進一之候件之趣  
宜有ニ候恐々謹言  
奏達一候恐々謹言

幕府の呈する年頭祝詞

朝廷の返

正月十五日 綱吉印  
高野大納言殿  
柳原前大納言殿

御内書之趣謹而早披閱候畢禁裏御機嫌能成ニ御迎歳一珍重被ニ思召一則以ニ大友少將繼田侍從一御太刀一腰御馬一疋被ニ成ニ進獻一也疾々逐ニ奏達ニ備ニ天覽一候處  
叙感未レ斜御事候猶以ニ女房奉書之旨一宜有ニ言上ニ候恐々謹言

二月幾日 資藤（柳原前大納言）  
保春（高野大納言）

老中宛  
と其徳川氏の一天万乗の君に奉對する一陽來復の大祝詞式かくの如し皇幕の位何れか貴き處を知りす

寛保二年幕府の紫宸殿御條目三條を撰びて同殿上に掲々奉れり

禁裏殿御  
條目

- 一 禁裏仙洞たりとも御政不正。則嚴敷可奉諫言事
- 一 親王宮御不行跡之節者被任先例可令遠流事
- 一 三公諸公家之面々不行跡之節者任先規之例遠流或死刑之事
- と嗚呼悲むべきか始慶長十八年公家法度は左の如く幕府より定められたるも
- 一 公家衆家々之學文晝夜無油斷一掃に可被仰付事
- 一 不寄老若一書行儀法度一置者可被處流罪但依罪之輕重可定年序事
- 一 晝夜之御番老若共無懈怠可相勤之其外威儀正敷相調伺候之時刻如式目參勤
- 仕候様可被仰付事
- 一 晝夜共無指用處町小路徘徊停止之事
- 一 公宴之外私にて不似合之勝負并於不行儀之背侍以下抱直之輩者流罪同先條事
- 右之條法相違處從五攝家并傳奏其固有之時從武家可行沙汰也
- 今又注上并水廻注にかゝる不穩の箇條を定むるは豈不敬の甚しきに非ずや古來臣下の身程も私行の欠点ある皇族を流せし事を以て元來往古の世にありてす皇族は儼

公卿法度

皇胤廢册  
の異説

急入て大統を嗣くべき貴人されは決して法律を以て之を刑する事とはあざりし也然  
 るに徳川氏か其定めぬ所以は是第三の北條氏流罪とすまの政略に外なき事也  
 尚徳川氏か皇室を對も奪りある處置の不倫驚くべき事は後宮に内制を立てて女御の御  
 腹に皇子おければ他は女房の皇胤を宿まら悉墮胎せしめんとしたる事は亦此事光臨  
 一覽に見ゆ此光臨一覽の著者不詳の書されども其記者は朝廷の官人にて實地政務に關  
 せし人にて見聞のまゝを録せしものなれば甚確實なるもの也

此説の確  
實なる証

池田晃淵氏の説には細川家記(寛永六年十二月廿七日忠興より忠利に送りたる書面)  
 に京にて禁中向之儀承候主上の御事は不及申公家衆も事の外物之されたる(窮乏  
 のと)體と申主上御不足の二ハ公家中官位御まゝに不成との事又ハ御料所加増  
 にて被進金銀も折々被進候へとも是れも毛頭御儀に不成候有之分に候へば何  
 を以て公家へ感不成可被立候も無之候其上米金銀御遣ひなきによりたまり申候  
 を利分を付奉行共より人に貸付申候如し此之故人の口にて候へば玉の米何程借り候  
 金銀助かたきか候と口さすみ申候神代より禁中に無之の例に候と今主上の御代に

細川忠興  
禁裏の内  
情を記す

當り加保之事出來無御存知事故後代のもし御請被候事向より口惜思候由又  
 は大德寺妙心寺之寺老あり不届と武家より被仰紫衣をはかれ又被成御流候へば  
 口宣一度に七八十枚もやぶれ候主上此上の御恥可有之哉との儀又たかくし題に  
 は御局衆のばうに宮様達いか程も出來候をおしころし又流し申候事之外むとく御  
 無念に被思召候いくたう出來候共武家の御孫より外は御位には付被申間敷に餘りあ  
 らけなき儀と深く被思召由に候此外未數御入候へ共忘申候此前いつの時分やうん  
 おもふ事なきにやすすむく世にあればすておかしからぬ身を

と被遊候由候此はてのをとまりは残るてにはと申物かと存候よせいかさうと御  
 製と世上に申由に候案の如く御位をすべし候後は不存つよき御事と存候事  
 とあり此忠興は父幽齊の時より和歌の道にて御處と縁故あれば此等の事實を聞き出し  
 たるは性むに足らざる事也と  
 即ち後水尾天皇の御震怒は亦其一原因此にある歟但し三上氏は嘗つて之れを辨解し  
 て

予も始め之を疑はさしに非ずと雖正保三年五月の町觸れには看板を懸けおさる子  
 おろしの商賣をさすを禁するの命あり當時墮胎の多かりし事知るべし又西山遺事  
 は二世を代表すべし其次の如きは墮胎を説きし事を載す當時の道德の未  
 た甚だしく墮胎を悪事と認めざりしことと知るべし特に東福門院は關東の女にて在ま  
 せば細川家記光盛一覽等のいふ所蓋し實をうんと思ひき然れども手近御系譜類  
 就て見るに此傳説の謬れる事決して辨を要せざるを知れり即後水尾天皇には皇子皇  
 女三十餘人まします關東の外孫に當り給へる明正天皇は其第三皇女に渡りせられ第  
 一皇女文智女王の御母は大典侍局あり此外にも局腹の御子甚だ多し事實かく明白  
 るを細川家記光盛一覽等に之を誤り説者また其誤を傳ふる事極めて奇怪なりと云ふ  
 へし

と此説雖二確實一宛に角徳川氏が皇族の繁榮を畏れ其削弱に汲々たるは掩ふへがらざる  
 事實にして始平安朝の時代は多くの皇族皆親王とある時は爲に國帑を耗費して人民の  
 苦を増すべしとの叙慮にて皇位には多く姓を賜ふて臣下に列じ又多く變を削らしめて



法親王の  
由来

新井白石  
の建議

諸寺の座主住職を(之)を法親王と(之)たりしに其後は皇室次第に衰へて親王たりさ  
るを得ざるものも皆曰むを得ざるに出ては法親王たるもの多し足利の代よりは親王次  
第に減して徳川の初には所謂親王家と云へるは伏見桂有栖川の御三家ありしのみ也  
故に新井白石徳川氏の嗣繼屢絶ふるに乗じて一篇の建議を幕府に呈せり  
それが中興し申へる事の際は元享建武の間皇統すでに南北にわかれ前朝はいくは  
せなく絶せ給ひぬ北朝はもてこれ武家のためにたてられ給ひぬれば武家の代の  
榮も衰をもともにせるせ給ふべき御事あるに應仁の後世のみたれ打續て武家すで  
に衰給ひに上は朝家の御事は申すに及はず當家の神祖天下の事としろしめされし  
に及びて之に御家にも絶たるをも繼ぎ廢れしをも興させ給ふ御事共はあるされしか  
はあれど諸君の外は皇子皇女皆く御出家の事においては冷めをばおとるへし代の  
さまにかわり給はず凡匹夫匹婦の賜しきも子を生ては必ず其室家の安んじ事を思ふ  
これ天下古今の人の情也又今幾世の額に男に其の資財をわから女には其繼繼  
をもとむじしおまよひ以て之を以てかみまよひはるしかる世のあらはし

とありて年久しければ朝家には今法で申させ給ふ御事をあかすみ此等の御事ねが  
はせ給ふべき所とも思はれきたとひ又朝家には申させ給ふ御事をあかすめこれ  
の御沙汰をかむ事上につてふまつさせ給ふ所をつくされしとも申すべからず當時  
公家の人々家願のはたすあるれば皇子立親王の事ははしまさむにもいかほどの土  
地をまいらせらるべき皇女御下嫁の事ははしまさむにもいかほどの國財をか費し給  
ふべきこの國天祖の御後のかくのみおはしまさむに當家神祖の御末は常磐堅磐トキイノカキに榮  
ゑおはしまさむ事を望むはいかにも候ふべきされば某が申すことおまよひにはこ  
れより後代々の皇子皇女其數多くおはしまさむに至ては天下の富もつがせ給はぬ所  
ありぬべしと申す事も候はん歟古より皇子皇女數百人おはしませし代々もすくお  
かふねとそれらの御後令に至り給ふはゆかばくをぬじまます天地の間には大算數  
に云ふものもあるゆかり昔人は申たりき此等の事は人の智力のおし景るべき所に  
あらず只理の當否をこそ論し申すべはれ或は又皇土の御後多かたにはついに武  
家の御ため不利の事をも出来ぬと云ふ事申す事もあるべきにや高倉宮の余言によか

て諸國の源氏起りし事もあれどこれは平相國入道のひが事のみ多くして家滅びぬべき時にあたるるなりし此等の事を以て賊とすべきも高時入道滅びし時に令旨おされしは梨本の御坊親王におはしまさずやさうばたどひ御政事の得失にこそかゝりふべけれすへて此れ等の事よく御心せさせ給ふべき所あり」と申せし也此封事御覽の後仰下されし事ふたたびのち申所そのことばりありさればこれ國家の大計也よく御思惟有べしと仰下されしにやがて今の法皇の皇子秀の宮と申す御事新王宣言あるべき由を申させ給ひたりけり其後また前代に皇女御降の事をも仰下されき(折たぐ柴の記)

この主意を以て上書せしかは家宣やがて其嗣に基き東山天皇の皇子秀の宮直仁及兼乎典仁を親王に立て祿千石を上れり是即閑院宮にて之より親王家四家とされり而して此典仁親王は光格天皇の御父にして今上皇帝の畏くも此閑院宮の御系統也とせば白石の上表は皇室に對し奉りて大功おしとせざる也尋て又藤府は此上表はよりて靈元天皇の皇女吉子内親王をよみて家繼の御臺所とせりと云々

閑院家の建立

伏見宮富士山の歌の原因

東叡山建立の原因  
異説

(但此後には再親王家も立ちす皇女の御降嫁もまた皇子女の法親王たる事は元の如しと云悲むべき事也)然れども幕府は古來親王家宮門跡等皇族の御代替りには必御對面と稱して之を江戸に招見し以て家領安堵の朱印を渡すを例とせり(此の事近世には代人を江戸にやれり)と云伏見宮十二代の貞教親王の此事を御慷慨せられたりと見えて東下の際富士山を見て  
東路に下り行く世のうさふしを忘れてひかふ富士の山まゆ  
と咏ませし事ありとぞ聞へけり  
東叡山建立の原因につきては世説一ありす或は曰く其建立の原因并に皇子を邀へたる事共に全く天海の發願にして其証は史徴墨室に載する處の元和九年十二月九日天海が梶井門主兼胤法親王に贈りたる書牘に「江戸東叡山取立願而取掛(中略)就其年狂言是非以來は皇子一人申請へこの事御年寄衆へも度々咄申候」とあるにて明なる事也此文意は先試に天海が此事を老中迄明して以て將軍の意を探りたりと云事にて天海が皇

子を迎へんとせし精神は比叡山延曆寺と相對して我宗門を盛にせんとするに外ならず  
 と(池田晃淵氏の説)或は曰く是家康の遺命に依て建立したるものにして皇子を迎へた  
 るは全く一種の人質にして一旦緩急の際之を奉じて天下に号令せんとの意ありと(東  
 叡山とは江戸上野の寛永寺の事あり慶長十七年建立成り幕府の顧問天海僧正之れに住  
 し寛永十五年後水尾天皇の皇子守澄法親王を迎へて天海の後たらしめたり之を輪王寺  
 宮と云爾後必當時の天皇の皇子を東下せしむるの例たり)然れども其設立の原因は鬼  
 も角後世之を以て人質に擬し以て緩急に備ふるの用とさせし事は顯然として彼幕末に  
 於ける彰義隊の舉動は(寛永寺に據り輪王寺の宮を擁立せり)正に徳川氏二百余年間の  
 遺意を表出せるもの也とす而して爾後此親王をして畏多くも將軍一家の葬祭を營まじ  
 め其死体に禮拜せしめたるを思へば豈悲憤せずして止むを得んや加之此より前慶長十  
 七年京都淨土宗本山智恩院にも同じく皇子を迎へて其屋主とあし歴世將軍の猶子とし  
 て守は同じく有事の日に備へ(此事は江戸増上寺親智國師の縁山秘録と云に於る由)一  
 は同じく自家祖先の冥福を祈らしめ又後水尾帝の皇子眞徳法親王を日光に迎ふて其廟

廟を守らしむるに至りし事あるとや徳川氏の皇室を經世し所業も亦多しと云ふ事也  
 翁草に

明正帝を  
却し奉る

幕府の魂  
明正帝を  
却し奉る

後光明帝  
崩御の異  
説

寛永廿年女主(明正帝)御治世既に十三年に及びければ御位を下させ玉可然と公家  
 武家此に思召仍て九月下旬江戸より御使として酒井廣岐守忠勝松平伊豆守信綱上洛  
 十月三日女王御讓位有て新院へ行幸右同廿二日御弟親仁親王即位し玉ふ四代帝王を  
 御子に持たせ玉ふ亦欲明天皇の外無例事也其御身に於て日出度とや申へき世の爲  
 政の爲には妨有法皇(後水尾)ありと人々申あへり(幕府が後水尾帝を嫌ひたるは此  
 終の一句にて知る)  
 とあり即幕府は須臾にして明正天皇を御し奉りて後光明天皇を上げ奉りたるを云也山  
 陽管て藤氏の專横を記して天子を易ふる事基石を動すが如しと云ひしが今徳川氏の所  
 爲は實に藤氏にも勝りたる處あるあり  
 か以て後光明天皇非常の英資を以て即位し玉ひしが此天皇の崩御に關しては容易を少  
 さる傳説あり今其一を略記せん近頃萩野由之氏の述ぶる處は

此天皇は世に名高き英主に在ましが折しも慶安四年は三代將軍家光薨去して四  
 代將軍家綱は尙幼なり諸大名は幕府の勢に屈すとはいへ尙機會もありばとおもふ者  
 も少からず殊に由井正雲等の二件ありて紀伊大納言も加はりたりといふ風聞有りし  
 事あれば幕府に取りては實に危急存亡の時と云ふべし加之此頃京都にて容易からざる  
 企ありと云ふ事さへ關東に聞おしかば幕府の恐一方あらず此惡もく天皇痘瘡にか  
 ぶらせ玉ひしに關東より土井大炊頭を使として今大路勅決印と云醫者を奉れり天皇  
 既に關東の謀承知ありとみねて關東よりの藥の堅く召上るまじと仰ふれしが流石に  
 關東の工をれば侍臣などにも其賄賂を受けたりと見えて色々御勸め申して是非を  
 く召上られしがは間もなき崩御ありにき後この醫者を流罪にせんと關東にて申した  
 れど素申合の存せしかば其も言觸せしのみにて醫者は罪をかりしなり此事は可觀小  
 説及醫家人物考等の書に見るたり之に就て一の説話あり水戸の烈公は勤王の志篤き  
 事あるが御先帝の御在位の頃其麻中登美宮有細川の女に近世禁裏御痘瘡に罹らせ玉へ  
 ば大友は御全快六ヶ敷上矢に治せしむ今上帝は未御痘瘡相濟ませ玉と云ふ由若御痘

惟公壯御  
 際中に  
 旨を授く

痘瘡を聞かば關東へ知れさるよう此一角を進らせよ最良の一角は痘瘡に妙効ある藥を  
 りと聞きつれば保て秘藏し置る所ありといひして是れ某氏に聞けり時勢おもひ  
 やるに堪へたりの説話大友は治せしむる由と云ふ事あり  
 と三上三治氏の考証は之に反對なり其略に云く  
 此事は室直清の鳩巢小説に「御様子とも密々關東へ相聞へ御沙汰不宣候御痘瘡御大  
 切に被レ爲レ成之旨御披露有レ之處關東より醫師參上天脈を伺ひ申其御藥堅く被レ召  
 上二間敷よし致度勅諭候へ共時の所代司土井大炊頭殿強而召上然るべしとの旨執奏有  
 之候間被レ召上無レ間崩御被レ遊候」とあるを初として正保野史には醫師の名まで載  
 せあれども鳩巢は万治の初に生れたる人なれば此記事決して同時代の記録の如くは  
 信用しなかつたさかり願ひて宣順公紀續史愚抄等を按ずるに後光明帝の痘を病み給ひし  
 は實に九月十四日(承應三年)より其十九日夜半より大漸其廿日の未明に崩御  
 あり而して御病氣の關東に聞おしは三十日又は十九日なり即徳川氏實紀には御側日  
 配の類によりて二十日其聞おありしかば明日公卿饗宴の儀樂を止むといひ真明

日記には「十九日に禁中御病氣の注意あり」と見ゆ然れども御病の關東へ知れし頃には主上は既に崩御ありしかまれば御大劫に陥り給ひし後の事も其間に如何でか醫師官人の往復あるべき理ありんや况や鳩巢小説に時の所司代土井大炊頭といへるは誤りにして當時の所司代は彼の板倉周防守重宗ありしなり

と内藤耻叟氏又曰く  
 後光明帝を徳川氏が毒殺せぬ一証は後光明帝の病の時は丁度御殿が焼け父の後水尾帝と同居せり而して御殿も今の如くはあく小さかりし故に父子共に同じ間に居りしあり若し毒をもりたむには後水尾帝は必ず之を知りて徳川は後水尾帝を最畏れたり豈此の如きことを爲し得んや

と然れども予思ふに古來毒殺政略は徳川氏の慣用手段あれば此事若内藤三上氏等の考証の如くれば國家の爲實に大幸と云はざるべからざる也

而して更に此次代の後西院天皇の御讓位につきて予聖臣民敢て云ふに忍びざる處ある也  
 也萩野氏曰く

後西院帝  
 の御讓位  
 には驚く  
 べき事あり

後西院天皇御在位の間明暦三年四年と引つゞきて江戸の大火萬治四年には内裏炎上寛文には洛中地震斯く天災地變打つゞきければ關東には天皇御不徳あればこそ斯く變事の打つゞきあれ不祥の君ありとて新造の内裏出來つるも其所に入れ上らず早く御讓位せざるべしと申すことにて板倉筑後守松平民部少輔等上洛して寛文三年勤めて御讓位せざる玉ふ若し果して天變地異は政の得失より起る事あらば關東こそ其責を負ふべき善かれ悪しき事のみ皇室に歸すること甚しといふべし畢竟廢立の口實に過ぎざるのみ此事は林春齋の記録に見えたることあれば信を置くに足るものあるべし

と嗚呼是云ふに忍びんや予嘗て六角博通氏に聞くに後西院天皇の御書物せんかきもの今尙御所にあり其御宇蹟見事にして實に感佩の外なしと又之を他の口碑及山科言繩氏に聞くに天皇尤有職の學に長し玉海其他有職關係の日記教多御宇寫しありと御狂疾の陽成天皇を御し奉りたるすく天下噴々議論あり曰く是基經たるもの大臣の責任を盡したるものに非ずと然るに今賢主を冠ひて之に不敬を加へたる其罪豈輕からんや

應仁以後朝廷の節會大祭及万般の儀禮悉く廢絶して未嘗さざるに先ち正保四年幕府は

幕府伊勢  
奉幣使を  
復興せし  
は謂わり

幕府志に  
年號を改  
む  
直に朝爵  
を受くる  
を得ず  
所司代の  
切腹

皇室の御  
料

其沿革の  
統計

獨伊勢奉幣使のみを復興せり是抑謂れある事にして實に家光が其日光の祖廟に勅使の  
参向を受けんどの宿意より起りたる事也此時家光は伊勢奉幣使の再興をなし同時に日  
光に奉幣使を遣はされん事を乞へり而して此時山城豊原を伊勢に附せしは日光に二百  
石の田を附し永く其典を継せざる如くせんとの真意に出たるものと豈虫のよき話を  
らすやかくの如く徳川氏は陽に皇室を尊ぶの爲を以て其實は悉皇室の威を奪ふて之  
れを自家に附せんとするものなりと在昔北條氏より以降足利氏に降りて一代皇權の  
範圍を減せしと雖朝章の秩序を正し朝爵授與をあたすの特權は戰國亂離の際尙朝廷の手  
にありしか今徳川氏に至りては亦た全く此特權をも奪ひ去りたり光臺一覽を見るに正  
徳の年號は朝廷にては素寛和と附せんとせしも幕府改めて正徳とあせりと又凡徳川氏  
の制大名旗下等天下の士人の悉皆幕府の許可あるに非れば爵位を朝廷より受くるを得  
ざるものにして辱くも天皇假令武家に朝爵を授くるも其武家のもの二たひ幕府に上申  
して其許可を得るまで拜受の辞を奏上せざる例也嘗て所司代某將軍の詔を受くるに及  
はずして直に之を受くしかば遂に幕府に誹責せられ自盡して死せよと云是實に前に予  
の所謂幕府は皇權を殺し盡さんとするもの也

幕府の皇權を縮めし事かくの如し而て御料の額も亦甚裕なりとせず徳川禁令考に云く  
供御の事は舊記に見る處は慶長六年に始まり慶應三年に終る其沿革損益あるもの多く  
介文を得ず舊記は其事を載するのみとされば其顛明ならずと雖も今同書に列記する處  
を掲ぐれば左の如し

慶長六年九月禁裏供給之地及公家の食邑を洛陽の四邊に定めらる(家忠日記)慶長十  
六年四月十六日上皇へ御領の公田を附せらる(慶長日記)天寬日記)○元和九年八月二  
十四日一万石の公田 此時秀忠父子入朝して山城豊原相樂  
愛宕郡内の地一萬石を獻せし也 を以て禁中に附せらる(公武實錄)天  
寬日記) 此時京師の地  
子錢を除く ○寬永十一年七月三日院領七千石(此前寬永七年三千石を獻せし  
也御進獻の御使土井大炊頭板倉周防守右被遺之)寬永日記)○増田千信氏の調書によ  
れば此時諸宮院に五千石を附せられたる如し)○寬永二年三月五日禁裏御料御増進  
(柳營日記)○禁裏本御料一万五千石四斗九升五合新御料一万石五升四合寬永二年増  
御料一万石一斗一升八合 御所御料地

又増田千信氏の諸書より調査せし處と云は左の如し

東武實錄(寛永七年七月十三日)御即位に付御條目所司代へ達△從<sub>二</sub>最前<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>二万石にて年中之御收可<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>但あ<sub>レ</sub>た<sub>レ</sub>ま<sub>レ</sub>れ<sub>レ</sub>る御收は格別の事(按この一萬石は元和に付<sub>レ</sub>れ<sub>レ</sub>しものか)○幕府御定書(元祿十五年)今上帝(朝仁)御壽二十八御領一萬九千六百五十石余仙洞(誠仁)御壽四十八御領七千石新上西門院(輔子)御領四千石○京都町家舊事記(年代未詳蓋元祿以後)御禁裏御料高三萬石口向御賄料吳服料共七百四拾五貫目與御入用八百兩△仙洞御所同二万石口向同斷五百拾貫目與御入用七百兩△中宮御所口向同斷百九十二貫目與御入用七百兩△中宮御所口向同斷百九十二貫目與御入用四百兩別段年々六貫目○温知柳營秘鑑(蓋元文以後)山城内一万九千八百二十三石余禁裏御料丹波の内五千石新院御料播磨の内一萬九千八百二十三石余禁裏御料同五千石新院御料(按禁裏は總高三萬九千六百四十六御新院は一萬石)○宮中秘策(安永四年)△禁裏御料二萬石山城國中に於て右支配人御代官小堀敷馬御藏に手代を附置相納り御料之堤川除等の御入用も右之内より相辨す△新院御料五千石支配人

並納方右同斷但御入用多申合有<sub>レ</sub>之時も有<sub>レ</sub>之△本院御料五千石右五<sub>レ</sub>物成之積に<sub>レ</sub>現米二千五百石毎年藤枝比兵衛御代官所より相納不足之時者御代官攝州河州兩國之内より相<sub>レ</sub>納之△女中衆切米九百石餘石渡り方同斷△金二千兩右者小堀敷馬より海年相<sub>レ</sub>入之△台<sub>二</sub>三万九百石○天保雜記(天保十年)御料高其外御入用高禁裏御料高三萬石二百五拾四石七斗六升五合定式臨時安永七戊年より一箇年口向入用高銀七百四拾五貫目但物成并御不足之節者御取替被<sub>レ</sub>進分金銀に<sub>レ</sub>致し書面銀を以て御取<sub>レ</sub>賄之積與向御入用同年より一ヶ年定高金八百圓△仙洞御料高一万石右同斷五百十五貫目右同斷金八百兩△中宮御料高三千石(寛政六寅年より被<sub>レ</sub>進)口向御賄料御入用吳服料共銀百九拾二貫與御入用金四百兩別段年々銀六貫目海に享和二年より金二百兩是は年々御拂代を以て上る積也女御御料二千石(文政十四年丑十二月)口向御賄御入用吳服料共與入用金百兩右六書擧ぐる所の高各一<sub>レ</sub>さ<sub>レ</sub>さ<sub>レ</sub>決<sub>レ</sub>越<sub>レ</sub>禁料は二三万石の間ありて院料は五千石七千石或は二万石されど此は仙洞一院の時は一<sub>レ</sub>万石にて新本兩院の時は一<sub>レ</sub>方は七千石

或は五千石を定むるに定れぬ其處は次成命享保二年乙卯三月十七日院御料の儀に付達公御讓位相濟院御所御料之奉前考者七千石宛被進候得共靈元院御例之通二万石可被進候向後共御一万余成御座一候節者可爲右之通候御二万余成御座一候時者先達御一万余石被進候間重而御方に考東山院御例定通七千石被進而可有之候此趣御沙汰之時分傳妻衆に可達旨土岐丹後守に相達候間可被得共其意候とあるにて知るへしさて右の御料は全く帝室の財産にして親王以下公家の食祿は別にあり其は温知柳營秘鑑に公家門跡の領滿を別に擧ぐ又宮中秘策に凡八万二千九石九斗有は攝家親王諸公家諸門跡衆之地行或は御藏所其品多しとあるにて知るへし又國史眼に擧ぐる處は

寶永三年禁裏御料二万九千七百三十石仙洞院。宮御料二万五千三百三十五石親王公卿共に四万四千九百九十七石門跡院家一万余九千四百七十六石女中三方三千三百六十五石尼御所四千三百三十三石僧役人三千三百六十三石其他經營の合方米公卿の藏米等幾内及

草高と物成との比

奥向口向の別

近江丹波諸國に於て合計二万二千五百五十九石

凡かくの如く皇室の御料は徳川創業の頃は漸次増進して四万石内外とせり然れども是草高の漸次して山城全國は五ツ物成されは實米平均年二万石の割合にして官中秘策にすれば御料の出入を可御倉の手代并に御料の隄河除等一切の費用を此中より弁する如くされは其御手許の正味は蓋一万余千石に過ぎざりし也但此外に禁裏女院仙洞三處共に其奥向并に口向用度には金子を以て補足する制ある事前記安永七年制定の如しと雖今既に其額を推算するに禁裏女院仙洞の奥向併せて金二千四百兩(但二百兩は女院の積立米の利子されは除く)口向併せて銀千四百五十八貫目に過ぎず(但金二兩は當時何程に當りしや未調今得ずと雖維新前には京都に於ては金二兩は銀七十三匁に當り江戸銀と云へば銀六十匁にて金二兩に通せし也因て試に千四百五十八貫目を江戸銀の相場に改算すれば二万四千三百兩とある(即皇室一歲の御料は先米二万數千石金二千四百兩計ありし也口向の費用あるものは朝廷の政事に費ゆる處は御料にして御料に非ず(尙一万余石の米も其内政事に費す處ありしやとん)實に些少あるものと云



金と銀の  
相場より  
御領の額

皇室御料  
と十萬石  
の大名と  
の比較其  
の實際の  
状況

へき也而して親王門跡公卿官人の料地は前記の如く其合計凡草高八万石ありと云へば  
 之を五ツ物成にして略實米四万石の割合ある也(蓋御料の如く此領地内に費ゆる土木  
 費等は此中より支辨せしむらん)故に當時概唱して御所の知行を十万石と云へり  
 儲子が郷國ある豊前中津奥平家は十万石の大名あり畏多しと雖諸者をして深く反省せ  
 しめんが爲賦に之を比見せんに奥平家の領地は七公三民の制にして(但其内は六公四  
 民の處も混じ居れども)實地の草高十二万餘石にして年々の収入凡米五万石余或は豐  
 年にて六万石税金凡三四千兩也而して其内二万石餘は藩士の知行に之を費し家老の最  
 上級二千六百石より千石内外土分最下級五十石内外たりし即御所にては親王にて伏見  
 宮千余石有栖川千石桂宮三千余石閑院千石(門跡は甚少)五攝家にて近衛二千八百  
 余石九條二千四百余石二條千七百余石一條二千余石鷹司千五百石より遂に最下級の公  
 卿は三十石に過ぎず是甲は總數二万石にて乙は四万石ありと雖其家數に甚懸隔あれば  
 其一家の受くる處は殆同類に至る也又中津藩は藩士の祿を引去りたる他の四萬石を以  
 て(藩士の知行は一定のものあれば豊凶を以て二万石也故に豐年は主家の収入多し)藩主

家の奉養並に藩政を執行するに用ゆと雖其政事に費ゆる處の官吏の役給は非常に少額  
 あれば論ずるに足らず只藩内の土木(堤河除橋梁修繕等)城普請等に過ぎずして此他は  
 悉江戸大坂藩邸の費用と藩主家の費用とに供するもの也但大坂邸の費用は少額にして  
 江戸邸の費用と云も其實は藩主家の費用と稱するべければ少くとも主家の費す處二万  
 石を超過せしむらん即辱くも禁裏御料に越ゆるとも少き事あかるべし堂々たる一天万  
 乗の君主の御經濟極々たる西鄙十万石の一城主と同じかかしと思はゞ豈誰か恐懼し奉  
 るざるものあらんや

存儀の再  
興に資也

御料既に斯の如く小あれば大祭及諸節會并に禁宮の改造修葺等は幕府別に之を辨せ  
 るを得ざる事論をしと雖幕府は頗之に吝にして應仁以降墮廢せる諸儀式は天下の政事  
 を奉行せる幕府が率先して其再興を志すへきを僅に朝廷の嚴促に應じて止むを得ず延  
 寶六年石清水放生會を興し元久三年大嘗會を興し(貞享四年僅に再興ありし)延享元年上七  
 社及宇佐奉幣使を興したるか如く漸く年を逐ふて僅に再興するに過ぎず殊に宇佐奉幣  
 使は關念自語にまれは此時限りにして復興を絶えたりとあり豈悲憤せずして止むを得

節會の費  
川の事

御下行米  
の事

公卿筆耕  
の業を失  
ふ

櫻町帝の  
英明

新雲夜  
抄の事

天明の大  
火

其慘狀

葛松固禰  
の事

皇居炎上  
及建設の  
沿革

新皇居成  
る

んや諸節會の維持其費用多きを費すに非ず今試に寶曆三年の三節會（元日白馬殿歌）の御下行帳（上行とは節會の時幕府より出す米金等を云）を見るに僅に米二百五十石弱に過ぎざる也（嘉永五年の同帳を見れば七石余増加し居れり）幕府の意中知るべしのみ

徳川氏の時諸侯死すれば其遺物として將軍には刃劔を將軍の内室には歌集（古今集とか拾遺とか）を一部寫して奏呈するの風あり是歌集を寫すには公卿方の能筆ありれば必ず公卿に頼みて寫してもうへり公卿方は亦之を寫すと内職とし活計の一部とせり然るに三代將軍の時に至り歌集の遺物を上るは無益なりとて止めたりしかば公卿方は大に困れりといふ公卿方の寫せし本は今も多々存せり至て美あり（口碑）後陽成後水尾明正後光明後西院靈元東山中御門の八帝を経て櫻町天皇の御代とある此天皇は聖君にして翁草に關東の御取扱崩御の時にも殊に鄭重ありしと記し閑窓自語の如き延喜天曆の聖主に比せり故に此時上記の如く相續節會の再興をさせしか之が後櫻町桃園後桃園三帝を経て光格天皇（是即閑院宮より出づ）の御代に至り始て殆ど減價の

復興を全うせざるを得たる也（歌）天皇は麻譚逆世の一大英主にましませば痛く朝廷の衰微を嘆かせ玉ひ自奮記を撰撰して新に朝制禮典を定め年中行事を作し玉ひ（之を新雲夜抄と云）大に舊儀を復興し玉はんとせり時に天明八年正月卅日京都大火東は鴨川が西は千本通に及び公卿大名の邸百三十社寺九百廿民家十万三千戸死者二千六百卅余人に及び皇居亦炎上す將軍家齊松平定信（白川に命して造營を司らしむ）天皇仍て時の有職家裏松固禰卿をして古制を案じて寛正二年十月新内裏を建設せり（傳へ云定信も皇居の卑隘あるをば常に嘆き居りしと）初家康後水尾天皇即位の歳に諸侯に課じて内裏仙洞を營ましめ（三年にして成り仙洞をば櫻の宮と云へり）じも素と民家と相接するを以て屢々類焼の災に罹り爾後承應二年炎上同三年新築延寶元年炎上同五年新築寶永五年炎上同六年新築（折たく柴の記に云く今度の新築に金七八十萬兩かゝると）せしが常に仮殿の如き制にして其構造全く式に合はざりしを是に至て紫宸清涼の諸殿略舊規に復し先悉く舊典を再行するに及べり然れ共徳川氏の皇室に對する政略の大精神は終始變すへらうもあければ此際に當りても一方に宮殿の構造を舊規に造營すれば他の

寛政内裏  
とは如何  
なる内裏

萬里小路  
卿の狂詩

神嘉殿の  
事

時勢を詠  
みし歌

一方には裝飾を欠き其費用を節するが如き事を成せり蓋當時天下飢饉の後なれば故に  
に經費を節減せしもの歎果して然らば亦已むを得され共諸節會の再興の如き其實は只  
名分のみにして一も昔の形をあたはるものなかりしとぞ故に万里小路正房卿(從一位)  
嘗て狂詩を咏して具に其情態を叙せり(初岩倉貞選卿温室詩集を著して諸節會の實狀  
を寫せしが故に萬里小路の詩集をば温室後集と名づけたり)

寛政内裏の成りし後も神嘉殿は依然宮中にあかりしを以て(神嘉殿とは神嘗會を行  
ふ處にて昔は内裏西南の角に在り)朝廷展々其建設を幕府に命ずれども幕府應せず  
仍て内侍所の仮殿(内侍所は二十一年毎に修復し其度毎に仮殿を造る也)を其儘費用  
して神嘉殿とあせりと云

殊に文化十年三月石清水祭再興の時の如きは其下行米敕使にして僅に米卅五石のみを  
りしを以て敕使以下皆下行米にて其支度をあすを得ず翌年は六十石とあせしも尙足ら  
ず(當時米價非常に安し)之に關するもの上下皆困屯せしかば或人感は  
今よりは公卿が貧乏する程舞ひの樂の再興をする

と詠みたりと云亦以て事態を知るべき也

光格帝の  
英明も尙  
輕せらる

中山卿の  
東下

光格天皇の英明は皆人の知る處なるも幕府の尙且之を輕蔑して殘す處なかりしが如し  
是より前天明の初天皇の其生父閑院宮典仁親王を太上皇とせんとせしも幕府敢て其資  
を奉らず仍て其五年二月中山大納言愛親正親町大納言公明の二卿東下して老中等と稱  
せしに白河樂翁當時幕府の英物として推されて彼幕職を代表し中山卿等に告げて曰く  
天子は日月を以て父母とあす典仁親王仮令生父あるも既に降て人臣たれば之に尊號を  
上るを要せずと中山卿曰く天子既に父母をくんば亦外舅あるの理を主上既に外舅の  
故を以て將軍を待の事甚渥し果て天子は日月をのみ以て父母とせば將軍が外舅たるの  
縁今日に於て絶ふるさふんと樂翁辭屈す仍て二卿大に進て弁論日を滿り遂に水戸侯徳  
川治保の周旋あるに因て歸京せしが幕府は之より稟米二千石を親王に獻するのみにし  
て敢て命を奉せず然るに翌年親王の薨するによりて此事遂に止みたりとも凡幕府の精  
神知るべきのみ世に稱す樂翁朝典に暗く爲に中山卿に屈せしを愧ら之より大に朝典を  
學ひたりと然らば則幕政の朝儀を學ぶ所以の恰も佛者のハインブルを繕き聖徒の内典を

公卿の家

其家々の分

三十石公卿の立ちし理由

公卿の家数に及ぶ人

親が如く其歎視する處を困るをが爲のみありし歎思ふに茲に至れば豈悲しからざるや凡幕府が皇室の權利を奪ひ經濟を縮むる類かくの如くされは其慘狀實に云ふに忍びざる者ありて存す今一二を上げて之を証せんに始應仁乱後公卿の家多く絶へ其存する處は五攝家(前に出づ)七清華(久我三條西園寺今出川徳大寺花山院)三大臣家(中の院嵯峨三條西の三家)及日野甘露寺政治に當る家持明院筆道を司る家園押花の家飛鳥井難波(源朝)の家冷泉(源朝)の家山科山科の家の家等の六十四家にて僅に古道有職を傳へ居りし據ありしと其後幕府に乞ふて漸く絶家を興し連支を封じ遂に寛永以後百三十六家とせり然るに幕府は此等の家を立つるに當りては之に領地を附せしめて悉職米を以て地行を渡せり而て其高者現米三十石或二十石扶持扶持一二月現米二十石五升或は若子供十五石以上のものありて御所の勤番に出づる時の方料を稱して年現米廿石を給せざる而して其収入は甚微なる事かゝの如くあり且難掌一人仲間一人下女一人は難掌を以て官位に對する資格を備ふるは御所の御用を以て其生計實に扶養を極めたり又領地を有する家と雖最下等は百三十石に止まると雖も但し一戸百石の家を有する其此等の家は年現米六七十石に過ぎずして

公卿の家

公卿經濟の沿革

公卿經濟の困難なる實状

公卿經濟の實状

其使役する處難掌一人(五石)難掌下女(三石)使役下女(二石)下婢一人位は之あるを以て其生計實に困窮する事能はざる也但此等の家には十五石以上の子弟ある時は方料現米四十石酒、を受くるが故に稍豊ありとす其徳川氏の政畧は素より公卿を抑ゆるの主權ありと雖其創業の際は切に皇威を藉るの必要ありしが故に公卿の待遇未酷ならず且慶長元和の前後は天下の諸侯皆頻に京都に出入せしを以て從て公卿の經濟稍裕なる處なりしが幕府の檢束は漸く甚じり頻りに困窮を雨ぬるに至ゆ故に公卿は官位貴隆しと雖其内情は實に衰れあるものにてありと嘗て某家家は明はれぬ其家の盛衰あり西國大名より夫人を迎へしに新婦人京都に着し三茶屋の小なる處に入りしかば我嫁くかき夫の家は何處と尋ねしに此處即是也と答へしかば喚聲して悲嘆限あかりしと又某家あり家族多くして甚だ貧也或る時行平行平を買ふの金なく其破れたる蓋に菜を盛りて妻居りしを某卿より見ゆれて大に赧顔せし事ありしと此等の確實ある珍話今日古考の口碑に殘るもの甚多し少祿の家の如く難掌一人を置くのみされば若其難掌他出の際難掌が時限取れぬまはに難掌が味を其時難も他を待たしむる事ありし

或は若使者等が時を主たる主婦人等式書の手のぬき出し其書状を受取る事あり  
 此等笑ふべし又辨じしるべきこと同じの願望の儀式上にもかゝる例甚多く日々朝参せ  
 し處の公卿に供する膳具の如きも殊に茶碗は石焼と稱じて肥前今里に産する鑿く入る  
 下品を用ひ又諸節會其他の式日に祿(反物等)を賜ふも云事あれ共二片の反物を出し置  
 きの順次之を頭に戴くのみにて其實をさば勿論節分の儀式に其式終る時下臈ひょうらの屏風  
 の外より鶏の鳴く爲とあす其由來を用ひば昔は天皇節分の日には離宮に行幸まじまじ  
 て通夜し玉ひ鶏鳴還幸ありたる其形を摸するものありと言へり又近來年中行事細記と  
 云を見るに四方拜の式日に當番のものより一般公卿に脂燭しやく(節會の時に火を点するも  
 の)にして天皇出御ある事を觸れ出す手簡の体あり

朝儀の實

出御脂燭可有御参之由被仰出候宿紙拂底之間先内々申入候也  
 月日  
 以て

宿紙

隨身兵仗  
の隨身な

宿紙とは薄墨色の紙にして昔平安朝の盛る時は紙屋院(今京都北野天橋の下を流る  
 河今の紙屋川也紙屋院は此西岸にあり)にて之を漉き公私の用に供せしものにてあ  
 る大式日には各人各通に其通知状を授かるも宿紙拂底の旨を以て内々連名状  
 記して之を報す衰頹の極度と云ふべし凡古來人臣にして隨身兵仗を賜はるは皆榮を  
 する處也然れども當時公卿困迫之餘之を賜はるも隨身を従ふるの資力なければ却て恩  
 賜に苦めり也(以上の諸例は足利時代よりのもものありん)亦慘あるか  
 公卿は京都以外に出づる事をは得れども公用の外は決して他に二夜も宿泊する事は  
 得ざる制あり是亦幕府が大に慮る處ありて定めたる酷法にして天子の行幸すば落外  
 に許さざる秋されば亦詮方もしと雖試に公卿の事情を察せ上若京外に一泊をせざる  
 得ずとすれば京都に生れあが終身彼天城まで出入づる事能はざるを内は經濟  
 にも若めよれ外がくの如くも自由を權を備へおし豈衰頹あるの公卿憤激して起たぬ  
 らんや

第二章

(下) 源氏北條足利織田豐臣徳川氏奉皇の沿革並王收復古の  
真原因(徳川末世皇室の内状)

源氏奉皇  
の状

抑武門の古來皇室に奉對せし有様を案するに朝府の創業者たる源賴朝は後白河法皇の  
義經に要せられて院宣を之に下賜ひたるを口實として此時北條時政を西上せしめ當職  
の公卿を流竄し議奏士人を置さ悉己の意中の人を以て之に任し又妹夫源能保に兵士を  
附して京師を警察せしめ而して其府士の朝廷に交通するを禁じ又己の許なくして官位  
を受くる事を停めたる等極めて朝廷の權威を殺し奉り朝廷をして若一步を譲らば武門  
の爲めに流竄殺害せらるべしとの畏懼心を起さしめたり其証は玉葉文治元年十一月十  
四日の條に世間の事於今者雖<sup>三</sup>帝王雖<sup>三</sup>執柄<sup>三</sup>更不可<sup>三</sup>還<sup>三</sup>耻辱<sup>三</sup>とある等を思ひ合  
て知るべし北條氏に至りては其法を頼朝に執りたる事素よりたて而して其暴威を逞  
し刑<sup>六</sup>波羅を置きて朝廷を抑制せし等は頼朝に過ぎたり然れども此時代まで武門前朝  
爵を重んじて遂に<sup>三</sup>望<sup>三</sup>心<sup>三</sup>濟<sup>三</sup>の狀非るか如く思惟も又皇室公卿の莊園には頼朝の時  
より多く<sup>三</sup>檢<sup>三</sup>檢<sup>三</sup>の賦せを以て地頭をも<sup>三</sup>地<sup>三</sup>居<sup>三</sup>をも<sup>三</sup>其<sup>三</sup>莊<sup>三</sup>園<sup>三</sup>漸<sup>三</sup>漸<sup>三</sup>の權利を案するに武門の爲  
右せらるる公事も<sup>三</sup>漸<sup>三</sup>進<sup>三</sup>し又公卿も多く<sup>三</sup>膽<sup>三</sup>力<sup>三</sup>ありて未だに膝を武門に屈するものあかり

北條氏奉  
皇の状

足利氏奉  
皇の状

然るに此際力強<sup>三</sup>權<sup>三</sup>を<sup>三</sup>皇<sup>三</sup>族<sup>三</sup>公<sup>三</sup>卿<sup>三</sup>の<sup>三</sup>手<sup>三</sup>は<sup>三</sup>南<sup>三</sup>朝<sup>三</sup>遂<sup>三</sup>に<sup>三</sup>武<sup>三</sup>門<sup>三</sup>の<sup>三</sup>爲<sup>三</sup>に<sup>三</sup>再<sup>三</sup>取<sup>三</sup>が<sup>三</sup>最後<sup>三</sup>を<sup>三</sup>考<sup>三</sup>考<sup>三</sup>  
ひたれば足利家執政の時代には同家の朝廷に對する處置最も悉<sup>三</sup>配<sup>三</sup>下<sup>三</sup>の諸侯を<sup>三</sup>遇<sup>三</sup>  
るに同じくして恣に官位を望み又恣に朝廷の御料地を動かし義滿の時に至りては自家  
の驕奢は北山の金閣寺と相並ひて其高き事業に發ゆるばかりあるも大に朝廷の經費を  
減省し(假令は内藏寮と縫殿寮とを合併せし類)痛く皇室を輕しめ奉れり但足利は居を  
榮殿の下に占むるを以て源氏北條氏の如く妄に武中もて朝廷を脅迫し又法律を以て之  
を檢束するが如き不敬をば加へらるる上に常に宮中に伺候して禁裏仙洞に近くか故に自  
ら皇室と親密にして公武の間和氣鬪然拘すべしものありて存せり薩戒記を見るに每度  
將軍宮中に候ふ事少とも三四回多きは十余回にも及びたる事ありき然るに徳川氏に至  
りては居を關東に据へて公武私交の情誼全く絶へ而して源氏北條足利の行ひたる不敬  
不善の處置の實態を採入て皇室に對し奉られたれば是に至りて皇室の御慘狀も極外  
也殊に徳川氏が皇室の御料を定むるに其禁裏仙洞女院親王公卿の御料地を各々に定む  
たるは尤狡猾なる手段にして其原因はかくの如くする時は其何れも親王に對しても幕

徳川氏の  
奉皇は以  
上の惡處  
れのみを採

歴代山陵  
類聚

府の權利甚強きを以て也。其後、山陵の事、  
 又皇居の修繕改築等を始めとして昔朝史を便覧して之を辨する制がれば歴代山陵の如  
 きも戦國以後類聚のまゝ久しく荒蕪の間に委じて顧る處なく甚畏らる事多かりき松村廉  
 氏嘗て吾史學普及雜誌に投書して山陵の事を云へ其一部に云く  
 諸陵垣成就記に松平紀伊守京都所司代後  
ち老中に轉すの直話ありとて載せるところあり曰く  
 歴帝陵所御調之事は早く獻唐の御時御沙汰ありしに大和國に帝陵三ヶ所も無之由其  
 折南都尹が被<sub>レ</sub>申立しとそ元祿度御調の節石御答の拍板の奉行所にあり如何すべ  
 と伺はれしかはこの度は東國よりこれ<sub>レ</sub>所在の御考一冊來りて委しく吟味し奉る  
 べしとの御事ありしかは如何にして隠しける哉覽か<sub>レ</sub>し難きものを隠しける  
 と乃ち知る山陵取調の事は既に三代將軍の時に於て幕府其職ありしとて而して大和は  
 皇祖神武天皇の首とし歴聖山陵の在る處なるを史正歴然として復た疑を容れざるは拘  
 はらず奈良奉行の對ふることを彼れか如何にして敢て擧ぐることを知るす而して幕府又  
 た世々其不臣の罪を問はず當時の事應以て推察するに足るべし豈は慨歎すべしとて

孝貞奉行  
の上申

歴代山陵  
類聚

孝貞奉行  
の上申

孝貞奉行は國會を執る幕府の處置宜しを得たるものありき孝貞奉行談に  
 新寬政の始柴野彦助先生援護を蒙りて京武の儒官に昇られける後御用事ありて山城大  
 和巡行せられけるが或時大樹公が彦助は名は振はて上京せし事をれば途中の時も  
 多かるべしと御沙汰有ければ御傍衆より彦助は彦助は途中の詩書付て上覽に備へ上る  
 べき旨を命せらる彦助辭して御用餘多の旅中ばかりとせしむる候はす只和州にての  
 一首の候之にても上覽に入れ可<sub>レ</sub>申哉と伺ひしに彦助は出さへし旨を命せらる彦助辭  
 武陵の作を自筆して記し出す  
 遺陵棧前<sub>二</sub>重火<sub>一</sub>成。生死枯松數尺郎。不有<sub>二</sub>聖神開<sub>レ</sub>帝道。教<sub>二</sub>誰品庶脫<sub>レ</sub>夷流。  
 庭玉像尊<sub>二</sub>金園<sub>一</sub>。藤相<sub>レ</sub>墳塋重玉樓。百代<sub>レ</sub>本支鹿不<sub>レ</sub>億。此處何無<sub>レ</sub>培<sub>二</sub>一杯<sub>一</sub>。  
 皇寬政四年冬十月月

大和の山陵は、  
 孝貞奉行の御沙汰ありしに大和國に帝陵三ヶ所も無之由其

本朝の御禮を悟りて... 柴子蓋王家を尊む事を認しけるは... 藤原の法隆寺を擧げ藤氏の... 武蔵を極す兼意ある様に見ゆ

本居宣長  
泉涌寺に  
詣りて歌  
を咏す

ともをば見ば以て當時如何に幕府が忠義の志がなかりしかを推知するを得ん... 泉涌寺は後土御門天皇以来の御陵處也... 奉るもいと畏き葉をれども... 一旦御洞に棲み玉ひて崩せられたる天皇の御陵には... 神にます君が御墓を來て見れば今は佛にますぞかあし... 涙あふるの日本男子にむと憤嘆せざるもののみとや... 幕府の威權は... 申府の與力山縣大貳元三條家の臣藤井右門等皆文學叙法に達するの名士を以て前後公

勤王の士  
起る

竹内山縣  
の事件

卿の間に勤王論を立... 三年には又た禁裏役人非曲の事... 職は内裏の修理に關する事... 人申勘道ひのもの預ねて非曲の事ありけるが此歳藥師の祭禮に關する入費の事より其... 態を示さん

朝廷の三  
職

勤役人の  
私曲

禁裏御禮の儀は御所に大抵御分置有て御代官小堀數馬にて月々の御勘定を仕上げ帳... 可代より御禮の言味ある也然るは月々の御禮の御物入多て内裏御物成は始終御不足也



是故に余等之以上御取替置其秋の御取替は直に其冬上り善造の御賄料とされ其  
 無程御道ひ物と成る故に又金銀にて御取替に於る畢鏡御取替と申は其目計は御  
 不足の分は足し被進實は渡り切され終る各目を替へて唱ふる事あり斯る溫和ある  
 御風俗は誇りの御賄懸りて役人不廉直多く先年も餘り過分の御物入の節公儀より少  
 し其沙汰有之候とるに結局其後は一向其入用増けるまじき怒は御縛有ては益々御入  
 用累るにより其後は一向其沙汰はも及ばれず是上の實に御不足あるんは如何せん全  
 く左には非ず役人の私曲重疊して何方よりも察し當りなきに乘じて思ふ儘に舉動ひ  
 譬へば諸の御賈上物は二重証文を賣人に書かせ若干高直の証文を以て御勘定に立の  
 る其身の榮耀榮花は云々かす下司の者迄も十手の指す者超過して關東に聞へ安永  
 三年京町奉行山村信濃守始て上京の節公命を奉て罷登り所司代土井大炊頭へ奉書  
 を以て御下知有之御賄頭を始御賄懸りの者共悉く召捕り夫々揚り屋(半屋のこと)へ  
 入二々註明せよる御賄一言の申渡無之重立候者共牢内に於て死刑に処せられ候は  
 流刑に請せしる下司の賄懸に至る迄追放國中拂等にあり而して關東に御勘定役人

多登り更に御賄方を勤む御賄頭には江戸御勘定(御目見)のものを被し其餘向勘  
 勘定以下の輕き役人を差登りれ夫々欠役を勤む此吟味懸り山村信濃守並に禁裏御  
 天野近江守立會に是を預かり取て支配し惣て京都御入用事の取極を相兼ね是迄  
 々江戸へ相伺ひし小事は向後京に於て評定を遂げ執行ふべしとて與力同心も此懸り  
 役人出来一件吟味相濟候  
 と此に於て幕府は同年八月左の訓令を京都町奉行に下し從來地下の官人のみにて組織  
 せる勘通ひ賄方の内に幕吏を交へたり(其法は勘通四人の内二人は幕吏にして新參に  
 ても上席とし賄方も其頭は幕人にて此賄方の頭たる幕吏に於て三職を總裁する事と  
 從來より一層幕府の干渉甚じきに至れり)  
 御所役人取次以下私欲之筋此度吟味之由者々御仕置被仰付候一跡御所向役人共風  
 儀不<sub>レ</sub>宜私曲之儀をも前々より仕來心得違不法之儀共有之趣に付以來御取替方之  
 儀兩人申談是迄之仕來に而も不<sub>レ</sub>宜儀者相改御所役人共不正之勤方正當に相成候様  
 取討宜敷都而御入用向之儀者向々所司代に申立候分不<sub>レ</sub>依何事兩方相違に而

幕府大に  
朝吏を罪

幕府の訓  
令第六

安永は物  
價尤安き  
年也

物價の消  
革

尺を以て  
魚を計る

近衛公の  
獻酒

五攝家と  
親王家と  
の經濟及  
權利の比

幕府

可有以之候間致<sub>レ</sub>吟味<sub>一</sub>存寄之趣可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申達<sub>一</sub>候依<sub>レ</sub>之此度從<sub>レ</sub>江戸<sub>一</sub>禁裏御前頭三人拜  
勘元買物使兼役之者二人被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>差遣候輕き役所<sub>一</sub>若信濃守同心三人出役之積額  
御入用筋爲<sub>レ</sub>吟味<sub>一</sub>御勘定奉行支配京都取調役人被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>差遣候間諸事兩人之手  
に付致<sub>レ</sub>差圖<sub>一</sub>御取締宜敷<sub>一</sub>申談可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>取計<sub>一</sub>候  
かくて當時改定せし處の禁裏の費用は詳ふらざれども前に揚げたる安永七年の口向與  
向の額ある者は蓋是ふらん歟而して安永は物價の尤下落せる時代なれば幕府が此際當  
時の相場を以て定めたりと云所謂御定書と稱する御料の定額は爾後逐年に不足を告ぐ  
るの趣もあり天明寛政より下て遂に物價は其定額の三倍半以上に達する姿を呈し(故  
に勘遣ひ筋の増額が書と云を作て幕府の禁裏附代官に出し今月は何々に臨時の入費が  
たり不足せり云々と手續書の如きを出じて不足分を請求するを慣例とせむ)畏多  
も其影響は供御の正に及び御膳の魚の如きも只定尺の足るを以て標準とせむ(魚を買  
ふ時其筋方立合の土尺度にて其長を度り毎日の買ひ入る魚の夫<sub>レ</sub>定尺並<sub>レ</sub>別<sub>レ</sub>別<sub>レ</sub>  
好悪を問ふに違ふ<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>様とせむ)と云嘉永七年皇居復興上<sub>レ</sub>天皇<sub>一</sub>孝明<sub>一</sub>御前頭御前頭

邸様幸じて致<sub>レ</sub>に宮居<sub>一</sub>し玉<sub>一</sub>御事數月に及<sub>レ</sub>時<sub>一</sub>に日本名酒の奉進せし御用<sub>一</sub>近衛公  
領地傳<sub>レ</sub>りければ公日に供御するに伊丹の上酒を以てす天皇<sub>一</sub>御事玉<sub>一</sub>ふて曰<sub>レ</sub>は何を味の  
殊に佳なるやと蓋當時京都には御前酒<sub>一</sub>諸白<sub>一</sub>並の三酒ありて並酒は清水五六分を  
七<sub>一</sub>釀品云ふべからずして是日常御處に勤務する公卿以下の飲料とする處にて其諸白或  
は御前酒は之より佳良されば常に之を以て供御せし也故に今始りて伊丹の銘酒を賦  
み玉<sub>一</sub>ひ其御禮傳<sub>レ</sub>し玉<sub>一</sub>ひしは當然と云へき也豈畏<sub>レ</sub>りも又畏<sub>レ</sub>多<sub>レ</sub>き事に非<sub>レ</sub>ずや  
此一件は飯山文集にも記しありたれ共塙處異されり文集には朝廷にて攘夷の事に付  
く深更中や評議を凝<sub>レ</sub>したる節近衛公より伊丹酒を獻したり云々とありて他は前記と  
同じ  
凡當時社界の現象は中間専ら膨脹して最上最下の兩端たる皇室人民の二処困苦せし  
が如し公卿貴族も雖五攝家の如きは其姻を將軍家若くは三家(水戸、越前、尾張)に重  
ね而して樞要の地に立てば贈遺の財物四方より集り又吉田家の如きは神主に官位を授  
くるの取次をなして非常の收入を得其他至頭諸藩のもの皆諸家に就て傳授を受くは

家傳の案  
昌と公卿

家傳の職業を有する公卿及地下の信人中官吏に登庸せらるるもの如きは其家計甚裕にして往々奢侈驕逸を極め之が爲又幕府の憎む處となりたる事あり初板倉周防守父子にて朝廷を抑へ其次の牧野親成に及び十分ある故家綱の時板倉重矩を所司代とし町奉行を増して二人とあせり又京都の市街も元和以來頗かに繁昌して天和元年に故人口五十萬七千五百四十八人ありしと云が如きに至り而して九重の御輿其有様かくの如く要路に當り玉はざる親王家の如き門前皆雀羅を設け居りしと云はる時は誰か血位感慨せざるものありんや

天和の人

皇統二系國体森嚴萬古不易と稱する處の我日本の國家に於ても大義名分の紊れたるや既に久しき爲に承久建武の復古端なく敗れ加之無智の歴史家の皇系の懸け玉ひたる遊賊追討を自して天子の御謀叛と呼ぶ太平記等を見しに至り武將中尤皇皇の志願は其もて我々處の家無すや天皇を流し奉らんせし事ありとの傳説世に流布するに至れり新羅御命は日光へ鎮座の降吉田より勸請すや由を申上候は申光坊天海被り申候は

家傳果して  
天皇と  
せしや

勸請の傳は此在にあり書讀傳知也云々云々申候其傳來は如何と尋候へば傳はるる後陽成院より傳來候由野へ被り申候は事處説に非ず其子細は大坂陣の時秀頼とて討候傳は院宣ひすされ候へと權現様より再三御願ひされ候へ共事ゆかず依之權現様殊の外御腹立ちされ候と惡王也隱岐國へ移すべしと仰せられ候へば其時の老中近習懸しきとは難ががと御まげんを畏れ一言申上り人おし既に珍事に可及処に南光坊進出せ殿太に諫れり今院を隱岐國へ遷さば假令如何程の天功を立玉ふとも朝敵と云名は免るへかひす必々口外し玉ふべからずと大に諫めければ思召止りぬ老中も大に悦み遂に天海をして色々肝切らじめ遂に院宣を下されたり依之院様にも天海を止り思召され何にても望天策に御褒美あるべとの由仰られ候へば此勸請傳を望まれけるとされ

此事實録には嘗て本光國師日記に慶長廿九年生五月廿三日傳奏衆兩人御下り候其傳守上野殿御申傳は御願ひ候は御對面は無之と大略に日邊可い爲御對面と云

伊藤仁齋  
の題白

高橋忠房  
の題白

小島  
の題白

天海の  
見聞

林春齋の  
著書

出陣録例

朕嘗中より御版の御無用と被成御裁断とありは朝廷和議を入れたるに世別に院  
 道迄ふたなるははまき也故に此事は全く新盛面命の偽説也  
 と予輩は深沈大度の家康よもかゝる暴言を輕くして擧げるとはあかろべしと考ふれど  
 も世説の如き全く家康の精神を穿ちたるものと云て可なるべしと歎而して大義の滅亡方  
 に徳川時代に至て極まりし新盛面命に及ぶ  
 大田九郎殿 土御門や平丹 津守に仕奉 物語に申候は伊藤源助紀州様に書簡を差上候天無二日  
 臣申候日本にてはこの日も是にまゝと號令をなすも宜しと帝位を將軍御職を  
 天子を太和侯に封じたまはるゝ様にも申上候紀州殊の外御怒おされ箇様なる妄言江戶  
 臣申上候は御刑にも可御附候然れども御慈悲を以て默止をされ候間以來か  
 の事等は申及ばす口にも吐まじと旨御制戒され候間  
 とあり内藤氏又曰す  
 仁齋は難行殿君子也其文集の序は及東遊の喜福榮朝野公卿の作に依る登壇  
 序居て公卿と交りぬる言動同味の理もよんや仁齋は誠實剛直正統徳存の  
 相傳日月光。市井小臣傳動風韻致文敵勝虞唐。其論語古義なるも吾大和割國阮車  
 傳道正周惠正平七也到以合若臣相傳編々之絶奪之知天敬之知神實中國之所不  
 及夫子飲去華居山夷亦有由也とありは其志を見るべし  
 と仁齋の事蹟は内藤氏の説の如くあるや知るががらざるれども昭代記を云には幕府の顯  
 問れる天海僧正が幕府に向て天皇とは伊勢大廟の祭主とあり恰昔の神祇柏の如きもの  
 とあり公卿とは禰宜祝人の類にせば可きふんと建論をなしたふと云田記載して此説の  
 如きは世人の一般に確信する處にして新井白石も亦か送る意見を抱き居りしと云説す  
 ふあり宛に角幕府の處置全く尊皇の實をければ阿世曲學の小人種々の説を捏造して世  
 に處せんとせしものたるや知るべき也彼林春齋が幕命を以て本朝通鑑を編するや呉の  
 大伯を以て皇室の祖先とあり(此時徳川光國尾張紀伊の三候を其書を閲し之を見て大  
 に駭き建論也之を削りたか)と云う藤井貞餘越前口説を著はすや亦之と同似の説を立  
 て毫も畏るゝ處なかりし事は皆之を以て幕府の罪とするも可きや何とされば幕府は初  
 に言論集會出版の自由を樂し美言も徳川氏及政治に關する事ハ初論出版の如きは守保

相傳日月光。市井小臣傳動風韻致文敵勝虞唐。其論語古義なるも吾大和割國阮車  
 傳道正周惠正平七也到以合若臣相傳編々之絶奪之知天敬之知神實中國之所不  
 及夫子飲去華居山夷亦有由也とありは其志を見るべし  
 と仁齋の事蹟は内藤氏の説の如くあるや知るががらざるれども昭代記を云には幕府の顯  
 問れる天海僧正が幕府に向て天皇とは伊勢大廟の祭主とあり恰昔の神祇柏の如きもの  
 とあり公卿とは禰宜祝人の類にせば可きふんと建論をなしたふと云田記載して此説の  
 如きは世人の一般に確信する處にして新井白石も亦か送る意見を抱き居りしと云説す  
 ふあり宛に角幕府の處置全く尊皇の實をければ阿世曲學の小人種々の説を捏造して世  
 に處せんとせしものたるや知るべき也彼林春齋が幕命を以て本朝通鑑を編するや呉の  
 大伯を以て皇室の祖先とあり(此時徳川光國尾張紀伊の三候を其書を閲し之を見て大  
 に駭き建論也之を削りたか)と云う藤井貞餘越前口説を著はすや亦之と同似の説を立  
 て毫も畏るゝ處なかりし事は皆之を以て幕府の罪とするも可きや何とされば幕府は初  
 に言論集會出版の自由を樂し美言も徳川氏及政治に關する事ハ初論出版の如きは守保

小説家  
の  
筆  
は

七年十一月の事、國俗、社會の學、事は、其の規制を定むるに至り、小説家の如き、その筆を、刑辟に罹りたるものあるが中に、皇室の事、し云へば、かく、照然之を、既外、顯するは、非常の、不忠と云はざるを得ざれば也。

代々將軍  
の  
皇室に  
情  
を  
懸  
け  
し  
感  
を  
與  
ふ

阿世曲學  
の  
小人は  
誰  
ぞ

抑藤氏平氏相讎で、楓尾を極め、遂に政權武門に墮つるや、天子皇子の尊に、たに或は月を配所に眺め、或は身を毒刃に殺じ、玉ひじ事、其幾回あるを知らず、まど、雖然れども、未だ曾て應仁乱後の如く、皇室全体の御衰頹を極めたる事は、ありし、又徳川時代の如く、皇室の根本より倒れんとしたる事は、ありざる也。實に徳川氏は三上氏の報する處によれば、將軍は「天子は飽まで己より、尊きもの也」との概念を有し居たりと云へ、此一事は、現今東京に住める處の三上氏の説あれば、蓋將軍昵近の人の直話なりん」とも、其政界の甚尊皇の主義に背反せるが爲、中古以來、衰頹せる大義名分は、此時に至りていよいよ、減少し、一方には前記の如き、擧げを吐き、小人めれば、世方には、所司代町奉行以下、禁裏附の幕吏は、只皇室の御料を節し、其權利を抑め、ほを以て、唯一の目的とす。此事今日一般に舊公卿及舊官人、其他幕吏に、續ありしもの、其の端は、以て、決して、顯さじ、其端を、遠く、二百餘年、調査

大義名分  
を送  
に  
決  
定  
す

是誰の力  
と  
や

室の尊嚴を、冒し、奉れり、蓋皇祖、皇宗立國の大本、其体を、得、列事、何愁、以て、阿世曲學によるは、非ずんば、何ぞ、此暗愴たる、妖雲の間より、吾人、今日、再日月の光を、拜、世界萬國の、人種、此辱する、を得んや、然れども、此時代は、中古以來、大義名分の、衰へし、時代なれども、又上古以來、大義名分の、何物たるを、學理上、歴史より、解釋して、其意義の、尤、明亮に、尤、正天に、而して、尤、治く、廣く、日本の、人心に、了知せしめられたる、時代ありし也、之を、再言すれば、大義名分の、紊亂せし、極点も、此時代にして、大義名分の、尤、明了に、説明せしめられたるも、此時代に、てありし、かり、即ち一方には、天子を、廢し、公卿を、落して、庶人となさんとの、妄想を抱く、學者、政治家の、あるが、中に、一方には、神國と云、神國ある、日本の、社會が、如何なれば、かゝる、淺ましき、有様を、呈すぞとの、感慨を、以て、大義名分を、百世の下に、説明せんと、企てたる、水戸、黃門、徳川、光國（義公）の、如き、偉人、現出せし、かり

黃門光國は、寛永五年六月を以て、生れ、寶永三年八月を以て、薨じ、方に、徳川、創業緒に、就き、旭日昇天の、勢を、以て、其、勢力を、天下に、輝せる、時代に、生さ、合せたる、人あり、此時、幕府の、内には、

大公武の間に  
仲裁す

皇室と嫌ふもの多かりしと見え公の言議中に  
王室家はすへて古昔に復せん事を思ひ又左なる者は王室家を悪みてはまづの説も  
云。處復古するは君臣の大義に似たれども文武一致の難さが故に盡く復古する時は必  
文に過ぎて武衰へ又々天下の難事起る事鏡にかけて見る如し然る時は反て天皇の御  
危難を引出るの實あり將軍にして天下の政を預かり玉ふ時は將軍の權あるようあり  
ども悪ければ將軍を怨みて天皇を怨むるものなれば是れ王室の全き所以と云ふべ  
しされば我東照宮の明智にまじましても天下の政教を復古し玉はぬは御深慮と云ふ  
へし依ては王室家のものも此處を發明すべき也一王家を初親玉攝政公家に至るまで  
も安樂にして古賢を守り美醜にして文道よく備はふはよき事也將軍家初武士たふん  
ものは質素を守り其武道手厚訓練よく調ひ其領國の人民を安する時は他事なき事也  
（栗田寛氏の物せし義公の事蹟より引く）  
と云へり公は徳川氏の近親也故に其極めて深き處の尊皇の念より皇室の爲に中和を  
立て以て天下の學者政治家を訓誡せるあり而して一將軍作らば政を治むる傳は敬愷は

南朝と正統を  
辨るに異議あり

將軍を怨みて天子を怨むものなき故云々」と云はれたるは正統の精神を説明し  
たるもの也云へし實に奇也云ふべき也現今正統の大臣は其責を負ふて皇室を  
安し奉る事義公の言の背かざるや否や如くあるを得る否や  
時勢かくの如くあるが故に公は明歴三年彰考館を置き大日本史の編纂に着手し當時  
史上の疑問に属する幾多の事件を考覈して南朝を正朔に立て大友皇子を本紀に置き  
功皇后を后妃に列し又忠臣逆臣を分ちて其傳を叙し悉尊皇の主義を以て大義を明にし  
名分を正すを以て基としたり故に天下之を稱して水戸學と呼べり公既にかくの如く  
にして大日本史を作ると雖當時名分未明なれば正朔を南朝に繋ぐるに至ては朝廷  
幕府共に異議あり（皇室は北朝の子孫にして徳川氏は足利を賊とすれば己も朝權を窃  
み居れば賊なればなり）故に該書は脱稿の後久しく世に公にする事なかりし（享保五  
年十月義公の孫宗堯卿に至り始て全部二百五十巻を朝廷に獻せし也）而して公の史局  
を開くに當りては其二十八萬石の封祿中を年々數萬石（或は五拾萬石と）を割きて其費  
用に充て内外（明の朱舜水の如）の學士を延び修史の業を以て遂に奕世相襲の事業と

水戸藩の  
大改革

おすの基礎を立て更に一方には淫廟を毀り(其數三千八百七十八)新廟の築を廢し(其數九百九拾七)破戒の僧侶を還俗せしめ(其數三百四拾四人)忠臣の碑を建て孝子の門を廣  
のし大に風教を振作せしかば公の一代には末顯著の結果あがりしと雖古來神聖的不審  
的の間に彷徨せる所謂大義名分は茲に至りて初めて明に道理上歴史上より昭然天下に  
知れ渡り遂に隱然天下の大勢を動かすに至れり

政治的  
反動

抑徳川氏の政畧は一は國体に戻り一は人心に戻りたる無上の惡政あがりしと雖應仁以來  
數百年間塗炭の中に苦みたる日本の人心は一時の大平に歡喜して其政略の巧妙あるに  
玄惑し其初は之に抵抗するもの一も之あかりしが四代將軍の初頃より續々踵を接して  
現れ出づるに至れり即彼浪士或は浪人と稱する輩は多くは存爲の才を掩ひたる人傑た  
りと雖元中央政府の組織も地方政府の組織も人才不次の登庸は只君主大臣の愛顧を蒙  
けたるものゝある時のみに行はるゝ制されば續て鯁骨ある此輩の満足を得るの余地あ  
く爲に不平の極点は由井元橋等の如き輩あがり又彼百姓一揆と稱するものも其輩の  
要は多くは經世の才慈仁の情に富む處の大丈夫あがり即元天下隨處の政治漸趨頹廢尾

社會的  
反動の現出

民心は激風を起る處政體は漸に此輩の満足を得ざる不平の極は佐倉宗五郎の越前其他諸  
州起る處の諸藩(一)櫻井等(二)又武吉に切捨御免を斷じ武士の跋扈を極むる反應と  
しては江戸大阪は俠客起り(三)薩長兩藩は長兵衛の如き(四)又言論集會出版の自由を禁し且存爲  
鯁直の學者を疎して奴隸的器械師の廢敗學者を喜ひたる反動として諸藩的猥褻的黨  
刺戟の文學起り俳諧師(笑角の如き大奇人あり)小説家(爲永春水等の如き猥褻的文學  
を起せしめり)盛に世に出で(五)世を嘲弄し殊に東洋のモキマヒヤとも云べき大文學  
者曲亭馬琴の如きは其滿腔の不平を其著書に向て注ぎ入れ飽迄徳川の政治に反對し先  
彼が尤精神を込めたる八犬傳に於て皇室の尊ぶべき事を示さんか爲終始皇室を引出し  
て其中心を此に繫け(十六)卷目には里見義成其臣犬江親兵衛等を西上せしめて朝廷に  
御幕府に貢獻する處あり廿三卷目には敕使安房に下り玉ふ等の事あり爾後活眼を開き  
て活書を讀め魁何處にても史眼を以て觀る時は悉く史料たふさるまじし(十七)卷目には  
又其朝比奈邊島記に於ては暗に幕府が鱗鯉州裡に長眠を貪り國民を抑壓して海外の鐵  
船を禁じたる事を諷せんか爲り日本國民の祖先ある古英傑が往時奮勵を海外に建た

古學の復

著

民間學者の反對

炎々たる大火

此際於る社會の原動力

る遠慮を置換じ、此處富岡謙三氏の説其舞臺が如く躍るが如き名交際も亦頻りに天下の人心を鼓動して止まらざる此際古學(國學)は契仲及荷田春滿賀茂真淵本居宣長等の手にて復興し神官は勿論諸藩の士族より浪士より僧侶皆氣骨あるものは往々還俗して斯道に熱心し來り其他高山正之は天下を遊説し林子平は海防を論じ蒲生君平は山陵志幕罪畧を著し頼山陽梁川星巖等の如き詩人の類に至るまで凡民間の學者は悉皇皇斥幕の主意を各其技術に因て發揮し遂に此等は何れも水戸の學派と相連繫して漸次に其主義は國民に歡迎せられければ是に於て尊皇の主義と不平の分子は相合して炎々たる大火國となり一たび破裂すれば滿天滿地忽ち大火焰に化すべき有機とこそはありにけれ

此時に當り海軍三豐浦賀の神に響き遠東島裡二百余年の長夢は忽破せられて上下東西を震動せられたれば此水戸以下の各主義が多年養成せし処の幾多の分子は社會の原動力となり指針をなすも忽ち大に運動を起し動機なきは其時を待たずして其時を待たずして此際天子は先公卿浪士神官學者を運動し幕府反對の運動即勤王攘夷の運動を始りしめけるが此等の種族は貧窮にして兵力なきれば此勢力は直に天下を動かし得るに至らずと雖其效學德行智勇武技等之隨人としては皆千人或は百人万人に勝れたる者なきにあらず又氣運世を蓋ひ才千古に秀でたる大傑なきは其もあらずしが故に数年の間に滔々たる海内を舉て悉此主義に感化したる

其主義の普及

權力の失

三條橋上の生首

文久三年の改革

諸侯始て入京

大に驚く

慶長八年家康征夷大將軍とありしより二百餘年間一定不變と稱したる上下の權力に權衡を失ひ處士横議の世の中と變し堂々たる二十三方石の會津侯すかへ文久二年八月松平容保京都守護職とあるあり(在京の浪士を制する事能はずして三條橋上日に幕党人の生首を見ざるもきの世の中とありたれば幕府は遂に文久二年を以て大改革を施し祖宗の定めたる禁裏條目及公武條目に改正を加へて諸侯自在に京師に出入するを許し又其會同の期を緩くし其妻孥の國に就くを許したり

されば天下の諸侯は陸續として京師に入來り先皇居の粗造を見て驚愕せり始皇居は嘉永七年に炎焼し安政二年再建すと雖甚粗造にして(但寛政の時と雖只舊式を古に復せしのみならず粗造は今回と同じく南門の礎の如きは燒石を疊み替へて之を造り又清涼殿



南門の礎  
を見て泣

是をしも  
皇居と云

薩侯土侯  
の献物

島津齊彬  
公の手簡

の如きは僅に土場一重にて十万石の大名に属する家老の居家にも劣る（家老にても外郭より居室の処までには三重以上の堀あり）が如き様にてありければ之を見るの諸侯一として驚かざるものなく而して其宮中並公卿の經濟も亦前記の如ければ茲に至るある天下の諸侯は皆窮に感慨し遂に其十月薩州島津家は米五百俵を献納するに至れり其獻するや牛車を用ひ白晝伏見よりころくがらく然として故より人目に立つ如くおせりと云仍て當時土州山内家よりは薪を獻し其他諸侯の貢獻多かりしとぞ此前後の事におぬるん齊彬公（島津）より三家の一ある尾州侯に書を送りて曰く

今度異船渡來之儀に付節儉被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>右に付御所向殊之外之御取縮め被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>少々之儀も難<sub>レ</sub>相調<sub>一</sub>別て御不自由に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入無<sub>レ</sub>據御好之品等も出來兼侯に付御内々にて右府公（近衛右大臣）より御進献等も御座候よし是迄も別て御不如意に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入候て御慰事も年に兩三度の乱舞殊之外之御樂みに御座候処五六年の間は御斷に相成候と何之御慰も無<sub>レ</sub>之旨其外御手元御不自由之趣相伺申候

（文一書に云く）

亦驚くへ  
事に非

勤王論實  
の機は  
如何して  
來りしや

大内炎上之儀に付一昨申上候通之事其後猶又御様子相伺候處是迄御普請職に御鹿末成事にて小御処<sub>レ</sub>之壁等に透間多く主上皇居之様には無<sub>レ</sub>之其上天明之度追て御處營と申場処只今迄も其儘に御座候

（此手簡は黒田伯の報告中にあり予原書を見ず故に年月明かざれども其前後ある事は明か也）

と云ひし事あり是に於て乎二百余年前に植立せし水戸學派の主義と二百余年間國學者不平家の養成せし勤王倒幕の主義は忽公卿浪士神官學者不平家の手が一躍して有土の諸侯の腦髓に上り遂に勤王論實行の時機とはありにけり中古處文流行の弊は皇室の衰頽とあり公卿の柔情とあり大義名分の滅亡と化して終り北畠親房卿の如き一たび神皇正統記を著はして大義名分を説明せんとせしも所謂大厦の覆ふんとする際おれば一木以て支ふべきに非ず皇道益衰微して建武の中興も水泡の如く消へて止みぬと雖今貴門光國卿以來幾多の學者忠臣が薄々止む事を知りずして二百余年間只管に斯道に盡精し以て大義名分の説明を上下の人心に與へ而して後爲に初て斯の如く兵刑經濟の實體を

維新の革命  
命は乱世  
的の革命  
に非ず

文久三年  
の訓令

握れる有土の諸侯にまで及びたるものなれば其維新の功業を奏せしめたる勤王論は彼  
一己の私利上より出でたる乱世的不平論と同しかば茫然惚手として一條の線路ある  
理想を有しつゝ進行したるものと思ふあり（承久元弘建武の時に勤王せしものは二三  
を除くの外皆時の幕府に不平ある士のみありし也）故に大勢の一變する時間元弘建武  
に比して甚長く東西上下勤王の士互に幾回手反覆討伐して熟思精考の後始めて遂に一  
致の運動をなすに及べる也（元弘の時の如き瞬間にして高時を滅せり然るに今回は多  
くの日數の間を以て幕府は倒れたり能くかゝる處を味ふへし）維新の革命を乱世的と  
斷するものあるは未其由來の根源を究めざるによるあり  
却て説く文久三年三月將軍家茂は攘夷の詔を奉して入朝しけるに皇室上下の經濟は前  
記の如く諸侯の貢獻亦かくの如きを觀惶然として懼れ（此畏は敬して畏れたるにあら  
ず）遽然として驚き其七月直に左の如き訓令を當路の執政に下したり  
當春大樹上洛。御所邊。御手薄之儀。見聞。深恐入。以來。乍。聊。拾。五。萬。俵。上。納。之  
旨。言。上。有。い。や。就。而。の。諸。臣。同。年。可。領。賜。旨。然。御。出。候。事。也。○（文久）

皇室の盛

公卿の湖  
幕府自斃

之より從來一二万石の御料は忽現米十五万俵即六万石の増加と考へ合計現米八万石並  
同時に公卿は各家共に現米百五十石の増加と考へ職米の家は更に現米百六十石の増加  
と考へたれば其京師上下の賑敷實に俄に甚しく朝廷には器具を改調し（飯合は膳具の  
如き從來は茶碗は肥前の石焼たりしを清水焼に改め又疊をも順次に改むる事と考へ  
）公卿は家臣を増雇しさきたに時勢一變京師の經濟權力は頗張擴したる際に當り居  
れば其財力の増加は忽權力氣力に及び幕府は此一舉より既に全く公卿の爲に呑み終り  
れたり蓋兼運の然りしむる処盛者必衰の理亦争ふべからざる也是に至りて王政復古の  
機は既に熟せり幕府失權の大原因既に兆せり

### 第二章

上古以還皇室と人民との關係せし顛末

本居宣長嘗て我國の政と云言語に就き一箇の見解を下して曰く  
政は凡て君の國を治ます方の事の中に神祇を祭るが最重要なるが故に其外の事を  
かねて祭事と云ふは誰も思ふことにてなる事なれ共尙よく思ふに言の本は其由には非  
で奉仕事なるべし夫は天の下の臣連八十伴緒の天皇の大命を奉はりて各其職を奉

政と云事  
に付本居  
宣長の見

仕る是天下の政されば也。倭奉仕をマツルと云由はマツルを延へてマツロクとも云は  
 郎君に服従て其事を承り行ふを云也。(書記雄略の卷にはふむじも大君にまつりて  
 あるマツランは奉仕ると讀み玉へり) 故に古語には政と云をば君へは係けず皆奉仕  
 る人にかけて云へりされは言の本を以て云へばマツリコトは政の字は當らざる也。乍  
 併臣下の奉仕の事は君の國を治め玉ふ御事なれば夫は一つにあるなり。然るに或人  
 のマツリコトは令服事也と云はれたるは宜しからず。若しマツラコトはマツル  
 コトと云はされば自他の違ありマツリとは自奉仕事にてマツロへは他をして奉  
 仕らしむるを云言されは也。

皇室とは如何なるや  
 皇室とは如何なるや  
 皇室とは如何なるや

是即よく我大日本の國体を説明したる格言にして亦巧に我國の世界列國に異なる  
 所を指示し盡したるものと云へし而して我國体のかくの如く一種異常の体裁を具れる  
 所以は如何實に皇室は日本人の宗家にして日本人は辱くも皇室の分家たる一夫因  
 縁あるに由りて也。簡史を察するに皇祖神武天皇以前は勿論天祖天照大神より以前に  
 又伊弉諾伊弉册尊より以前に於て既に吾人の祖先は皇室ある宗家の内より幾多の部

皇室と日本  
 皇室と日本

しき數は幾れ此の日本島の各處に蕃殖したれば神武天皇の遷都の所には早くも親本  
 の祖先は天の神の裔或は國ツ神等と稱して蝦夷人種と雜居しける也。故に姓氏錄に尤正  
 して正史の事ありには之を分て神別皇別蕃別の三とせり。神別とい天照大神以前に  
 於て既に宗家に分れたる神々の子孫にして此内に天神地祇の三種あり天神とは高皇靈  
 產神神皇靈產神饒速日命天小兒屋根命等の如きものにして地祇とは猿田彦太神大己貴  
 命推根津彥命弟耜尊等の如きもの也。又皇別とは神武天皇以後歷代の天皇より別れたるも  
 のにて蕃別とは外國人の歸化せしものの子孫を云也。但往時は蝦夷人種と雜居したれば  
 蝦夷人種と吾人の祖先との間に成りたる人種も此外にあるあふんと雖要するに日本の  
 人種は神別皇別蕃別の三種より成るものにして少數ある蕃別を除く時は悉同一系より  
 出てたるもの也。彼延喜式神名帳に二千八百六十一社三千一百三十二座大社四百九十二座  
 小社二千六百四十座  
 あるか如き又平田篤胤の大社小社合せて一万三千七百卅余社或は神宮二万七千七百卅  
 三社成宮の神二千七百五十社不成宮の神一万九千社或は大小神祇二千七百余上には一  
 万三社社下には粟三石の數と云へるか如き(此等は古記にある數也)數多の神々は皆吾

神別皇別  
 蕃別  
 神社の數

神社とは如何なるものぞ

國土の所有者は誰ぞ

皇室と日本國土

賴朝の言

朱之瑜我國体を評す

慶喜の封土返上の書は國土の說明

人の祖先を祭られたるものにて此等の神社が日本の各地に散在するを觀は其早くより吾人の祖先が各處に分れ住みたるを知るを得るなり故に親上古の政が所謂族制政事に於て其政ある意義は前に本居翁の解釋せしが如くあるものなり凡國土あるものは其國土に住む處の人民の共有物たる事世界萬國の通理なれば我日本の國土も我日本人民の共有に屬する事勿論なれども人民と皇室との關係既にかくの如くあるを以て土地所有の權は皇室に存する事當然なりとす故に内藤耻叟氏も嘗て日本の土地は皇室の御所有なり其証は源賴朝の言にも凡我朝六十余州の立針の地たりとも大神宮の御領に非ざる處あるべからずと云へるにても知るべし(東鑑に其意見ゆ)又朱之瑜本の申したる言にも本邦の國土に在る事二の其第一は皇統二系にまします事二は天下の田地悉公田たること周土の遠く及ばざる善政也此事はサツマにて編集せる成形圖説にも明に見へたりと述べられたる事あるは適辭と云へり也即慶應三年十月十四日徳川慶喜の政權奉還の上書も同一意あり

○詔に皇國時遷の沿革を考へ候に昔王綱紐を解き相家權を執り保平の亂政權武門に移してより我祖宗家歴日至今更に舊習を變り二百有余年子孫相愛は臣其職を奉すと雖も

皇國の形勢

政刑富を失ふこと不少今日の形勢に至り候も畢竟薄徳の致す所不堪懲懼候況や當今外國の交際日に盛なるにより愈上朝權一途に出で不申候ては綱紀難立候從來の舊習を改め政權を朝廷に歸し奉り廣く天下の公議を盡し聖斷を仰ぎ同心協力共に皇國を保護仕り候へば必ず海外萬國と可立候慶喜國家に盡くす所是に不過と奉存候去々猶見込の議も有之候は、可申聞一言諸候へ相達し置候候以之此段謹んて奏聞仕候以上

國權大に張り外國に歸化せし理由

親府の國體に背く理由

皇室は此人民の宗家あり故に歴代の聖主皆父母の愛を以て天下に臨み玉へは賦税刑罰共に軽く上下一致して國權大に張り外人頻りに國風を欣慕して歸化し來り國力大に旺盛ありしか中古以來專漢土の制度文學を模倣せしか爲遂に皇室漸く人民に遠かりて所謂一家の權利を兄弟のものに委ぬるに至りしかは茲に始めて父母と愛子とは横恣ある驕兄の爲めに其間を隔てられ驕兄巧に一家の權を弄ひて上父母を苦め下愛子を痛むるに及びたり然れども慶氏平氏が兄弟とありて天下を料理する其間は猶父母たる皇室を上戴き其命令を以て天下に臨みたれば未全く國體を破り祖宗の靈前を汚し奉るには

及はさりけれども源頼朝に至りては全く獨立に一家を立て父母の財産愛子を擧げて之を以て己の所有の如くせし祖宗の位牌を大恩極まり父母を是之を樂て位きて顧みる處なく遂に徳川氏に至るまでには時に或は祖宗の祭祀料又は父母の養育料すく快く贈らざる如き不始末を呈せり藤氏平氏既に不孝の子たりと雖源氏以後に至りては更に云へかふる大不孝の子たりしなり是即後世天下の學者か噴々殊に源氏以下を言誅する所以にして全く覇府の設立は我國体に背反したる處あれのみなり

實に皇室は父母にして相門將家は兄弟をれば父母の愛と兄弟の愛は其子女弟妹の受くる所素より同しかふる事勿論なり故に人民の尤休戚を感じる租税刑罰を始として王朝時代と武家時代を相比見するに先租税の如き其一二の例を擧ぐれば上古の素より孝徳天皇大化の改新後に徵するも田一反の租二束二把(白米一斗一升に當る)にして一反の收護五十束(二石五斗)とすれば方々其二十五分之二に當る之に調庸を加ふるも何程かあふん爾後屢増減を加へたれども白米粟粟の二度には之より減し大賈賣さしたる變動ある老の既度には大化の時に復せり

こととし仁明聖武孝謙より桓武の比に至り佛法遷都征夷及び朝廷の奢侈等にて租税増

大化以後の租税の沿革

源氏の時の租税

北條の時

細川頼之の制度

徳政

大儀

加し租の如き收護の十分の一に上り次で陸奥醍醐の比には五分の一とあり庸調を合すれば四公六民に至ると云ひ而して田制通考によれば大化の租税も極めて之を精算すれば收護の四分の一或は五分の二に當ると云ふと雖未決して武家時代より重き事はあかりし也但藤平諸氏の執權間は天下既に戦亂相次きたれば其租税軍役増加せしや知るべし源氏の時に至りては五公五民とあり此外に布調の徵發等ありて實は六公四民に至りしあふん北條氏は尤民政に注意するものと云も尙五公五民の制也高時に至り暴斂極ましく世に入公二民にも至れりと云者あり足利氏の時は細川頼之四公六民の制を立てたれども義政の時には非常の増加をなして別に制限もなく徳政大儀と稱する大暴斂をなすに至れり徳政との王朝時代にありては凶作の歳田租調庸を免除せし仁政にして延暦十八年六月には美作備前等十余國の田租を免したる如き類ありけるか是に至り足利氏は之を濫用して徳政は富者の貧民に貸出せる錢數を貧民の企望に従ひ之を償却せざるも可あるか如き法令に適用して同時に足利幕府の公債は徳政によりて二も之を富家に償還することあかりし又大儀とは幕府の財用を諸侯に課するの法にして諸侯は又之を人

豊臣の時

徳川時代

十公無民の制

中津藩の實際に徴す

初めて聞かざりしかるは只驚くばかり也

其實際の状況

民に課し天下蒼生の苦惱此時に極れり而して遂に應仁の大乱となり人民塗炭に苦む事  
前古比きく豊臣氏の時に至り天下一統せしも租税は八公三民に近く徳川氏の時五公五  
民の制を設けたれども其實際は六公四民より輕き國なく往々七公三民九公一民より甚  
しきは十公無民の處あるに至りし也予は未天下の諸國を精細に調査するの暇なきも茲  
に郷里の中津藩を擧げて一例を示し以て推考の便に供せん

中津藩の領地(豊前)は七公三民の定制にして田地の石盛高共云今の地價と云に同じ敢て収護に比し  
て低きに非すと雖實際の租額は甚其定制を超過し其上に附屬税を加ふるか故に人民  
は収護の三分を其所得とする事は甚難し石高に比較する時は高一石に租一石以上を  
上納する村々頗多かりし也即其領内豊前下毛郡金谷村の如きは本地の土免八つ七分  
春免四つにて高十九石余に貢米二十二石余を出し外に免上り米請取米等五六種の米  
麥銀の附租を出す又同郡島田村を例せば本地の土免六つ九分春免四つ五厘にて高五  
百二十三石余に貢米四百七十八石余を出し外に附租を出すと前の如し而して領内は  
延寶七年の内檢地にて村々莫大の不足高を冠り居るか故に實地は島田村の如きも高

田地に金を添へて進上せんとすも買ふ人なし

五百二十三石に相當する程の田畑は之なき有様なれば若實際の有高にすれば貢米の  
石數と其高の數と同一となり即前に説くか如く高一石に貢米一石を出す割合とさ  
るも少く實に恐るべき事にあらずや加之文化文政以來加免(常租の外増税也)は殆常  
租の如くにして年々附加せられさるとかく百姓歳に困窮して地力も益衰減し遂に畑  
の如きは之を耕して粟麥を作り以て米を貢納するも得失相償はされは之を無代價に  
て抛棄するのみあらず酒或は金一二兩をも附して之を他人に譲り渡すとあり若村内  
一人も其畑を譲受くるものなきれば之を村に差出す而るときは村より勤勉強壯にし  
て資力あるものを人選して之を耕さしむ之を俗にすう作と云稍不作の時は先中等通  
高一石に貢米七斗加免の歳は八斗五斗位納むる村は中等なりと稱する村々すも貢米の不足せざるものあかりしと云ひ  
而して其徴收の方法に至りては弊害百端更に驚くに足るものあり今其一斑を上ぐん  
に賄賂専公行し元來貢米一俵とい四斗二升入の制をれども檢査の時「仲世」之を量る  
に悉四方に量り散らし正四斗二升入のものは必不足を生ずるに至らしむ(石量を檢  
するには二十五俵を一組とし其中に就て一俵を檢し若不足する時は其不足量の二倍

を二十五俵の總數に課して之を罰徴す故に假令は一合不足を生ずる時は二十五俵分  
 即五升の増納を罰命せらる(故に四斗四五升を入れ尚間々不足を免れさるとあるを  
 以て仲間に賂ひ又倉頭くらかみ以下の吏にも賂ふ(島田村の如きは仲間を勤むるもの多き故  
 此村の貢米は其因よみによりて一俵四斗二升五合より多く入れたるとありしと云)又往  
 々米質俵裝にも異難を唱へ米替俵替なまかへ細替なまかへを命ずるとあり而して到底苦情の附け様ようあ  
 き時は此はあみそ(俵を編みし索)か古しとて其俵を足にて蹴倒し行か去る也蓋あみ  
 そは古き索なわを良しとするものあるに其無狀斯の如し殊に最も悪むへきは例年十一月  
 四日は龍王神社(中津の大祭)の祭典にして同夜「直し屋」は莫大の財を抛て胥吏仲  
 間を饗應するか故に其翌日は必非常の不納米あり(直し屋とは俵裝の不良にして納  
 まらざる者を其庫くらに預りて倉敷料くらしやを収め又俵裝を改めて其手数料を荷主より收むる  
 ものされは不納米の多きを喜ぶ營業あり)故に此祭日後數日間は皆貢米を見合する  
 に至れり又維新前きんぜんのときより上毛郡某村の醫師は役人と親姻の縁あるにより其俵に  
 赤符あかじりを附して印をさし以て粗米を上納す仍て後には赤符俵の出づる日は其村の者共

皆赤符を借りて之を附け全村一時其利を專にせし事あり又嘗て下毛郡金手村在宅の  
 藩士某藩廳より受々し扶持米扶持米を其儘貢米に出せしか素本藩の制士族は陽に耕作する  
 と能はざる故之を農某の名を以て上納せしに胥吏其實を知るに由もなく之に米替を  
 命して大に紛議を起せしとありと云去れば賄賂をすう用ふる時は假令今日は不貢と  
 認められて不納とありし米も翌日は「ころび」と稱して其儘再之を上納するに何の異  
 議もなく納まるあり夫斯の如くあるが故に後には皆其故障を預防せんか爲各村共に  
 其村内協同して賄賂の額を釐定し之を村内貢米の俵數に分賦徴収して(下毛郡永保  
 村の如きは大村にして貢米多き故賄賂の賦課一俵に付通常銀札五六分位ありしが其  
 小村の一俵に付銀札二匁以上に昇る處ありし)預め之を贈遺するを例とするに至る  
 又仲間なまかへは「土米方」よりも賂を受け(石量を検する時四方に散亂したる土米を藩廳  
 より入札にて拂下る例あり土米方とは其土米を落札したるものを云也されは此土米  
 方は仲間なまかへに賂ふて土米を多く生せしめんと欲する也而して仲間の如きは破産至ら  
 ざる處ありも毫も問ふ處なし(但一度五右衛門と云大悪人を獄に繋ぎたる例あり)

れ共是百余年中の一例也。而して仲師其米を運送する人夫は竹筒たけのすい附の袋を懐中にして至る處俵に立寄りて之を盗む。貢米を盗むは實に仲師のみならず仲間も主米方と同心して之を盗み且當時御廻米船ごわいまいせんと稱して藩の貢米を積て大坂に運送する船。中津に十三四艘もあり大なるは七百石積小なるも三四百石積也而て此船に貢米を積出すや舟子ふなこ五百石積の船にて船頭一人舟子六人子供一人の割合は其貢米の各俵が多き一升七八合少きも一升位は盗みて之を分取す即五百石積の船にて凡十三四石位盗むを例とせり今五百石に付て平均十三石を盗むとすれば本藩の貢米中大坂に輸出する石高三万石とすれば凡七百八十石の高額とある斯の如き仲間仲師船子の盗みたる後大坂にて陸揚りくやうの時之を量るに尙一俵四斗二升以上ありと云へば徵集の際一俵四斗四五升以上ありしと推して知るべし實に農民の悲況察すべき也扱此惡風は推新前に及びては一層甚しく嘗て慶應の比大手門おほてもんに其毒狀を記して藩主に訴へしものありけれども上下杜塞して遂に其筋に達せざりしと云

是即天下三百諸藩

實に大變愕を與せずんばあらず是即天下三百諸藩の普通の狀況にして當時此等の狀

の普通の狀況也

暴政の藩は之より甚し

王朝時代の刑罰

大寶令後の裁判

武家時代の刑罰裁判

狀は常旨の例として敢て恠むものなかりし也而して彼諸藩に於て類々として起りたる百姓一擧あるものは此等の常例の外更に二層の虐遇を藩主或は官吏に受け餓死に代ゆるに刑死の覺悟を以てさしにも身性極りし農商民の憤激の余に暴發せしものある事を察せば豈百代の下血泣悲憤せざるへけんや租税の事既に然り而して人權中尤重き裁判の事に至りては王朝時代は上古は勿論大寶令發布の後と雖頗宜しきを得て人民に上訴の權利あり即裁判不服の時之を中央政府に上訴し官司若三日を経て採用せざれば直に太政官に訴へ太政官不條理ある時は天皇に上奏する事を得る制にして又其刑罰の如きも笞杖徒流死刑等にして死刑には只絞斬の二種を用ひ未其他の慘刑を用ふる事なかりしか武家時代には全く人民に上訴の權利なく且其死刑の如きには斬刑火刑獄門磔刑鋸挽等無量の刑罰頻りに増加し(鎌倉時代より徳川時代の方益酷刑を増せり)加之裁判の不當ある幕府の大法庭も諸藩の公庭も皆多くの賄賂に因て事を左右するのみあらは實に弱きもの正しさものは皆其生を聊なほする事能さりし彼の徳川時代に訴訟いっせき一足千勝せんちやう(此語の意ハ一足にても早く賂を納れたるもの勝つを云ふ)也との諺ありしは偶



皇室と人  
民と榮枯  
を同じくせ  
し沿革

然にあつたる也蓋<sup>つ</sup>一家の生存を觀察するも慈父仁母の嚴然たる時に當りては愛子の溝壑に顛倒する事はあさまし一朝父母の老衰に乗じて驕子の家政を奪ふに當りてや未嘗て父母と愛子と共に艱苦せざる事稀あり今我國史を讀みて茲に至るもの誰か皇室の榮へたる時人民の樂み皇室の衰へし時人民苦みたりとの通理を發見せざるものあらんや尙之を詳言すれば上古より平安朝の初までは皇室の尤繁榮せし時代なれば假令多少の差違あるも先人民は概して其堵に安したりと云も不可なき也然るに藤氏平氏を経て源氏に至るまで皇室次第に衰替せ從て人民も益困苦を重ねたりけるが北條氏に至りて臣子の身を以て畏くも一たひ天子を遠島に流し奉りたるが如き大逆無道を行ひたるも藤氏平氏源氏に比すれば自謙し官位を貪ふす皇室を敬して倍臣の禮を執り務めて着實ある政事を施して人民を愛しけり故に承久の一大事はありと雖も其他は上下に對する処置前代に優る處あり却て皇室人民は相共に一時平安の樂を受たりき足利氏に及びては全く上に禮なく下に恩なく義政以後の暴虐万出四方に潰裂して遂に皇室は路頭に迷ひ玉ひ人民は塗炭の苦に陥り前古未曾有の慘狀を呈せしが此際後花園天皇は義政か

北條時代  
は皇室人  
民却て榮  
へたる例

足利の末  
路

後花園帝  
の御憂愁

諸國飢饉して風旱相つゞき日天下兵乱によりて細民糊口を失ひ仍て京師に入りて餓死するもの日に七八百人ありけるも尙其驕奢依然たるを悲み玉ひて辱くも  
殘民爭採<sup>ニ</sup>首陽薇。処々閉<sup>レ</sup>虛關<sup>ニ</sup>竹扉。詩興吟<sup>ニ</sup>酸春二月。万城紅綠爲<sup>レ</sup>誰肥。  
どの御製を降して義政を諷したる事さへあり子を思ふ親心皇室の慈悲誰か感泣せざるものあらんやかくて應仁乱後は皇室の衰替極度に達したれば人民の慘狀も亦全く到底し終り氣運一變明治の天地を開き王政復古の日に至るまで皇室人民共に武門と稱する一驕臣の爲に永く非常の苦を受けたりき然り而して相門武門の家には時平道長清盛高時義政等の如き無道の暴人輩出するも我皇室には古來二千五百年余の久しき年間に於て一も暴君暗主の出たる事なし舊史には武烈天皇を以て暴虐の君とあせしも近世文學の開くるに至りて忽其然らざるを發見したりかたひさしに云く

皇室に暴  
君なし

齊藤彦麿  
の考証

武烈天皇の御暴惡の事御記にあるを思ふにその御代に百濟の末多王か暴惡ありしうへに同御代に南齋の明帝か二男東昏侯寶卷か大惡虐も永元元年にてこの天皇の御即位元年に當ればかた〜いぶかしく思ひしに遠江國內山眞龍か書記類聚解卷一神系

部に云く二年より八年まで無道奇偉の戯を記するは百濟王の無道暴虐を奏上せし百濟記の轉して本文とされる也この本文上代より誤り傳へて武烈の謚を奉りし也云々と云へり扱は我思ふ所と等し我此天皇の御意よはく御懐深かりしより證をあけて暴虐虚名一卷著はせりかしこくも 天皇の尊靈遙にきこしめして恐くも御こころあはれ給はんと思ふのみ

と其後元明仁明白河の諸帝奢侈を好ませ玉ひしと云豈道長等と同一あふんや陽成天皇御狂疾に渡らせ玉ひしと雖御病の故ありとせり之を何とか云はん只天皇の爲悲むへきのみ彼後水尾上皇か八十歳の御賀之時に中院内大臣か

中院内大臣御逆鱗に觸る

おどろきていく千代か經ん洞のうちに憂き事を知らぬ命長とばと咏まれしかば大に怒り玉ひて假令位へ遁るとも何とて下万民の憂事を知らぬ事やばあると詔はせ玉ひしか如き以て其御精神を窺ひ知るへきあり又光格天皇が御茶の遊を止め玉ひしか如きも治く世人の知らざる処なれども甚畏き事と思はるゝあり

閉心瑣談に云く御濃茶既に盡ければ御次詰の御茶や差上ん又は宇治へ新に追詰を被

主上茶の湯を止めたる事

仰付れんやと伺ひ奉りしに暫御思案あてて次詰と名付心物を朕か料にせんも朕より後世までの禮法を破るに似たり又新に宇治に詰足しを申付けんも容易あかす宮中に頻りに茶の湯行はれ濃茶の追詰申出たりと取沙汰せられ世上の風俗に預かるへは定の茶の時節にも遠かす其間は朕の遊を止むへしとて其日より御茶事を止られ云々

抑詩歌は其心情を現はす處の寫真されは今御歴代御仁惠の御製數首を予か記憶のまゝ左に列記して之を示さん

光 嚴 (風雅集)

てりくもりなむさむさむつとも時として民に心のやすむまもあし

後醍醐 (續後拾遺集)

世をさまり長やすかれといのること我身につさぬ思ひありけれ

後宇多 (新千載集)

時しめれ谷止り出る霧あすに世をたすくへき人をとばはばや

御歴代仁惠の歌數十首

龜山（新後撰集）

すへらさの神のみことさうけまつこいやつまへに世をおもふかき

後宇多（續千載集）

いとこまた民やすかれといのるかき我身世にたつ春の初に

後醍醐

たみの爲時ある雨をいのるともしらてや田子の早苗とるらん

いろくれる秋のさぬたの音にこそ夜寒の民の心をもしれ

後鳥羽（續後撰）

夜をさむみねやのふすまのさゆるにもわらやの風を思ひこそかれ

後村上（新業集）

鳥の音にほとろかされて曉のねさめしはかに世を思ふかき

伏見（新拾遺集）

神やこる世の爲とてと身をおもふ身の爲として世をばいのらす

同 帝（玉葉集）

いたつらに安き此身をばつかしきくるしむ民の心おもへば

崇光（新千載集）

鈴鹿川八十瀬の浪のたぢぬにも我身の爲のよをばいのらす

伏見（新千載集）

世をすくふ心のうちのみはさりにたみの愁をさすとかあしほ

光厳（新後拾遺集）

十年あまり世をたすくへは名はありて民をしすくふひとこそあし

同（風雅集）

祈ることろわたくしにては岩清水濁り行世をすませとこおもふ

後醍醐（新業集）

身にかへておもふとたにもしらすはや民の心のさめかたを

同（増鏡）

あけし朝（増鏡）

あはれと解たれぬみるらむ吾民を思ふ心は今ばかりす

後鳥羽(同)風雅集(一)のうらみしをたぬかひのこころをたぬかひ

治れるの道はなしはれぬしきもへてたれかむかしとはおもひわかぬと

後醍醐(續後拾遺集)のたれかむかしとはおもひわかぬと

あかくは人より物と思ふかき世をおもふ身の心つくしは

後鳥羽(續後撰集)のあかくは人より物と思ふかき世をおもふ身の心つくしは

ひともおもむ人もうさめしめしきもく世を思ふ故に物思ふ身は

後光嚴(新千載集)のひともおもむ人もうさめしめしきもく世を思ふ故に物思ふ身は

あはさりにかもふ故かを立かへりそまらぬ世を心にこそふ

後醍醐(後陸奥(玉葉集)のあはさりにかもふ故かを立かへりそまらぬ世を心にこそふ

此君のみ世かきこそと具符のすへくまてもりかていはれむ

花(風雅集)の此君のみ世かきこそと具符のすへくまてもりかていはれむ

葦原やみだれも國のかたをかへて民の草葉も今あひくあり

後鳥羽(新古今集)

奥山のおとろか下もふみ分て道あるよとそ人にしりせむ

後宇多(續千載集)

春秋のかけをさへてみつるかを我すへくさのおさし光に

後光嚴(新拾遺集)

世を治め民をあわれむまことあは天の日嗣の未開かきし

後村(新葉集)の世を治め民をあわれむまことあは天の日嗣の未開かきし

世のためにおもむじかはと思ふこそいと涙のかすはとひける

花(風雅集)の世のためにおもむじかはと思ふこそいと涙のかすはとひける

さむかふじ民のわふやをなむは倉のあかほの我もはすかし

古の文(仁武徳)のさむかふじ民のわふやをなむは倉のあかほの我もはすかし

山縣にまゆる青葉も吉備人と共にしつめばたぬしくもあるか

青葉(素明)の山縣にまゆる青葉も吉備人と共にしつめばたぬしくもあるか

ぬは玉の夜すがら冬のさむきにもつれて思ふは國民のこと

今上天皇

古の文見るたひに思ふ哉已く治むる國はいかにと

萩の戸の花にやとれる月かけの賤がかさねもへたてさるらん

嗚呼皇室御史は之を以て筆を止む之より日本國民は直に皇室と人民との關係は心腑の快痛を共にし手足の運動を共にするが如き事を予知して只皇室が神明の統を享け給ふか故に人民の之に従ふは勿論ありまどこの命令的の偏見を去り日常心を此皇室と人民との古來關係せし歴史に注ぎて衷心皇室の繁榮を希圖すべき也穴賢

廣池西海誌

予の史局を平安に開くや貴重の材料を惠むの名士甚多し是等は尤予の銘肝する處也方に他年大著述成るの日盛名を記して不朽に傳へ以て今日の報恩とせん

明治二十六年五月

廣池西海誌

●皇室御史は他日再比叡の山頭よりも堆き京都の珍しき材料にて大部のものに編纂し奉るべし

皇室御史終 大尾

# 史学並日及雜誌

毎月一回郵税共四錢半年分  
廿三錢一年分四十五錢必前  
金切手一割増一號ヨリ揃フ

本誌ハ國史ノ研究ヲ以テ終身ノ目的トナセル鎮西ノ史家廣池千九郎ガ

滴ノ間ニ其僚員ト研究セシ結果ヲ公ニ

スル一大雜誌ニテ議論考証悉古賢ト

作ノ精確最新ナル地圖說明圖ヲ挿入スレバ一見史上千歳ノ疑問ヲ氷釋シテ地方ノ教

育家學生ニハ實ニ尤偉大ノ裨益ヲ與ヘ而シテ僅々三錢五厘ノ大廉價ニテ之ヲ天下

ニ頒テ以テ普ク史學思想ヲ海内ニ布カントスル者也

●祝詞 ●文學博士重野安釋君 ●國學院講師井上瀧國君 ●第一高等中學教授久米幹文君

●第三高等中學教授渡邊弘人君 ●京都經世博議主筆中西牛郎君 ●豐前中津中尾重美君

●社説 ●京都に於ける我輩 ●史論在原業平(圖入) ●通論第一(人倫を亂したる戰) ●客

説 ●日本に封建の制をし重野安釋君 ●我史は彼聖經に於きれば内藤耻叟君 ●三帝御狂

疾の原因羽生芳太郎君 ●史談 ●神武天皇の遷都(圖入) ●穴居(圖入) ●愛國精神譚 ●天

智天皇の遺刻(圖入) ●雜錄 ●神武天皇の御宇(地圖二面入) ●愛國精神

●史論 ●廣野皇子(肖像及地圖入) ●特別客説 ●日本に封建の制をし文學博士重野安釋

君 ●德川氏の制度東京内藤耻叟君 ●持統天皇東京羽生芳太郎君 ●史談 ●神武天皇の制

度(地圖二面入) ●愛國精神談 ●上古の陶器(圖入) ●踏繪(圖入) ●ひろひがき(圖入)

●史論 ●穴居と古墳を誤るるおかれ(圖入) ●將軍塚と落雷(圖入) ●ひろひがき(說明圖入) ●藤

客説 ●孔子と板垣伯山田小太郎君 ●日本に封建の制をし(終迄)文學博士重野安釋 ●藤

原氏を論ず(圖入) ●第一高等中學校教授久米幹文 ●德川氏の制度大學教授内藤耻叟 ●明

治の國文學東京渡邊重兄君 ●第四號目次明治二十五年十二月廿日發行

●史論 ●建武中興頽敗の眞原因(圖入) ●客説 ●松平伊豆守信綱の名譽に就き内藤耻叟

君 ●武臣論久米幹文君 ●山陵取調沿革考松村巖君 ●三代學制考黑河内與四郎君 ●持統

天皇羽生芳太郎君 ●史談 ●垂仁天皇の御宇(圖入) ●古代の旗(圖入) ●愛國精神談 ●支

那三國史(圖入) ●第五號目次明治廿六年一月廿一日發行

●客説 ●細野二氏の滅亡する所以内藤耻叟君 ●肥後の勤王家宮部松田二氏の碑銘に就

て松村巖君 ●大鏡を讀みて岡田正美君 ●史談 ●景行天皇の御代(圖三入) ●北條義時近

臣に殺さる ●律令格式の區別 ●菊桐御紋の由來 ●上古の餅(圖入) ●頼山陽の名の上り

たる緒 ●三傑の問答と大義名分 ●奈良正倉院の御物(圖入) ●指環を指にはめるわけ ●

面白き取調へが世の役に立つ(圖入) ●時勢につれて商業を變ず ●元寇の結果 ●門松と

しめ縄 ●雜錄 ●市村瓊二郎君の支那漫遊談 ●第六號目次明治廿六年二月廿日發行(附錄添)

●史論 ●難波上古地誌(大地圖) ●建武中興頽敗の眞原因 ●客説 ●開化と戰爭文學博士

加藤弘之君 ●支那穴居談理學士坪井正五郎君 ●温古叢談松村巖君 ●史談 ●成務天皇制

由來及廢止修史局山本復一君●三條城の建白松村巖君●神功皇后三韓征伐(圖入)●應神帝御降誕の異説●周防洋屋氣樓(圖入)●安徳帝の太刀(圖入)●柳と紐と械(圖入)●天皇の論●そりトがんじき(圖入)●頼政の三位に叙せられしは清盛の力●常盤御前は清盛の子あり●高句麗の碑我國史を益す

第八號目次明治二十六年四月廿四日發行  
●八頁大の京都千年前の大沿革地圖の大附録添ふ●徳川時代十四大家●史論●新井白石(圖入)●客説●武十道ハ物部大伴二氏に起リ法律政治は藤原氏に成る文學博士重野安禪●創業將軍(順朝)渡邊重兄●史談●應神帝御代(圖入)●追捕使由來●重野博士の演説せし殘夢とは如何なる人ぞ●大石貞雄の古蹟(圖入)●仁徳帝の高き屋の歌と天智帝の秋の田の歌は御製手●奇妙なる古墳(圖入)●氏康逸事●笏(圖入)●重野博士と川田博士の争●栗田教授と田中教授との争●井上博士と田口卯吉氏との争

# 發行所

京都新橋木町竹屋町  
北入九番地  
史學普及雜誌社  
東京(東京堂)京都(便利堂)(東枝)大坂(岡島)(平井)

本誌に對する諸新聞雜誌の批評二三と左に録す

●東京國學院雜誌 史學普及雜誌のこたひ國史の中心たる京都にて發行せられたり其主筆は曩に中津歴史を著はし地方歴史の魁をさせる西海散人廣池千九郎君その人あり君の史眼君の文才は世に知らるるゝと余の喋々を要せずその雜誌を見るに國家的觀念を以て傍々科學的研究をつとめ専ら實用的に教育社界に向ひてその風味を注入せしめんとするにありわが京都に於て無責任の史論を吐き正史を亂し天下を誤るものに比してその差果していくばくぞや一號は即祝詞 忠告 社説 史論 客説 史談 雜録 吟史 雜報の諸欄にわかち叙事明晰論議堂々近頃出藍の好雜誌あり蓋教育社會

を匡正して史學思想の普及をのかるは實に現今の急務にしてわが輩も亦その希望を同じくせり豈にその發行を祝せざるを得じや爾來本院の雜誌と交換する約を結び諸君幸に愛讀せられよ

●教育時論 史學普及雜誌は先に中津史を著はして好評を博したる廣池千九郎氏の編纂に係る重野文學博士は曰く地方に於ける史學の嚆矢にして地方史學の先導者ありと廣池氏も亦是を以て自任せらるるものゝ如く其教育家に告ぐるに史學の智識をかざるべからざるを以て之が普及を圖ふんが爲に從來の史學雜誌より稍平易に讀み易きものを與ふるの言を以てせらるる又親切ありと云ふべし羽生氏の三帝御狂疾の原因を近親結婚に歸し奉つれる如き内藤氏の我國史を以て聖經とするとの議の如き史家の注目すべき新聞題ありと思はる

●東海新報 史學普及雜誌今や史學に關する雜誌の世に行はるるもの一にして足らず中に就て史學會雜誌大八州學會雜誌史海等最も名あり然るに今又京都市新橋木町竹屋町南入史學普及雜誌社より全雜誌起るるも山水秀麗にして我列聖鼎を定めたる京都の地を相せしや既に好し而して之を起したるは豊前中津の史家廣池千九郎君にして夙に斯學に勵精すといふ其人既に好し之を教育的史學の雜誌とし一本僅かに三錢五厘の廉價として普及を計る其目的既に好し寔に是れ地方史學の先導者其普及と隆盛は期して待つべき也

●日本 近來考證の學行はれて史學も亦興る明治の御世の一佳事といふ可し同雜誌も亦其一か其跡は西施の鬢にあらずへるの感なきに非ざるも史學を興すの一端と思へば悪るかたず其の第一號在原業平の色男を生捕り色を色として賢に易へたるを面白し●日出新聞 京都史學普及雜誌社より發行の同誌雜誌は重野博士其他諸名家の祝詞論說等ありて史學研究の好雜誌也●九州日日新聞 近來漸く史學が社會に厚遇せらるるの世とあり衰々發達の傾あり而して未だ東都を除くの外此種専門の雜誌を見ず豊前中津の人廣池千九郎は史學に精し人感する所あり史學普及の爲め此誌を發行す其第一號を見るに祝詞忠告社説史論

史談雜錄味史雜報等に分ち皆是知名諸氏の筆にあるもの其在原業平の如き其他各項に於て一顧の價値あるもの少からず

●大分日報 今回京都府下上京區榎木町通新竹屋町なる史學普及雜誌社より發兌されたる史學普及雜誌なる一雜誌は主として道義文學及び教育上に關せる必要の諸項を聚集して編成したるものなるが文壇を割して社説史論容説史談雜錄味史雜報等の數部に分ち第一號には重野博士井上國學院講師第一高等中學校教授久米幹文君等文學に有名なる諸大家の祝詞をも掲げたるが其史談雜報等には往々有益圖書を挿入し引証正確にして史學研究の爲めには實に一大好材料たるを覺ふる者多し吾人は曾て田口卯吉君の爲め史學研究の喜び愛讀措く能はざる折か今又此好良雜誌の發兌あるに接す本邦文學の爲め史學研究の爲め可けんや而して之れが編輯の主任を誰れと云ふは曾て田口卯吉君の在て久しく教育の職に従事し曾て善人義士の美行録を著し爾后又中津歷史あるもの九郎君を編成し進んで尙は宇内萬邦の一大歴史を編纂せんとすの雄志を懷ける西海學人廣池千九郎君を我輩と題せる社説ある想ふに宿昔の雄志勃々今回の舉の如き或は他日大業の材料を求むる者にあつざるか君尙は春秋に富む然れども曾て告るに腦患あるを以てす請ふ幸に自重して以て大業を成すの妨と爲す勿れ

●高知日報 史學普及雜誌第一號九月二十一日發刊。題して道義文學教育上之一大要報と云ふ要報か不要報か披いて之を閱す諸大家の祝詞祝文寄書論說滿然果然是要報一ヶ月一回發兌一冊郵稅共四錢廉價侮る勿れ此の社の赤心小學師中學校教員生徒一讀せざるべからざるもの

●上野新聞 京都新榎木町新竹屋町南入史學普及雜誌社より發兌す掲載する處は概ね史學に關する論說及び歴史上參考と云ふ遺事等にして其目的は標題の如く史學の普及を計るにあつ定額一冊三錢五厘廉と云べし

●立豐新聞 京都市新榎木町の史學普及雜誌社より發兌せし全雜誌第一號は頃日一部を本社に寄贈せしる同志は我郷人廣池千九郎氏の盡力に成らしむの篇を皆を愛讀せ

べく其は史學研究の好雜誌と云ふべし其發賣小學教員及中學校師範學校高等小學校學生諸氏の必讀誌のみならずや一部の定價僅に三錢五厘此好雜誌の普及期して待つべし

●土陽新聞 史學普及雜誌第一號坤輿古今内外歴史の學說を掲げ日本人民一般史學思想を發生するを第一目的とすと云ふ今本號を見るも採集廣博探査確實にして教育家學生には最有益の雜誌也

●秋田魁新報 史學普及雜誌第一號の内外歴史上の學說を掲げ日本一般の史學思想を養成するの目的を以て生出し來る其目的且つ遠く且大未だ容易に其價値を判知し難しと雖も体裁稍々備はり議論稍々確實考證頗る精覈なるは亦以て少しく前途を卜するに足る諸氏夫れ勉めて止まずんば遂に其目的を達するに庶幾せん乎本號には重野文學博士以下の祝文數篇史論には在原業平肖像入通稱第一史談には神武天皇の遷都穴居愛國精神譚天智天皇の漏刻圖入等を載せ社説客説雜錄味史等の數欄を分つて各々有益なる文字を録せり

●興羽日々新聞 史學普及雜誌第一號本誌の史學思想を養成するを以て目的とし國史編纂の一助とするに在り重野文學博士久米幹文等有名諸氏の祝詞社説史論在原業平寄書歴史談詩歌雜報新精確の記事多く史學研究の好材料あり

●佐賀新聞 史學普及雜誌同誌は九月廿一日を以て京都市新榎木町竹屋町南入西草堂の九番戸史學普及雜誌社に於て第一號を刊行せり著者の精神は時弊を救正し國體を鞏固にし兼て國光を發揚せんとするにあり雄圖夫れ如斯し曾に平安の山之を迎へ加茂の水之を潔しとするのみならず大八州の元氣を鼓舞舞作興するに足らん史論に於て在原業平を論ず千古の活眼昔男の不遇を序する因あり綴あり而して大般落に至り業平の如く權門勢家に入して情慾の奴隸とあり榮花の裡に夢を結ぶ者にして君を愛し國を愛し民を救はんとするの志ありたる人を見出さざるあり云々以上説去り説來れば業平は政治上の不平家にあつずして不品行ある一箇の歌人輕薄なる一箇の風流子と見て可きものと筆誅せる若し昔男を世に在らしめは思ふ事言はでたとにや止ぬ可き我とひとしき



人しきれば言ふ外は黙して詞無きに至る可し通議に於て義朝の父を誅  
 せらば勅命止むを得ざるに出たればありとて世人の刀を断々に壞りて殺護せし手並  
 却て彼頼長の忠通に於る清盛の忠政に於る其他の者を罪人に落したるは何等の執筆な  
 や史談に於て神武天皇遷都の順路舊地名と現地名とを一々明瞭に記載せるを比類なき  
 其外穴居遺跡の圖あり人間地球上に初めて現出せしは洪積層時代ありとの考證及洪積  
 層の圖天智天皇の御製作の時辰器の圖業手が自作の肖像杯掲げ出せるは博物館を覗く  
 に勝れり著者は誰ぞや九州は豊前國中津の人廣池千九郎氏にして著者の眼は遠く九州  
 ●農業雑誌 史學普及雑誌は去月廿一日其第一號を出せり史學に關する諸大家の論  
 說其他史談等を集録せり教育社會及び史學人類學等に志す者の爲に必要有益の好雑誌  
 ありん  
 ●信濃毎日新聞 史學普及雑誌第一號は純然たる我國史の普及を目的に起つたるも  
 のにして記事中隨分先人未發の意見無きに非ず尙ほ鐵を追ふて續出するに及ばず史學  
 講究上に一大裨益を及ぼすや疑なし  
 ●國學院同窓會雜誌 史學普及雑誌第二號廣戸皇子見どころありさうさかふいまた  
 半にして本論に入らず神武天皇の制度は前號の遷都論よりひき續きてまじ特別客説い  
 づれもめでたし挿圖多くあるはよしつぎくよくあるあり  
 ●大坂毎朝新聞 史學普及雑誌は目次を史論特別客説史談詠史雜報等の諸欄に分ち  
 其目的とする處は我皇國が歴史を以て成立したる國体あるに拘はらず目下尙一の教育  
 的史學雜誌なきを悲み確實正大なる内外歴史上の學説を掲げ廣く日本人民一般の史學  
 思想を養成するを第一とし傍々天下の學者と史學研究を志すの機關に供し併せて時弊  
 を救正し大に風教を振興し以て國体を鞏固にし兼て國光を發揚せんと欲するに於て由  
 にて其抱負や實に大なり史學記者にして能く其目的を誤る事さかふん手其益する處決  
 して鮮少にあらずるべし  
 ●國之教育學雜誌 史學普及雑誌は專内外歴史上の記事論說を掲げ歴史的思想を養成する

●的を以て京都の團社より去月廿六日其の第一號を發行せり史學普及雑誌廣戸皇子見  
 記事多し定價一部金僅に三錢五厘  
 ●廣戸皇子見どころありさうさかふいまた半にして本論に入らず神武天皇の制度は前號の遷都論よりひき續きてまじ特別客説い  
 づれもめでたし挿圖多くあるはよしつぎくよくあるあり  
 ●大坂毎朝新聞 史學普及雑誌は目次を史論特別客説史談詠史雜報等の諸欄に分ち  
 其目的とする處は我皇國が歴史を以て成立したる國体あるに拘はらず目下尙一の教育  
 的史學雜誌なきを悲み確實正大なる内外歴史上の學説を掲げ廣く日本人民一般の史學  
 思想を養成するを第一とし傍々天下の學者と史學研究を志すの機關に供し併せて時弊  
 を救正し大に風教を振興し以て國体を鞏固にし兼て國光を發揚せんと欲するに於て由  
 にて其抱負や實に大なり史學記者にして能く其目的を誤る事さかふん手其益する處決  
 して鮮少にあらずるべし  
 ●國之教育學雜誌 史學普及雑誌は專内外歴史上の記事論說を掲げ歴史的思想を養成する  
 ●九州日報 史學普及雑誌第一號は純然たる我國史の普及を目的に起つたるも  
 のにして記事中隨分先人未發の意見無きに非ず尙ほ鐵を追ふて續出するに及ばず史學  
 講究上に一大裨益を及ぼすや疑なし  
 ●國學院同窓會雜誌 史學普及雑誌第二號廣戸皇子見どころありさうさかふいまた  
 半にして本論に入らず神武天皇の制度は前號の遷都論よりひき續きてまじ特別客説い  
 づれもめでたし挿圖多くあるはよしつぎくよくあるあり  
 ●大坂毎朝新聞 史學普及雑誌は目次を史論特別客説史談詠史雜報等の諸欄に分ち  
 其目的とする處は我皇國が歴史を以て成立したる國体あるに拘はらず目下尙一の教育  
 的史學雜誌なきを悲み確實正大なる内外歴史上の學説を掲げ廣く日本人民一般の史學  
 思想を養成するを第一とし傍々天下の學者と史學研究を志すの機關に供し併せて時弊  
 を救正し大に風教を振興し以て國体を鞏固にし兼て國光を發揚せんと欲するに於て由  
 にて其抱負や實に大なり史學記者にして能く其目的を誤る事さかふん手其益する處決  
 して鮮少にあらずるべし  
 ●國之教育學雜誌 史學普及雑誌は專内外歴史上の記事論說を掲げ歴史的思想を養成する

●文學界の評論 低價美事といふべからず。片々たる一冊子然かも史學上有益なる事項に満つる。彼の堂々たる吹聴して實物無一のものも異なる。本誌(第百四號)主筆氏の建武中興頽廢の眞原因、坪井學士の支那人の横穴住居、ともに有益の史論。又た史談には考證とあるべき數多の事實を録す。且つ一々古圖を挿入して説明を助くる等編者の用意頗る周密なり。此紙を出す京都の地、我史を研ひるに便なる所、吾人編者の愈々勉められたることを切望するものなり。

●混花文學の評 京都に史學普及雜誌と云ふがわり廣池千九郎氏主筆あり。熱心と學實と紙上に溢れ、史學上の論議記事大に見るべき者あり。題して道義文學及教育の大要報ありといふ其抱負大なりと云ふし。さしもの史學風未だ我大阪には來らず。此雜誌こそ關西に於る史學上唯一の現象をなすべけん。未だ大に世の眼を引きたりとも見ぬ。文學者など云はんもの斯る眞面目の文字に對し一顧とも與へざらん。如何なる

●日出新聞 其の第四號には「建武中興頽廢の眞原因」と云へる斬新なる史論を初めとし。内藤耻斐は松平伊豆守の名譽を論じ。久米幹文武臣論一篇を寄せ。史談に於ける垂仁天皇の御代には例の如く明細なる地圖を挿み「支那三國史」には三國鼎立の圖を掲げて何れも有益なる文字を讀再讀の價値は支分には有り。本誌には御歴

●秋田魁新報 觀を重ぬる既六而世で證証精聚著を改良を施し殊に本誌には御歴

代山陵在地一覽表の有益なる附録を添へたり

右の外國民之友みやこ新聞日本の少年讀賣新聞其他諸新聞雜誌の好評あれども之を略す

米留シムトシロンク氏法劑 ●五時間よりさき始

命の親 天下 滋強丸

効 ●腦病一切 ●記憶減弱 ●腎虛 ●遺精 ●陽物無力 ●手淫の諸害 ●老衰神經萎衰 ●病後大衰 ●貧血 ●能諸病 ●心經不能 ●此外神經房事過多に由る病 に向つて確實即効ある日本未曾有の新藥あり

無病の人半劑を試み見よ恐らく可き快を覺ゆ ●禮狀山の如し

價 一廻(七劑)八十五錢 ●三廻(廿一劑)二圓廿錢 ○七廻(四十九劑)五圓廿錢(保証書添)

中風の妙藥

一廻より三廻の内に卓効ある妙藥あり 一廻金五拾錢

●子宮病の妙藥外用日本癩毒病院開祖英國ドクトルヒル氏處法

外 用 子宮 妙藥 眩球

●子宮病(ちのみち)しよから、しよちち、あがち、まへのれ、まへのいたみ、めぐりこしいたみ、さつ、まへのたれを治する、赤綿妙藥あり ●小十錢 ●中三十錢 ●大八十八錢

### 健胃消化散

胃病一切の新奇藥蘭醫ニール氏法劑  
胃病●食すくます●胸腹のりいたみ●こかれわるき●すき水はく●ひい弱や  
衰え●りう飲●二日醉其外胃に關する諸病一切に即治即効あり用ひて其虛妄  
ぶざるを知ら以て天賦の長壽を保たれよ  
●價小包三十五錢●中包壹圓

### 獨乙 一點水

●そこひ●とり目を始め眼病一切を即時すしみます痛ます無比の  
妙藥也一瓶試よ○壹瓶拾錢  
●以上藥品京濱の御注文同時持參す地方は御送金同時發荷す、  
●届賃不申受候

發賣元

廣濱野毛町二丁目

タイガー商會

### 滋強丸保証書

予多年重患の腦病に苦み醫藥毫も其効なく殆廢人となさんとするの際偶在京親族の  
忠告に因て右の滋強丸を服すると凡五週間にして非常の奇効を奏し十週間に及て方  
に本快の効を全ふするに至れり實に目下日本第一の名藥あらん其予が今日あるの實  
に本藥の恩澤あれば態々タイガー商會の爲本藥有効を保証廣告して以て其恩の万一  
に報ふ所  
●若速に試用あれ 史學普及雜誌主筆 廣池千九郎  
●病の處腔球を用ふるに日々効驗あるを覺ふ仍て併て有効を証す

明治二十六年五月九日印刷

明治廿六年五月十一日發行

(定價金拾四錢)

(本書ハ定價ヲ以テ賣價トス)

京都上京區新橋木町彌竹屋町北入

西草堂町九番戸

著作兼發行者

廣池千九郎

滋賀縣滋賀郡大津町大字榊屋第卅

二番屋敷

印刷者

原田熊平

京都上京區新橋木町新竹屋町北入

西草堂町九番戸

發行所

史學普及雜誌社

### 版權所有

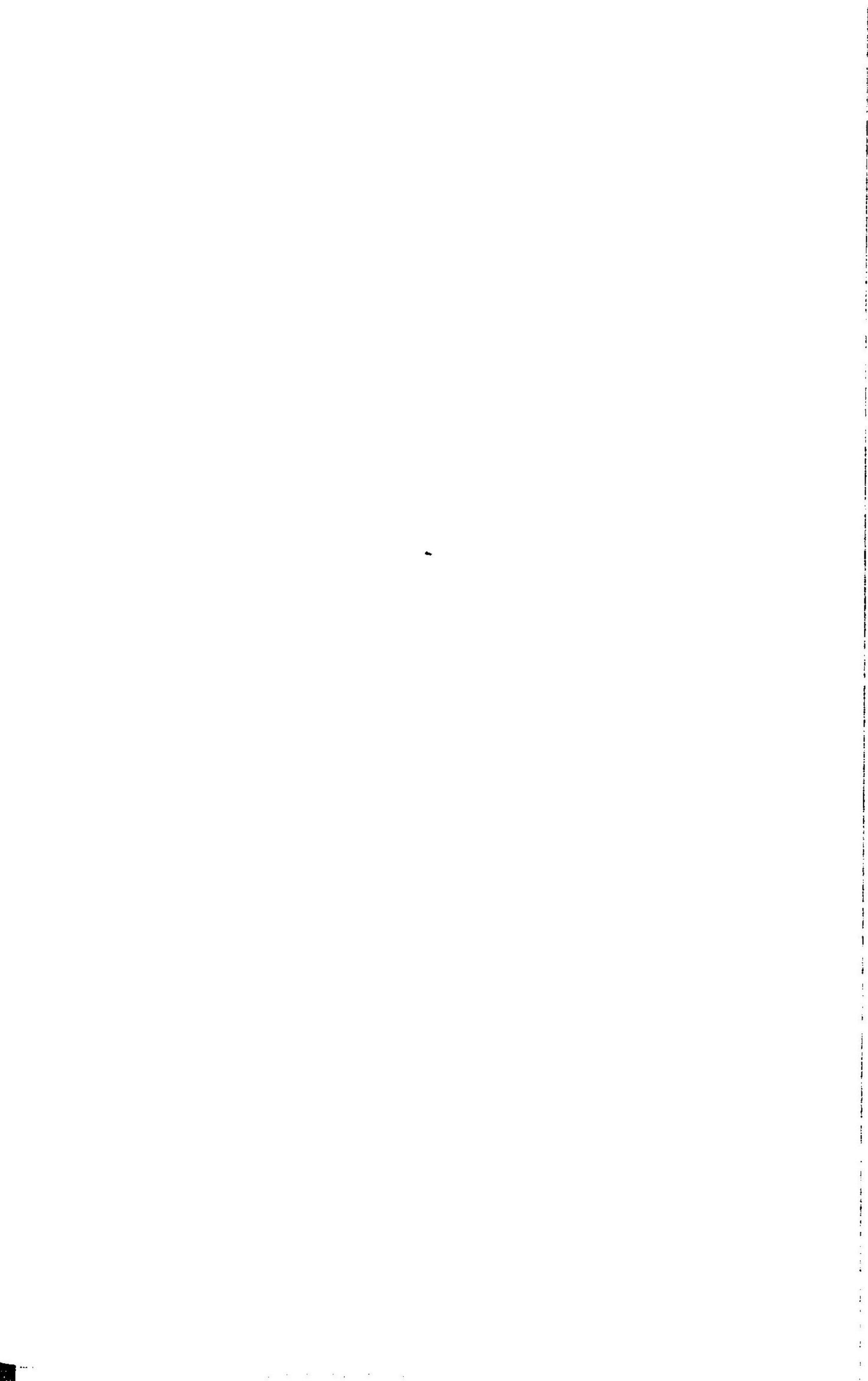
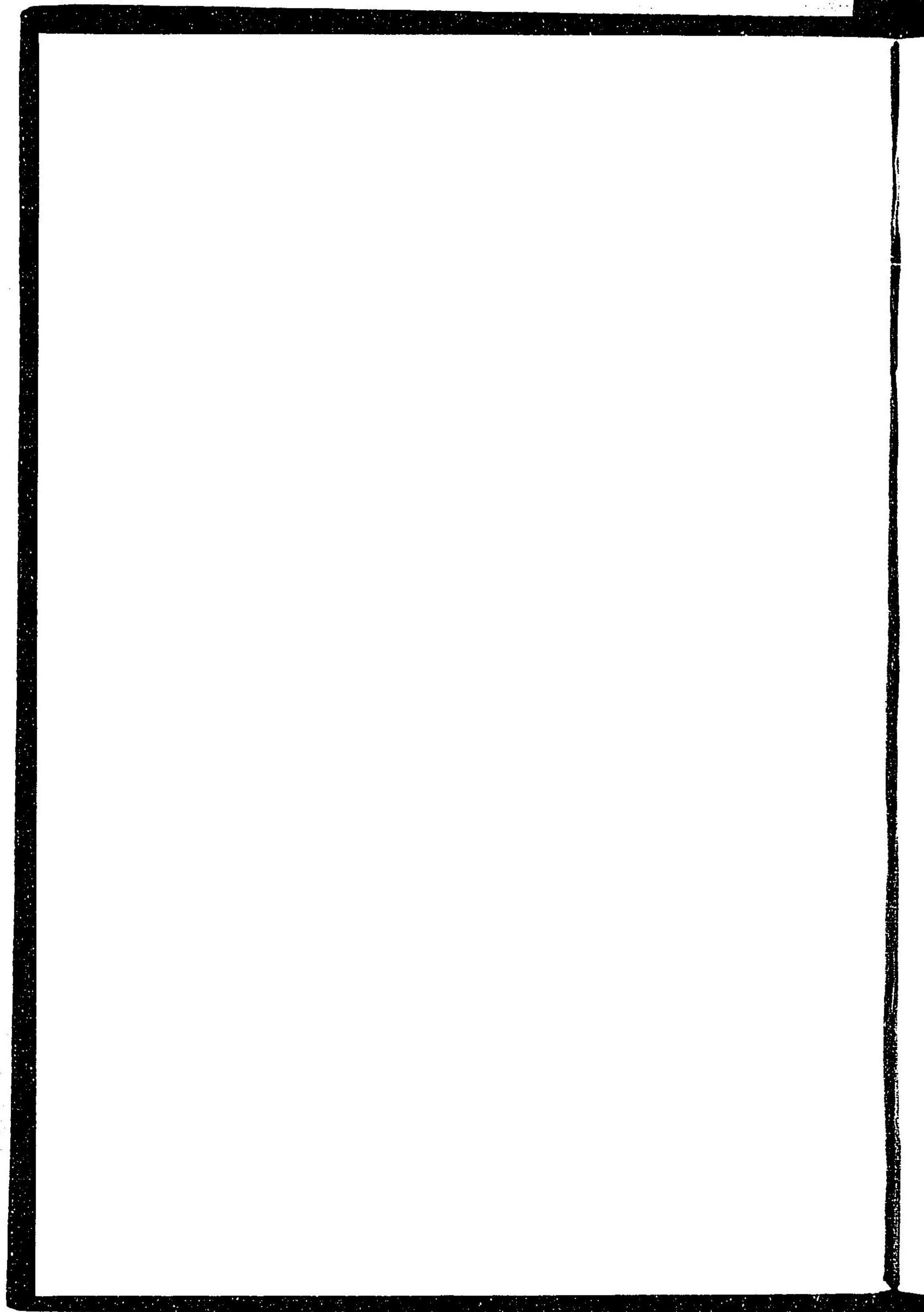
材 料 新 一 讀 三 嘆

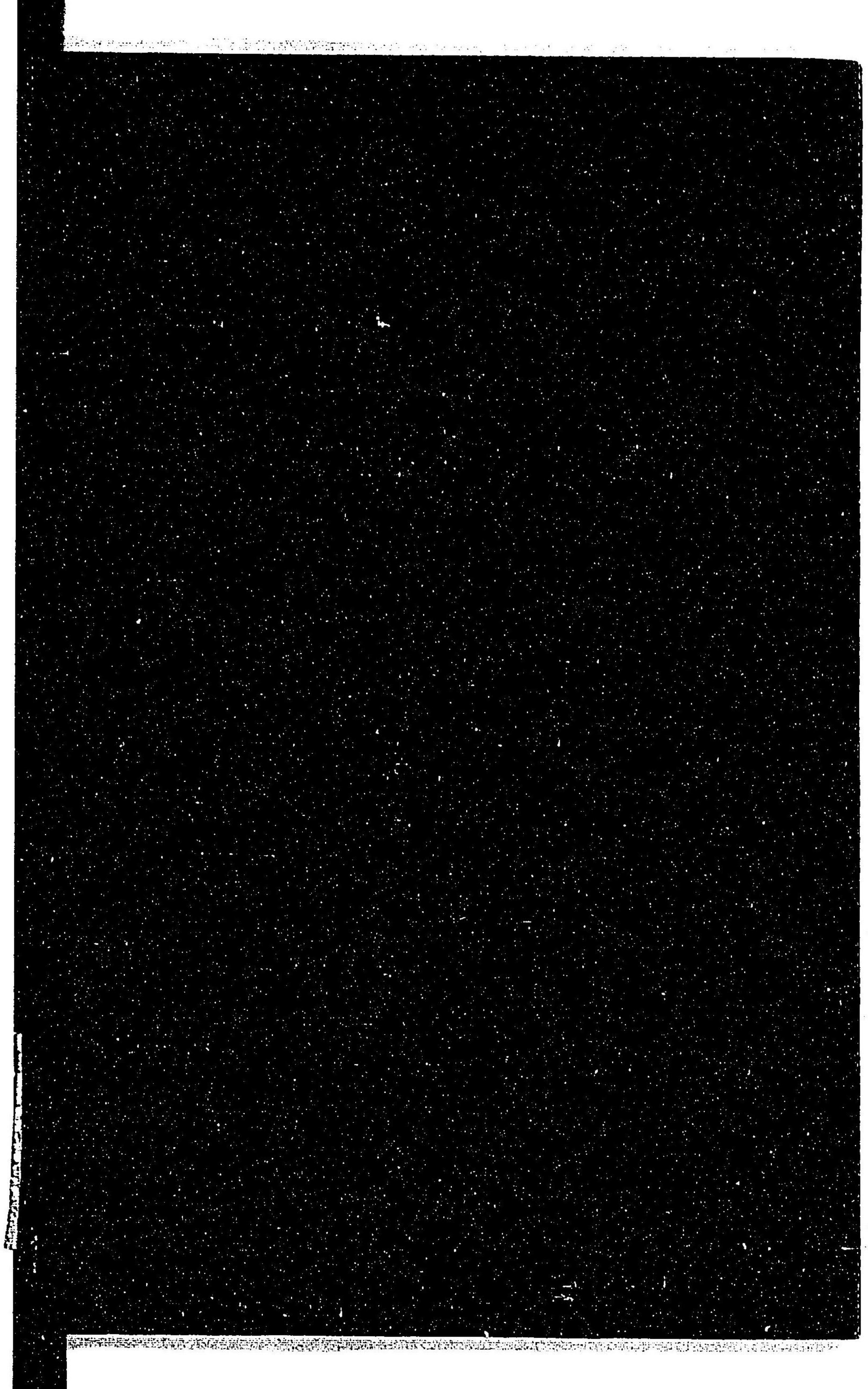
皇 室 御 史

材  
料

極  
メ  
テ  
新

- \* 新 頁 \*
- \* 面 目 \*
- \* 二 史 學 \*
- \* 文 學 予 講 \*
- \* 究 セ ン ト \*
- \* ル 者 ハ 史 學 界 \*
- \* 及 維 持 予 讀 \*
- \* 實 益 予 讀 者 \*
- \* 三 興 ル \*
- \* 本 誌 ノ \*
- \* 特 色 \*
- \* 也 \*





288.4  
H549k

006134-000-6

288.4-H549k

皇室御史

広池 千九郎 / 著

M26

ACJ-0096



Vertical line on the left side of the page.

